

官報

号外 昭和二十三年七月五日

○第二回 参議院會議錄第五十九号(一)

昭和二十三年七月四日(日曜日)午前十一時四分開議

議事日程 第五十七号

午前十時開議

- 第一 國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 國有鉄道運賃法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 建設省設置法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 損害保険料率算出団体に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、財務局及び稅務署の増設に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第六 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 府縣道三原、吳線の改修に關する請願 (委員長報告)
- 第八 大都市道路緊急整備に關する請願 (委員長報告)
- 第九 國道十五号線改修工事に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇 職災復興事業費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)

- 第一一 新井、川奈間道路改修工事に關する請願 (委員長報告)
- 第一二 忠海港拡張工事に關する請願 (委員長報告)
- 第一三 御手洗港修築に關する請願 (委員長報告)
- 第一四 龜沢川外二十八河川の砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一五 埼玉縣の水害復旧費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第一六 大田、原野谷兩川の堤防補修工事に關する請願 (委員長報告)
- 第一七 山田川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一八 安永川外四十河川の砂防工事に關する請願 (委員長報告)
- 第一九 鳥取縣下岩美外五箇郡内河川の砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇 最上川本支流の災害復旧工事に關する請願 (委員長報告)
- 第二一 魚野川支流十七河川の砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)

- 第二二 栖吉川砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二三 羽茂、新保兩川の砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二四 新川溪谷地帯の觀光産業道路改修工事國庫助成に關する請願 (委員長報告)
- 第二五 西部瀬戸内海を國立公園に指定することに關する請願 (委員長報告)
- 第二六 旧霧島陸軍演習地を國立公園霧島觀光区域に編入することに關する請願 (委員長報告)
- 第二七 瀬戸内海國立公園の施設及び助成に關する請願 (委員長報告)
- 第二八 琵琶湖を國立公園に指定することに關する請願 (委員長報告)
- 第二九 阿蘇國立公園区域に日田地方を編入することに關する請願 (委員長報告)
- 第三〇 北海道中南部定山溪附近一帯の地域を國立公園に指定することに關する請願 (委員長報告)
- 第三一 霧島國立公園に新川溪谷地帯を編入することに關する請願 (委員長報告)

- 第三二 櫻島、開闢一帯を國立公園に指定することに關する請願 (委員長報告)
- 第三三 紀淡海峽地区を國立公園に指定することに關する請願 (委員長報告)
- 第三四 湯河原町を中心とする西湘地区を富士、箱根國立公園に編入することに關する請願 (委員長報告)
- 第三五 旧住宅營團經營住宅処分に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第三六 模範社会事業都市建設に關する請願 (委員長報告)
- 第三七 傷い者保護に關する請願 (委員長報告)
- 第三八 大都市の庶民住宅建設助成に關する請願 (委員長報告)
- 第三九 社会事業共同募金法制定に關する請願 (委員長報告)
- 第四〇 社会事業法の改正に關する請願 (委員長報告)
- 第四一 教職員の最低生活保障に關する請願 (委員長報告)
- 第四二 三田、三輪兩町の勤務地手当甲地指定に關する請願 (委員長報告)
- 第四三 看護婦の待遇改善に關する請願 (委員長報告)
- 第四四 布はく製品の配給改善に關する請願 (委員長報告)
- 第四五 内地向け生活用陶磁器統制撤廃に關する請願 (委員長報告)
- 第四六 家具價格統制撤廃に關する請願 (委員長報告)
- 第四七 中小企業の技術指導機關の整備擴張に關する請願 (委員長報告)
- 第四八 中小企業復元計画の増進増加に關する請願 (委員長報告)

- 第四九 中小企業の振興に關する請願 (委員長報告)
- 第五〇 亜炭産業國策樹立に關する請願 (委員長報告)
- 第五一 亜炭の新統制法式に關する請願 (委員長報告)
- 第五二 亜炭急機打開に關する請願 (委員長報告)
- 第五三 小樽市手宮貯炭場開放に關する請願 (委員長報告)
- 第五四 尾岐村の村營バス事業許可に關する請願 (委員長報告)
- 第五五 清水港の第一種重要港灣指定に關する請願 (委員長報告)
- 第五六 都井岬燈台復旧促進に關する請願 (委員長報告)
- 第五七 津久見港を開港場に指定することに關する請願(二件) (委員長報告)
- 第五八 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に關する請願 (委員長報告)
- 第五九 米原、網干兩駅間電化促進に關する請願 (委員長報告)
- 第六〇 福島、米沢兩駅間電化促進に關する請願 (委員長報告)
- 第六一 樫蓋、相生兩駅間國營バスの運輸開始に關する請願 (委員長報告)
- 第六二 茂本、笠間兩町間國營自動車運輸開始に關する請願 (委員長報告)
- 第六三 宮崎市、小林町間國營自動車運輸開始に關する請願 (委員長報告)
- 第六四 野村町、中筋村間國營自動車運輸延長に關する請願 (委員長報告)

官報号外 昭和二十三年七月五日

参議院會議錄第五十九号(一)

昭和二十五年三月三十一日

第六五 大子町、豊浦町川尻間國
營自動車の運輸延長に関する請
願 (委員長報告)

第六六 東北本線、両毛線並びに
高崎線の電化促進に関する請願
(委員長報告)

第六七 福岡町、戸田村間國營自
動車の運輸開始に関する請願
(委員長報告)

第六八 東京、長崎間間に準急、
行を運轉することに関する請願
(委員長報告)

第六九 博多駅構内施設拡充に関
する請願 (委員長報告)

第七〇 宮古、小本間國營自
動車の運輸開始に関する請願
(委員長報告)

第七一 二俣、佐久間間鉄道運成
に関する請願 (委員長報告)

第七二 土浦市、古河町間國營バ
ス及びトラックの運輸開始に関
する請願 (委員長報告)

第七三 二俣、佐久間間鉄道運成
に関する請願 (委員長報告)

第七四 神奈川縣三崎町に鉄道を
延長することに関する請願
(委員長報告)

第七五 今市、田島間鉄道敷設に
関する請願 (委員長報告)

第七六 郡山まわり上野、新潟間
駅間直通列車運轉復活に関する
請願 (委員長報告)

第七七 郡山郵便局舎用地及び建
物買上げに関する請願
(委員長報告)

第七八 大里郵便局設置に関する
請願 (委員長報告)

第七九 栃木郵便局舎建設並びに
電話交換方式変更に関する請願
(委員長報告)

第八〇 佐伯郵便局舎建築並びに
電話交換方式変更に関する請願
(委員長報告)

第八一 豊沢郵便局設置に関する
請願 (委員長報告)

第八二 井尻村郵便局設置に関す
る請願 (委員長報告)

第八三 伊東郵便局の電話交換方
式変更並びに電話交換局舎新設
に関する請願 (委員長報告)

第八四 富川郵便局電信事務存続
に関する請願 (委員長報告)

第八五 奥南村の公衆電話架設に
関する請願 (委員長報告)

第八六 簡易生命保険及び郵便年
金積立金運用再開に関する請願
(九十八件) (委員長報告)

第八七 札幌普通通信講習所の存
続に関する請願 (委員長報告)

第八八 高等通信講習所の存続に
関する請願 (委員長報告)

第八九 郡山、猪苗代間の電話直
通回線新設に関する請願
(委員長報告)

第九〇 桑名市の戦災復興事業費
國庫補助増額に関する陳情
(委員長報告)

第九一 戦災復興都市計画事業費
増額に関する陳情(三件)
(委員長報告)

第九二 津市の戦災復興事業費増
額に関する陳情 (委員長報告)

第九三 生産道路の改修並びに維
持費の國庫補助に関する陳情
(二件) (委員長報告)

第九四 四日市市の土地区画整理
事業費増額に関する陳情
(委員長報告)

第九五 高萩町地内國道六号線改
修に関する陳情 (委員長報告)

第九六 八木山トンネル閉鎖に関
する陳情 (委員長報告)

第九七 大野島、中川副町間早
津江川架橋に関する陳情
(委員長報告)

第九八 京阪神地区の幹線道路整
備促進に関する陳情
(委員長報告)

第九九 戦災都市復興区画整理事
業費に関する陳情 (委員長報告)

第一〇〇 四國地方道路改良整備
事業促進に関する陳情
(委員長報告)

第一〇一 港灣法制定促進等に関
する陳情 (委員長報告)

第一〇二 福江港改修工事に関す
る陳情 (委員長報告)

第一〇三 山口縣の災害復旧土木
費國庫補助増額に関する陳情
(委員長報告)

第一〇四 石炭関係港灣施設工事
促進に関する陳情 (委員長報告)

第一〇五 港灣災害復旧費國庫補
助増額に関する陳情
(委員長報告)

第一〇六 東京都の道路橋りょう
維持修繕費國庫補助に関する陳
情 (委員長報告)

第一〇七 瀬戸内海國立公園区域
に山口縣を追加指定することに
関する陳情 (委員長報告)

第一〇八 多摩秩父を國立公園に
指定することに関する陳情
(委員長報告)

第一〇九 阿蘇山國立公園区域に
日田地方を指定することに関す
る陳情 (委員長報告)

第一一〇 五次都市の庶民住宅復
興に関する陳情 (委員長報告)

第一一一 大阪府下の住宅対策に
関する陳情 (委員長報告)

第一一二 住宅建築促進に関する
陳情(三件) (委員長報告)

第一一三 くづ織維の購入権附與
に関する陳情 (委員長報告)

第一一四 寒冷地給の支給に関す
る陳情 (委員長報告)

第一一五 教職員の待遇改善に関
する陳情(二件) (委員長報告)

第一一六 そう合技能指導所設置
に関する陳情 (委員長報告)

第一一七 佐賀関町の地域給引上
げに関する陳情 (委員長報告)

第一一八 教職員の生活保障に関
する陳情 (委員長報告)

第一一九 財務職員の待遇改善に
関する陳情 (委員長報告)

第一二〇 寒冷地特別給與制度確
立に関する陳情 (委員長報告)

第一二一 労働委員の手当増額に
関する陳情 (委員長報告)

第一二二 長崎縣の賠償撤去対象
工場存置に関する陳情
(委員長報告)

第一二三 中小企業廳工機室に関
する陳情 (委員長報告)

第一二四 製油所の操業に関する
陳情 (委員長報告)

第一二五 中國地方飯山復興に関
する陳情 (委員長報告)

第一二六 船員労働行政合理化に
関する陳情 (委員長報告)

第一二七 細島港を開港場に指定
することに関する陳情
(委員長報告)

第一二八 福島、米沢間駅間電化
促進に関する陳情(五件)
(委員長報告)

第一二九 海難防止施設に対する
國庫補助並びに資材配給に関す
る陳情 (委員長報告)

第一三〇 高松海運監理部の海運
局昇格に関する陳情
(委員長報告)

第一三一 自動車運賃値上げに関
する陳情 (委員長報告)

第一三二 旧播丹鉄道線拂下げに
関する陳情 (委員長報告)

第一三三 日高、胆振間鉄道敷設
工事促進に関する陳情
(委員長報告)

第一三四 富山港鉄道線拂下げに
関する陳情 (委員長報告)

第一三五 地区機帆船業者の救済
に関する陳情 (委員長報告)

第一三六 國有鉄道運輸の合理化
に関する陳情 (委員長報告)

第一三七 道路の整備に関する陳
情 (委員長報告)

第一三八 北海道鉄道輸送力増強
に関する陳情 (委員長報告)

第一三九 三陸沿岸の國道並びに
鐵道完遂促進に関する陳情
(委員長報告)

第一四〇 逗子海の家拂下げに
関する陳情 (委員長報告)

第一四一 道路運送監理事務所存
置に関する陳情 (委員長報告)

第一四二 指宿線の列車増発等
に関する陳情 (委員長報告)

第一四三 逗子駅裏設置に関す
る陳情 (委員長報告)

第一四四 貨物自動車営業種別標
示に関する陳情 (委員長報告)

第一四五 貨物自動車より運送事

業の指導監督所管に関する陳情

(委員長報告)

第一四六 福島、米沢両駅間電化

促進に関する陳情 (委員長報告)

第一四七 郡山まわり上野、新潟

両駅間直通列車運轉復活に関する陳情

(委員長報告)

第一四八 鹿兒島港海岸無煙同設

置に関する陳情 (委員長報告)

第一四九 輪島郵便局舎の新築並

びに電話回線増設に関する陳情

(委員長報告)

第一五〇 簡易生命保険及び郵便

年金積立金運用再開に関する陳情

(委員長報告)

第一五一 南箕輪、伊那両同間電

話回線増設に関する陳情 (委員長報告)

第一五二 郵便年金第二封鎖切替

てに関する陳情 (委員長報告)

第一五三 國土計画に関する調査

に関する件 (委員長報告)

第一五四 裁判官の刑事事件不当

処理等に関する調査に関する件

(委員長報告)

第一五五 祝祭日の改正に関する

調査に関する件 (委員長報告)

第一五六 水産物増産対策に関す

る調査に関する件 (委員長報告)

〇議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗

読を省略いたします。

一昨二日委員長から左の報告書を出

した。

文化委員会請願審査報告書第四号

文化委員会請願特別報告第四号

文化委員会請願審査報告書第三号

文化委員会請願特別報告第三号

文化委員会陳情特別報告第三号

商業委員会請願審査報告書第二号

商業委員会請願特別報告第二号

運輸及び交通委員会請願審査報告書

第九号

運輸及び交通委員会請願特別報告第

九号

運輸及び交通委員会陳情審査報告書

第五号

運輸及び交通委員会陳情特別報告第

四号

昨日議員から左の議案を提出した。

國家行政組織法案に対する修正案

(大田龍九君発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。

恩給法臨時特例案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

貿易資金特別会計法の一部を改正す

る法律案

公認会計士法案

運輸省官制の一部を改正する法律案

造幣局官制の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する

法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

公立高等学校定時制課程職員費國庫

補助法案

風俗営業取締法案

市町村立学校職員給与負担法案

教科書の発行に関する臨時措置法案

判事補の職権の特例等に関する法律

案

電信電話料金法案

郵便法等の一部を改正する法律案

種畜法案

国立光明療養所設置法案

船員職業安定法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

自轉車競技法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を承認することを議決した旨衆議

院に通知した。

地方自治法第百五十六條第四項の規

定に基き、海運局の増設に関し承認

を求めの件

同日修正議決した左の内閣提出案は、

即日これを衆議院に回付した。

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案

は、即日これを衆議院に回付した。

理容師法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日

これを衆議院に送付した。

商工省官制の一部を改正する法律案

森林資源造成法の一部を改正する法

律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、

即日これを衆議院に送付した。

工業技術設置法案

同日左の本院提出案を衆議院に送付し

た。

青年輔導法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。

昭和二十三年年度一般会計予算

昭和二十三年年度特別会計予算

所得税法の一部を改正する等の法律

案

取引高税法案

國有鉄道事業特別会計及び通信事業

特別会計における事業運営以外の行

政に要する経費の財源に充てるため

新炭需給調節特別会計法の一部を改

正する法律案

印紙をもつてする歳入金納付に関す

る法律案

連合國占領軍の管理下から解除され

た貴金屬等に代るべき貴金屬の地金

の連合國占領軍に対する引渡に關す

る法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十

五條の二の災害及び同條の規定を適

用する地区を定める法律案

商法の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律

案

昭和二十三年六月以降の凶事等の俸

給等に関する法律案

昭和二十三年六月以降の判事等の報

酬等に関する法律案

石炭鉱業権等臨時措置法案

地方自治法第百五十六條第四項の規

定に基き、經濟警察廳法第十三條第

一項の規定による地方經濟警察廳の

設置に関し承認を求めの件

少年法を改正する法律案

少年院法案

輸出品取締法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提

出案を委員会に付託した。

昭和二十三年年度一般会計予算

昭和二十三年年度特別会計予算

予算委員会に付託

所得税法の一部を改正する法律案

取引高税法案

國有鉄道事業特別会計及び通信事業

特別会計における事業運営以外の行

政に要する経費の財源に充てるため

の一般会計からする繰入金に関する

新炭需給調節特別会計法の一部を改

正する法律案

印紙をもつてする歳入金納付に関す

る法律案

連合國占領軍の管理下から解除され

た貴金屬等に代るべき貴金屬の地金

の連合國占領軍に対する引渡に關す

る法律案

財政及び金融委員会に付託

罹災都市借地借家臨時処理法第二十

五條の二の災害及び同條の規定を適

用する地区を定める法律案

商法の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律

案

昭和二十三年六月以降の凶事等の俸

給等に関する法律案

昭和二十三年六月以降の判事等の報

酬等に関する法律案

少年法を改正する法律案

少年院法案

司法委員会に付託

石炭鉱業権等臨時措置法案

鉱工業委員会に付託

地方自治法第百五十六條第四項の規

定に基き、經濟警察廳法第十三條第

一項の規定による地方經濟警察廳の

設置に関し承認を求めの件

治安及び地方制度委員会に付託

輸出品取締法案

商業委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための内

閣送付案を財政及び金融委員会に付託

した。

外國貿易特別回金特別会計法案

同日衆議院から、本院の送付した左の

内閣提出案は同院において、これを可

決した旨の通知書を受領した。

性病予防法案

健康保険法の一部を改正する法律案
へい黙処理場等に関する法律案
社会保険診療報酬支拂基金法案
同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

貿易資金特別会計法の一部を改正す
る法律

公認会計士法
厚生年金保険法等の一部を改正する
法律

船員保険法の一部を改正する法律

公立高等学校定時制課程職員費國庫
補助法
風俗営業取締法
市町村立学校職員給与負担法
自轉車取扱法
教科書の発行に関する臨時措置法
船員職業安定法
港域法

運輸省官制の一部を改正する法律

造船局官制の一部を改正する法律
電信電話料金法
郵便法等の一部を改正する法律
判事補の職務の特例等に関する法律
種畜法

国立光明堂設置法

性病予防法
健康保険法の一部を改正する法律
へい黙処理場等に関する法律
社会保険診療報酬支拂基金法

同日衆議院議長から、國會において承
認することを議決した左の件を内閣に
送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、海運局の増設に関し承認
を求めるとの件

同日衆議院において採択することを議決
した国立廣島高等合大設立に関する
請願外七十三件の請願及び六・三制完
全実施のため予算削減反対に関する陳
情外百三十九件の陳情は各々意見書を
附し、即日これを内閣に送付した。

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議
を送付した。

森林保全に関する決議

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

祝祭日の改正に関する調査報告書

恩給法の一部を改正する法律案可決
報告書
國有鉄道運賃法案可決報告書
損害保険料率算出団体に関する法律
案可決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、財務局及び税務署の増設
に関し承認を求めるとの件可決報告書

学校教育法及び義務教育費國庫負担
法の一部を改正する法律案可決報告
書
建設省設置法案可決報告書
消防法案修正議決報告書
厚生委員会請願審査報告書第四号
厚生委員会請願特別報告第五号及び
第六号

厚生委員会陳情審査報告書第四号

厚生委員会陳情特別報告第四号
去る一日委員長から提出した左の調査
承認要求に対し一昨二日これを承認し
た。

輸送力増強対策に関する調査承
認要求書

一、事件の名称 輸送力増強に関する
調査
二、調査の目的 輸送力の増強を計

るため、施設、機関、能率等の現
状を調査検討し以て適切な対策
樹立を企図する。

一、利益 輸送力諸制度の整備拡充
を図り以て現下の経済危機を突
破し、併せて將來の経済復興を推
進する。

一、方法 関係者から説明及び意見
を聴取し、資料の提出を求め、且
つ必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期國會開會中

右本委員会の決議を経て参議院規則
第三十四條第二項により要求する。

昭和二十三年七月一日
運輸及び交 板谷 順助
通委員長 参議院議長松平恒雄殿

○議長(松平恒雄君) これより會議を
閉じます。

○石坂豊一君 本日は、昨日日本議場
における總理大臣の参議院の性格に関
する発言について、緊急質問の動議を提
出したします。

○小林勝馬君、石坂豊一君の動議に賛
成いたします。

○議長(松平恒雄君) 石坂君の緊急質
問の動議に賛成の諸君の起立を請いま
す。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。石坂豊一君。

〔石坂豊一君登壇、拍手〕
〔石坂が「んばれ」「簡單にやれ」と
呼ぶ者あり〕

○石坂豊一君 諸君、私は民主自由党
を代表いたしました。本院の性格に関
して、芦田首相に問わざるを得ないの
であります。昨日重ねて同僚左藤義隆

君より予算委員会において質疑を行
われたことについて、只今速記も拝見を
いたして来ました。これにつきまして
も、私はどうしても重ねて首相の明答
を頼まなくてはならないのでありま
す。

私の質問に対して答えられた芦田首
相の弁論中に、かように述べられてお
るのであります。ここに芦田首相の言
葉をそのまま繰返します。「衆議院が
解散の対象になるといふ事実、又衆議
院が政府に対して信任、不信任の決議
をなし得るといふ事実を照し合せて、
先ず第一義的に國民代表としての機関
は、衆議院である」と考え方が、新憲
法の中に盛り込まれていることは御承知の
通りである。従つて一應の見解として
は、衆議院の多数が提出したる予算修
正の要求は、國民多数の意向を代表す
るものと考へることは、政治常識とし
て許さるべきものと考へます。これが
首相の答弁の一節であります。さてこ
の答弁を要約いたしますれば、國會は
即ち衆議院、衆議院即ち多数党、言い
換へますと、與党が多数を占めれば、
その與党の多数が即ち國會の意見、
かように断定されておられ、而もこ
れが政治常識なりといわれておるので
ある。國民代表機關たる参議院は、衆
議院の下位に立つものであるとの觀念
を、首相みずからお持ちになつておる
ものであり、又それが至る處において
表現されておるものと本日は解せざる
を得ないのであります。

然るに、私共の考へるところにより
ますれば、参議院は政争の渦中を避け
まして、厳正公平の立場におるけれど
も、國民を代表する二院制度の一機関

であることは、新憲法の明記するところ
であります。(拍手)憲法第四十一條
には「國會は、國權の最高機關であつ
て、國の唯一の立法機關である」と明
記しております。又その第四十二條に
は「國會は、衆議院及び参議院の兩議
院でこれを構成する」と定めておりま
す。更に又憲法第四十三條には「兩議
院は、全國民を代表する選挙された議
員でこれを組織する」という規定があ
るのであります。参議院は衆議院と等
しく國民の代表として何ら異なること
ろがないのであります。(拍手)況んや
今日の参議院は昔日の貴族院のごとき
特權的組織とは全く趣きを異にしてお
ります。國民によつて選ばれたる選民
によつて組織されておるのでありま
す。(拍手)而も政争の渦外に立つて嚴
正公平に、政党政治の陥り易き多数横
暴を抑制し、冷靜慎重に他院の足らざ
る所を補ひ、誤れるを正し、兩院相俟
つて憲政を正しく運営し、國民の幸福
を増進するところの本質を備えておる
のであります。然るに首相の言はれて
ごとき、解散の適用なきこと、政府に対
する不信任の決議なきこと、特異性
を授けられて、兩院之間に差別を設け、
而も参議院は衆議院の下風に立つとい
う方がごとき拍手見解を持つことは
〔然り〕と呼ぶ者あり、拍手誠に憲法
上の曲解であつたと言わざるを得ない
のであります。私には敢て感情に訴えて申
すのではありません。憲法の各條項を調
べ、又これを憲法を起草したところ
の審議の状態により、又我が國の國情
に照らしまして、政治的に解釈をいた
しまして、これには誤りないと確信
いたしますのであります。(拍手)従つて

首相の御見解に対しては、私共のみならず、國民の政治常識上承服し得ないところであります。かくのごとき観点より見ますと、首相が去る二日衆議院においてなされた議員との質疑應答中、與党三派の修正を以て直ちに國會の多数意見として表現せられたことは、正に言い過ぎであり、又新憲法の曲解に基くところの争うべからざる強弁であると私は解するのであります。(拍手)

以上述べましたところによりまして、本院を無視せられたる芦田首相の御答弁に対して、よろしく当院に対して相当の陳謝をなさるお考えあるかどうか、その点を私は簡單ながら質問をする次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 芦田内閣總理大臣。

〔國務大臣(芦田均君)登壇、拍手〕

○國務大臣(芦田均君) 石坂君にお答えいたします。國會が國民の代表機關であるという点については、石坂君も私も何ら見解の相違はありません。意見を異にするのは、私が二日の答弁の中において申述べたる第一次的の國民代表機關という觀念にあると思ひます。この問題は私の私の私見を述べておるものではありません。新憲法審議の際に現れたる当時の兩院の意見、並びに新憲法の解釈書に現れておる學者の多数意見を私が述べておるに過ぎないのであります。無論兩院共に國民の代表であるけれども、若しその間に全然第一次、第二次の性格を設けて置かなければ、眞の輿論、多数による政治の運用においては、幾多の不便を生じます。衆議院が參議院と全然意見

を異にしたる場合、殊に重大なる問題について見解の差を生じた時には、衆議院は解散ができません。衆議院は解散ができません。そうすれば實質的に衆議院が政治の重大な鍵を握るといふ結果に陥るのであります。従つて新憲法においては、國家の重要なる問題を決定する際においては、先ず第一次的に衆議院の意見を先行せしめるといふ規定が隨所に現れておるのであります。(「そんなことは分つてゐる」と呼ぶ者あり) 後継首班を選任する時に、衆議院と衆議院とが意見を異にする時には、衆議院の意見が先ず國民多数の意向として認められておるのであります。内閣に対する信任不信任を決定するには、衆議院に専らその権限を與えておるのであります。その意味において、先般衆議院において、民主自由黨の代表の方々が、政府は國民の輿論を問うために、衆議院の解散を行ふ意思があるかという御質問があつた。そのこと自体が、民主自由黨と雖も、先ず第一次的に衆議院が國民の意向を反映するものであるという觀念をお認めになつておるものと私は了解いたしておる。(「ノー、それは性格の違い」と呼ぶ者あり) 性格の違いを私は述べておる。(「昨日のものはそうじやない、我々を侮辱しておる、馬鹿にするな」と呼ぶ者あり) 若し憲法の解釈が違ふから、感情的に侮蔑しておるのだとおつしやるならば、それは見解の相違であります。政府としては憲法の解釈をここでお答えしておるに過ぎない。

○憲法の解釈ではない」と呼ぶ者あり、拍手〕

〔石坂豊一君登壇、拍手〕

○石坂豊一君 重ねて質問をいたします。(元氣でやれと呼ぶ者あり) 芦田首相の御答弁は、昨日の答弁を繰返されておるのであります。我々を納得せしむべき何物をも見出すことができなかったものであります。(「その通り」と呼ぶ者あり) 若し芦田首相の見解の通りとすれば、即ち日本の憲法は二院制度であつて、その実一院制度と同様のことになるのであります。(「それでない」と呼ぶ者あり) 断じてこの見解は許すべからざるものであります。私共は、芦田首相は憲法成立と因縁淺からざる關係を持つておられるのであるから、而もこの新憲法は精密機械を有する飛行機のようなもので、一度運轉を誤つたならば、取返しのかんことにならぬ。旧憲法は大八車のようなもので、官僚軍閥が如何に横車を押し、官憲法こそは余程注意しなければならぬ。新憲法こそは余程注意しなければならぬ。その指導者であるところの芦田首相が、參議院に対する認識をかくのごとく誤つておるに至つては、断じて許すべからざるものであると私は確信する。私はかような見解を以て新憲法を運用しておられるから、憲法第七十三條の第五項における内閣の予算作成権に対しても、悉く事もなげにこれを放棄して、時を選ばず、飛んでもない時に與党三派の修正を國會の多数なりとして取入れられたるその行動は、如何にも御解釈にふさわしいものであり、我々の納得することができないものである。ここに改めて芦田首相

が、この芦田首相の新憲法の解釈は、一院制度に墮するものであるといふことを是正するところの見解に立ち戻らんことを、私は深く芦田首相の憲法に因縁ある方として反省を促します。敢えて御答弁があれば伺います。(拍手)

〔國務大臣(芦田均君)登壇、拍手〕

○國務大臣(芦田均君) 只今の重ねての石坂君の御意見を承りまして、先程の答弁で、私の憲法解釈に対する立場は明らかになつておるのであります。更に附加して一言申上げて置きたいことは、若し石坂君の御主張のごとき方針によつて今後の議會運営が行われるならば、これは極めて危険なる結果を生ずるといふことを、よく我々は反省しなければならぬと思ひます。(「どういふ意味だ」と呼ぶ者あり) 例へば衆議院において政府不信任の決議が通る。併しこれは國民多数の意見を代表するものでないと言つて、内閣が依然附屬するならば、我が國の立憲政治は根柢から覆える。(「そんな馬鹿なことがあるか」と呼ぶ者あり) そういふ解釈を憲法において採用するならば、現に石坂君が、議會の多数は國民の輿論を代表するものでない、という御議論の下に質問をせられた。(「本院を侮辱するものだ」と呼ぶ者あり) 併しそういう質問が若し許されるならば、石坂君の見解の通りに行われるとするならば、今後の日本の議會運営というものに非常な危険な事態が生ずるといふことは、我々が篤と承知して置かなければならぬ。少くもこの意見が新憲法審議の際において立法者の意見である、當時の多数の學者の定説であつたといふ

ことは、當時の速記録をお読みになればよく分ることです。私共は憲法解釈として、この点を譲ることはできません。(拍手)

○三好始君 本員は米價問題に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小林英三君 三好君の動議に賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 三好君の緊急質問の動議に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。三好始君。

〔三好始君登壇、拍手〕

○三好始君 私は米價改訂問題が、農家経済並びに國民経済に重大なる影響を持つものとして、全国的に大問題となつたに拘わらず、依然として昏迷の狀態に放置せられておる現狀に鑑み、問題の所在に対する認識とその対策について政府の所信を質さんとするものであります。今同の米價改訂問題は、すでに昨午秋の價格決定當時から明瞭に予定されていたものであります。当時私の教回に互る質問書に対し、當時の片山内閣は答弁書において、若し物價体系に根本的な変更を見るような場合は、米價に對しても、必要により、これに基いて改訂を行い、再生産に支障を生ぜしめないよう措置をすることは当然であると答えておるのであります。それは第一回國會の質問並びに答弁第九十一号によつて明らかであります。然るに今次の物價改訂に際し、米價改訂が問題になりますといふと、農林大臣はしばしばその必要を發表して参りました

が、今会期終了間際の今日まで、舊時を過ぎ、最近では政府は言を左右にして、これを拒否せんとする態度に出ているようにも見受けられるのであります。私は質問の冒頭において、政府が前内閣の米價改訂方針並びに米江農相がしばしば言明した方針を放棄するの立場を取つたものであるかどうかをお尋ねしたのであります。

次に、私は今日の米價改訂問題の認識の仕方についてお尋ねしたいと思ひます。私の認識を以てすれば、米價問題の本質は、消費者價格改訂によつて生ずる差益を農家に支拂うべしという点にあるのではないのであります。かかる論理からすれば、消費者價格を振置きにすれば、消費者價格と米價問題は起らない筈であります。米價問題は消費者價格とは直接の關係なく、物價改訂と同様に問題とされねばならないのであります。それは農家に對する恩惠的乃至救済的政策としてではありませぬ。價格統制理論の必然の帰結であり、供出制度と公定米價の下において、農業再生産を確保するための絶対的要請だからであります。ところがここに奇怪な言論が行われております。即ちすでに供出を完了し、代金支拂の終つた米に對し、價格の追加支拂の必要はないという議論であります。この考え方は、要するに二十二年産の米は千七百円という價格に、生産費を償ひ得るよりに定められたものであり、二十三年度の生産費は増加したからといって、米價改訂に伴う差額を供出農家に追拂いなどする必要、理由は全くない。本年度の生産費が増加したならば、それは本年度の米

に繰り込まれたらよいのである。増加生産費が不足であれば、農業金融などによつて調達の方法を請じたらよいではないか。こういふ考え方であります。私はかくのごとく無智にして幼稚極まる推論に驚くのであります。この点につきましても、政府は米價調整の必要なしとせられるならば、その理論的根拠を明らかにせられたいのであります。私は公定價格に基くベリテイ計算によつて米價が決定されることは、現実的には生産費を償ふものでないと考えますが、仮に百歩を譲つて、毎年度の米價決定當時において、生産費を償ひ價格が定められるとしても、インフレ高進期には、生産期間の長い米作に對し、米價調整を必要とする十分の理由があると思ふのであります。それは別途の調達方法、例えば大規模な農業金融によつて解決し得るような問題では絶対ではないのであります。

次に、その理由を申し上げて、これに對する政府の態度を明らかにせられたのであります。昭和二十一年産米が五百五十円に決定されたのは御承知の通りであります。農家は五百五十円米價の収入で、二十二年産米の生産を行つたのであります。ところが物價騰貴に伴う増加生産費の追加を必要といたしました。これは同じベリテイ計算において、米價は二十二年一月が六百四十一円、五月が七百二十五円、九月が千三百八十九円となるべき計算でありますから、相當の額であることは分るのであります。正確には物價改訂状況と農家支出分布状態によつて決定すべきものであります。これを仮にX

といたします。農家はこれだけ何らかの方法で追加して、千七百円米價の米を生産したのであります。この場合調達した増加生産費を差引けば、二十二年産米の実収入は、石当り千七百円マイナスXに外ならないのであります。これが千円であるが千二百円であるかは、計算によつて理論的には大体明らかにすることが出来ます。これが生産費を償つて余りあるような價格でないことは絶対に斷言して懼りませぬ。これだけの収入で農家は今年度の米を生産しつづつあります。物價改訂によつて本年度も増加生産費を調達しなければなりません。これをYといたしますという、本年度米を仮に三千五百円としていへば、農家の実収入は石当り三千五百円マイナスYとなります。而してこのYは前年度の増加生産費Xを累積したものであり、インフレが続く限りこのYは更に次の年度の増加生産費に累積され、こうして農家経済への重圧はますます加わることになり得ます。然らば増加生産費としてのX並びにYは如何にして調達されるか、それは圍價格による食糧の横流しに求めざるを得なかつたかも知れません。併しなから供出の強化と共に、一般的には戦時中以來營々として食糧増産に勤み、強節節約によつて乏しい生活の中に貯えた余剰を全部投出して生産を支えて来た農家の傷ましい姿が想像されるのであります。一時農村に集中していた通貨は減少の一途を辿り、會て都市から農村へ運ばれた衣類は最近では都市に逆流しつづつあります。配給肥料が買えない農家は続出しつづつあります。本日の朝日新聞の第二面では、米單作地

帯の東北農村が金に困つて娘を身賣りしておる問題を大々的に報じております。これらを通じて、私は米價騰貴の農民弊害に愕然とならざるを得ないのであります。最近では増加生産費の捻出も底をついて農村金融が深刻な問題になりつつあることは御承知の通りであります。ところが、今までの米價機構をそのままにしての農業金融は、インフレが続く限り青田賣りに外ならないことを私達は考えねばならないのであります。これを繰返すとき、全國の農家は殆んど全部が二年を待たずして破産に瀕し、農業再生産は潰滅的な影響を受けることは明らかであります。若しそれを辛うじて遅らせるものがあるとすれば、それは非法的な食糧の闇賣りであろうと思ひます。そこで農家の犠牲は消費者に轉嫁されざるを得ないわけであり得ます。その場合重圧を強く受けるものは常に正直な大衆であります。ことに悲しむべき現実であります。そこには正しい政治はありませぬ。断じて合理的な政治はありませぬ。政府はかかる米價機構に目を敵いつつ一方で食糧の一割増産を叫んでおられます。これは恰かも生存を脅威する程度に食糧を減配しながら居残り労働を要求するの類であります。かかる状態を改めるには、速かに米價機構の是正が行われ、再生産の條件が備わらなければならぬのであります。千七百円米價及び仮定としての三千五百円米價がそれ、生産を償ひ得る價格であるならば、それは私の言う増加生産費としてのX乃至Yが割引されるものであつてはならないのであります。それは生産

過程において不足する増加生産費X乃至Yを米價調整金として交付することによつてのみ「簡單々々」と呼ぶ者あり一解決されねばなりません。この財源を消費者價格改訂に求めるか、これを改訂せずして二重價格制を採るか、主として財政政策の問題であります。

今日の米價問題は、以上において私が示したとき生産補償價格の崩壊を調整すべしという主張なのであります。これは財政困難を理由にして放置し得るような問題では絶対にはありませぬ。統制經濟の主体としての政府の義務において解決すべき問題であることとを私は確信いたします。(拍手)言うまでもなく、生産費の補償というものは、實質的には再生産費の補償でなければ無意味なのであります。それが生産に要した各目費用の補償に止まり得るのは價格安定時代に限るのであります。それ故にこそ、昭和二十一年以來ベリテイ計算という新しい米價決定方式が採用されざるを得なかつたのであります。ベリテイ計算を採用しつづつ價格均衡維持のための調整を否定せんとするのは矛盾も甚だしいと言われねばなりません。(拍手)政府はかかる米價調整の主張に對し、如何なる方策を以て應えんとするかを明らかにして頂きたいのであります。

今から約十七年前、私はいわゆる昭和農業恐慌の眞只中に農学校時代を過して、農業政策に一生を打込まんとする決意を促されたことを想起いたします。今や農村には昭和初期以來の農業恐慌が再び「簡單々々」「何が簡單だ」と呼ぶ者あり訪れつつあります。併

しながら、それは曾ての農業恐慌のごとく、需給並びに價格に現れた經濟原則や自然的災害によつてではありせん。少くとも現段階においては、それは人為的であり、政策的であります。それは農業に加えられたつある統制、(「簡單々々」)「やかましい」、「しつかりやれ」と呼ぶべき者ありなからず、價格統制が農民の犠牲を強要しつあることを意味するのであります。私は芦田首相以下閣僚の良識と政治的良心に訴え、ここに問題解決に対する方策と誠意を示して頂きたいのであります。

以上の諸点につき、總体的には芦田首相、永江農相、財政的立場からは北村農相、統制經濟の合理的調整、いわば經濟安定の立場からは栗栖安定長官の御答弁を求め次第であります。(拍手)

○國務大臣(永江一夫君) 只今米價に關しまして誠に適切な御質問を頂きました。私共今日米價に關しますることにつきましては、先般衆議院の本會議におきまして全会一致の議決がございました。政府を代表いたしまして衆議院の本議場におきまして答弁をいたしました趣旨に應じて、あらゆる方面に目下これが解決のために努力をいたしておる最中でございます。今お尋ねになりました諸点について、大体は私から先ずお答を申し上げたいと思ひます。

その一つは、米價につきまして、生産者價格につきまして、昨年の産米を供出を願いました際に、政府において

決定をいたしました千七百円によつて三千五十五万石が供出完了と相成つておるのであります。この米は政府は全國的な配給機構を通じてそれぞれ配給中でございますが、たまたま本國會におきまして物價の改訂が大々的に取上げられることになつたのであります。従いまして昨年供出を受けました三千五十五万石の米の中で、この物價改訂に伴つて、まだ政府の手持米となつておるものが價格差益となつて相当政府の手に入るという想定の下に、その差益金を適当に生産農民諸君に還元してはどうかという一つの意見が出て来たのであります。更にこれと對蹠的な意見としては、今御議論の中にありましたように、一應昨年パリテイ計算によりまして新しい米價の算定方式を決定して、それによつて決まりました米價でありますから、このときに政府関係筋からいへば、生産農民諸君に説明をいたしました中に、或る程度物價改訂のあつたときには、將來の再生産のために必要な処置を考慮するといふような趣旨がありまして、この際既に七月から新しく物價が改訂された場合には、本来穀年度の残り、即ち七月、八月、九月、十月の四ヶ月は新しい物價改訂の線に沿つて米價をそれだけ仮に上げて行くべきである。即ち言葉を変えて申しますと、昨年供出を受けてから一年間の中において、本年の六月までは千七百円の買上價格によつて消費者價格を決定して配給をしておる。七月以降は若干消費者價格も上げるのであるから、七月から十月までの四ヶ月分は或る仮想米價を作りまして、その假想米價と

昨年米價との差額については、十二月分の四ヶ月分だけはいわゆる還元支拂をすべしであるといふこの二つの意見が出て参つたのであります。政府はこの二つの意見について慎重に考慮をいたしました。今お述べになりましたような、現下の我が國の農村の事情から申しまして、特に北海道、東北等、單作地帯におきまます窮乏なども勘案いたしますならば、農村金融の逼迫した際に、漸次物價の高騰する中に、肥料、農具その他の生産資材の不足なる今日、可なり困難なる状態において生産農民諸君がよく増産に協力されつあるところの事情からいまして、これらに對して十分なる生産資材を提供するためにも、亦農村の特別な金融といふことを考慮しなればならない。この金融と同時に若し國の財政その他、食糧管理局の今保管しておりますところの特別會計の操作によりまして、予算の上で余剰ができてくるならば、これらの金を何らかの生産奨励の意味において、生産農民諸君にその供出数量に應じて還元をすること、或いは一つの案もできたのであります。これらの諸種の案件につきまして、農村の事情からして、何とかして食糧の再生産に大きなプラスを加えて、それによつて本年の産米も、できるならば政府が奨励しておりますような一割増産の成果を挙げることによつて、正式なルートに供出量を増したいといふ念願によりまして、政府は關係方面といへば、折衝中であつたのでございます。たゞその折衝途上におきまして、最初に御話を申し上げましたように、衆議院の満場一致の議決がござ

いたしました。この線に沿ひまして政府は更に關係筋と折衝中でありまして、私共の見るところによりまして、今日の我が國の財政の現状から、この物價改訂に伴ひ、その以降におきまして、假に本年の米價を假想的に定めまして、それと昨年の上げました米價との差額を返すといふことになりまますならば、相当多額なものが國の一般の會計か、或いは消費者の負担といふことになるのであります。こゝういふことを適當に勘案いたしまするのには、米價の差額を生産農民諸君に還元支拂をするといふ考え方も、むしろ本年事前勘案をいたしております數量に應じて、個々の生産農家に對して、生産奨励金の形において適當なる現金を支給するといふ方法が最も適切であると存じまして、その線に沿つて只今關係方面と折衝中でございます。勿論このことは来るべき新しい麦、半並びに本年産の米價決定の方式にも關連することでありまして、今御議論の中にありましたように、パリテイ計算の中におきまます諸種の基礎物資、或いはこれらのウエイトにつきましても、新しい角度から更に再検討を加えておるのであります。い

ゆる米價を決定いたしまする際においても、個々の農家が生産に必要な費用と、個々の農家の生産費並びに生活費と、この二つの面から勘案いたしました。生産費並びに生活費の二つの面からそれと適切なウエイトを決めまして、新たにパリテイ計算にこれらの考え方を盛り上げて、そして新しい農産物の價格決定方式といたしまして、それを以て將來本年のごとき物價

の変動がありました際には、その物價の変動に應じて農家の生産費に關する部分において、若干のいわゆる差額について還元支拂をするといふような考へ方も亦取入れて参りますことが、今後の日本の經濟の事情から適切ではなからうかと考えまして、そゝういふ点についても今御尋ねのありました米價の還元に関連をいたしました。新たに將來農産物の價格決定の際にはさうな面も勘案をいたしました。これらを加へまして、即ち農家の個々に還元するところの生産費、將來買入るべきところの生産者價格、この二つの面を同時に解決をいたしまするために、目下關係方面と鋭意折衝中でありまして、私は農林大臣といたしまして、これらの決定を本國會の会期中に兩院に御報告申し上げたいと存じておつたのであります。非常な時間的に余裕を持つことができなかったために、明日まで仮に本國會が終るといたしまするならば、明日の本會議決定前にこの報告をなすことができないといふことを甚だ遺憾に考へておる次第でございます。只今申しましたような趣旨によりまして、できるだけ農業再生産のために、現在の逼迫したる農村の事情に適應する処置をこの問題について取りたい、かように考へておる次第でございます。以上お答を申し上げます。(拍手)

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今主官大臣たる農林大臣から極めて詳細な御答弁がございましたのであります。私共も農林大臣と共同いたしました

只今お話をいたしましたことにつきまして、閣僚方面の折衝その他共に行動いたしました。成るべく早く解決いたしたいと存じまして、非常に焦焼いたしましたけれども、只今農林大臣が申述べましたように、明日御報告申上げるといふ取柄にはどうもなりたくいと存じます。その点は非常に残念であります。

それから農家の所得と家計についても、二十二年産米の問題として、これは只今農林大臣より詳細述べられた通りであります。次に生産の資金の問題でございますが、これにつきまして、先ず短期のもの、それから長期のものにつきまして、幸に農業手形の創設によりまして、これは特に非常に重大な意義があると思っております。一應創設せられた日本における信用制度が、農業の確実なる手形運用によつて新らしく信用制度が確保せられたと存じます。これは重大な意義を持つと存じます。たゞその外に長期性の農業金融をどうするかという問題は、これは極めて重大でございますが、又極めて必要なことと存じて、これにはいろいろ方法がございます。金融的方法においても三つ程あり、金融的方法でどうしてもいけない場合に、財政的方法があり、これらの諸点につきまして農林大臣等と共にこれも関係方面に折衝中でございます。この点御了承願いたいと思つて、(拍手)

〔國務大臣(栗栖勉) お尋ねの問題につきまして、農林大臣、大藏大臣、並びに安本長官といたしまして、共に折衝いたしてありますので、私から改めて附加する点はないかと存じます。ただ統制経済の合理的調整につきまして、経済安定の立場からどう思ふかという点がございます。その点をここに附加して置きたいと思つて存じます。経済安定の目標は、政府といたしましてはすでにしばしばこの席において申上げましたが、戦前の経済状態、経済水準を成るべく速やかに回復する、やがては発展に持つて行くわけでありまして、第一的には戦前の一定の経済水準を速やかに回復する、そういう国内的の目標を持つておられますと同時に、日本がこの国際経済の中に参加いたしましたして、国際收支の均衡を得るといふことを目標にいたして行なうのであります。この国内的、海外的の目標に向つて我々は進まんとしているものであります。これを達成するにはどうしても長期計画を策定する必要があります。あるのでございまして、その長期計画を策定し、更にそれを最大効率を挙げて実行するには、どうしても統制経済が必要に相成ると考へる次第であります。併しこの統制経済は戦中におきますような、戦争遂行のための統制経済とは非常に趣が違つておりました。これはこの国民生活の先程申しましたような回復、その他の目標、國民の利益のために、過小生産その他の現状において、統制経済を実施するわけでございます。戦前の統制経済と、只今行い、又行わんといたしておりますところの統制経済とは、非常に目的が違つていふことを申上げたい

と思つてあります。従つてその方法その他につきましての範圍につきましては、おのずから違つておりました。我々は國民各層の意向を取入れ、民主的に而も効率的に取扱いたいと思つて存じます。農林方面におきましても勿論同様の趣意において考へて存じます。只今お尋ねの問題につきまして財政上の問題、國民生活、物價の問題、及び農業生産、再生産の問題、そういうような点を総合的に調整案をいたしまして、そうして策定したものを司令部その他と只今交渉して存じます。次第でございます。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

第六條中「本部の長は、總裁とし、」を削る。
第七條第三項中「いづれの場合においても、」を「課を置く場合においては、」に改め、第四項中「前三項」を「前二項」に改める。
第八條第一項中「政令」を「法律」に改め、「医療施設」の下に「その他の機関」を加え、但し書を削る。
第八條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「前二項」を「前項」に改める。
第九條中「前條第一項の規定に該当する機関を除く。」を削る。
第十四條第二項中「命令又は示達により、その活動を規整するため、」を「命令又は示達するため、」に改め、「指令」を削る。
第十六條第一項中「内閣総理大臣は、」の下に「三十日以内」に調査を行はし、」を加える。
第二十條中「法律でこれを定め、且つ、予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ。」を「法律でこれを定める。」に改める。
第二十二條を第二十三條とし、第二十一條の次に左の一條を加える。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

〔議長(松平恒雄) 此れより日程に移りたいと思つて、日程第一、國家行政組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題にいたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。決算委員長下條康啓君。

二條すつくり下げ、第二十四條の次に左の一條を加える。
第二十五條 第三條第二項の行政機関の外、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、臨時に、内閣総理大臣をもつて長に充てる本部を置くことができる。
2 本部については、法律に別段の定めがある場合を除く外、この法律中、府及び省に關する規定を準用する。
第二十六條第一項中「従來の職員に關する通則によるものとする。」を「従來の職員に關する通則によるものとし、その定員に關しては、昭和二十四年一月一日から、これを適用する。」に改める。
第二十八條中「第六項」を「第四項」に改める。

多数意見者署名
竹中 七郎 伊達源一郎
小野 哲 鈴木憲一
駒井 謙平 兼岩 傳一
千田 正 山崎 恒
北村 一男 深川タマエ
中川 幸平 山下 義信
谷口彌三郎

要領書
一、委員会の決定の理由
現行の行政官廳法は、新憲法附屬の法律として、新憲法の施行に伴い、差当り必要な立法措置として制定されたものであつた。爾來政府は行政調査部を中心として調査を進め、行政官廳法に代る恒久

的立法として、此の法案が作成されたのである。

この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて國の行政事務の能率的な遂行のために必要な國家行政組織を整えることを目的とするものである。

この法案によれば、國の中央行政機関の組織は、この法律で定められたものとする。中央行政機関は府、省、委員会、廳などとその名称を統一し、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律で定める。總理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣とする。府及び省の外局は委員会及び廳とし、委員会の長は委員長、廳の長は長官とする。かくの如く名称を統一して、行政組織を一目瞭然たらしめる。その外、これ等の行政機関の内部部局及び所屬機関、地方公共団体に対する各大臣の監督権、公園等について規定するものである。

内閣の提案に対し、衆議院で幾多の修正を加えられたものが本院に送付されたのであり、概ね適切な措置であるが、当委員会において審議の結果、更に別冊の通り修正を加えた上で、多数を以て、可決すべきものと議決した。

二、事件の利害得失

國の行政機関の組織の基準を定め、國の行政事務の能率的な遂行を可能ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行により、別段の費用の増加を要しない。

國家行政組織法案に対する少数意見報告書
私は左の理由によつて本法案に反対する。

國家行政組織法案第十八條に總務長官に関する規定が定められてあるが、かかる制度は官僚の獨善性を温存する原因となる虞があるのでこれを削除し、國會と行政府との連絡交渉にあたる政務次官制度は別に法律によつて設置すべきであるので、本法案中第十八條を削除し、第十七條に關連して政務次官制度に関する措置は別途の法律による。」との修正案を決算委員会に提出したところ、少数をもつて否決されたのである。然るに本修正案は本法案中最も重要な点に關するものと思つての本法案に反対する。

昭和二十三年七月一日

決算委員会

少数意見者 太田 敏兄

參議院議長松平恒雄殿

「小川委員の少数意見報告書は都合により第六十号附録に掲載」

國家行政組織法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十五日

衆議院議長 松岡 詢吉

參議院議長松平恒雄殿

國家行政組織法案

國家行政組織法

(總則)

第一條 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定め、もつて國の行政事務の能率的な遂行のために必要な國家行政組織を整えることを目的とする。

第二條 國家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

第三條 國の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

第四條 行政組織のため置かれる國の行政機関は、府、省、委員会、院及び廳とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

第五條 前項の行政機関の外、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、臨時に、内閣總理大臣をもつて長に充てる本部を置くことができる。

第六條 本部については、法律に別段の定めがある場合を除く外、この法律中、府及び省に關する規定を準用する。

第七條 委員会、院及び廳は、總理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。

第六條 第二項及び第三項の行政機関として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

第四條 前條の行政機関の所掌事務の範囲及び権限は、別に法律でこれを定める。

第五條 總理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣(以下各大臣と總稱する。)とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

第六條 其他法務總裁は、位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならない。

第七條 各省大臣は、國務大臣の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。但し、内閣總理大臣が、自らこれに當ることを妨げない。

第八條 委員会の長は、委員長と廳の長は、長官とする。

第九條 府、省、院及び廳には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。ことを例とする。

第十條 府、省、院及び廳には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。ことを例とする。

第十一條 官房

第十二條 前二項の官房局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、法律でこれを定め、その設置、局、部、官房又は局中の部(以下官房と總稱する。)及び總務室の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定め、官房及び局中の部、課、班及び係の設置及び所掌事務の範囲は、その政令の範囲内で、各大臣又は各外局の長が、これを定める。但し、いずれの場合においても、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

第十三條 委員会に事務局を置く。前三項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第十四條 第三條の各行政機関には、前條の内部部局の外、法律の定めるところにより、審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員会以外のものを云う。)及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。但し、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

第十五條 前項に掲げるもの外、必要な機関は、國會の承認を経て、これを置くことができる。但し、予算上の措置がこれに伴つていなければならない。

第十六條 前項に規定する機関が地方に置かれる場合においては、地方自治

法(昭和二十二年法律第六十七号) 第五百五十六條の規定の適用があるものとする。

第九條 第三條の各行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局(前條第一項の規定に該当する機関を除く)を置くことができる。

(行政機関の長の権限)

第十條 各大臣、各委員会の委員長、各院の総長及び各廳の長官は、その機関の事務を統括し、職員に對して、これを統轄する。

第十一條 各大臣は、主任の行政事務に對して、法律若しくは政令の制定、改正又は廢止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣總理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二條 各大臣は、主任の行政事務に對して、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機関の命令(總理府令、法務府令又は省令)を發することが出来る。

各外局の長は、その機関の所掌事務に對して、それぞれ主任の各大臣に對し、案をそなえて、前項の命令を發することを求めることができる。

3 前二項の命令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは國民の權利を制限する規定を設けることができない。

第十三條 各外局の長は、別に法律で定めるところにより、政令又は前條第二項に規定する命令以外の規則その他の特別の命令を自ら發することが出来る。

第十四條 各大臣及び各外局の長は、その機関の所掌事務に對して、告示を必要とする場合においては、告示を發することが出来る。

第十五條 各大臣は、主任の事務に對して、地方自治法第五十條の規定により、地方公共團體の長の職務を代行する。若しくは、その長を指揮監督することが出来る。若し、國の機関としての都道府縣知事の権限に屬する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の処分と違反するものがあるとき、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあるとき、主任の各大臣は、地方自治法第四十六條の規定により、その行すべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確認の裁判に基いて、当該都道府縣知事に代つて当該事項を行ひ、又は同條の規定により、

り、内閣總理大臣は、これを罷免することが出来る。

第十六條 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の権限に基いて、各大臣が地方公共團體の長に對してなす命令、示達その他の行為に對して、地方自治の本旨に反するものがあるとき、

当該地方公共團體の長は、その旨を内閣總理大臣に申し出ることが出来る。この場合において、その申出を理由があると認めるときは、内閣總理大臣は、關係各大臣に對し、必要な指示をなし、その他適當な措置を講じ、

前項の規定による申出は、關係各大臣の命令、示達その他の行為の効力に影響を及ぼすものではない。

第十七條 各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。

第十八條 各省に總務長官一人を置く。總務長官は、上官を助け、省務(第三條の外局の所掌事務を除く)を整理し、各内部部局及び機關の事務を監督する。

第十九條 總理府に秘書官二人、法務府及び各省に秘書官各一人を置く。

第二十條 各行政機関に置かるべき職の種類及び定員は、政令でこれを定め、且つ、予算上の措置がこれに伴つていなければならぬ。

第二十一條 第三條の各行政機関には、第七條の内部部局に應じ、それぞれその長として、左の職を置くことを例とする。

局長
部長
課長
係長
保長

第二十二條 公團は、國家行政組織の一部をなすものとし、その設置及び廢止は、別に法律でこれを定める。

第二十三條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行す。

第二十四條 第二十條の規定は、國家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用するものとし、その日までは、行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に關する通則によるものとし、その定員は、政令でこれを定めることができる。

第二十五條 この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定めのある場合を除く外、政令でこれを定める。

第二十六條 第三條第六項及び第二十二條第二項に規定する別表は、第三條及び第二十二條の規定に基く法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは、昭和二十三年七月一日以後であつてはならない。

附則
第二十三條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行す。
附則
〇下條條文若登壇、拍手
國家行政組織法案につきまして、その法案の委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
現行の行政官廳法は新憲法附屬の法

律として、新憲法の施行に伴い、差当り懸念の立法措置として制定せられておるのであります。今同提案をなされた國家行政組織法はこれに代る恒久的の立法でありまして、要するに内閣の統轄の下における行政機関の組織の基準を定めて、これによつて國の行政の事務を能率的に遂行するために必要な、國家行政組織を整えることを目的としておるのであります。

その内容は先ず内閣提出の原案について申上げる方が適當であると思ひまして、一應その点を申上げます。國の中央行政機関の組織は法律で決め、その種類を府省、委員会、院及び廳の五種と定めまして、特に必要がある場合におきましては、臨時に本部を置くことになつておられます。これらの設置及び廢止並びに、所掌事務の範圍、権限はそれぞれ別の法律で決めることになつておられます。これらの中で府は總理府と法務府とでありまして、總理府の長は内閣總理大臣、法務府の長は法務總裁、各省の長は各省大臣といふことになつておられます。府及び省の外局として設けられるのは委員会、院及び廳の三種類であります。その中で合議制の機關は委員会でありまして、その長を委員長とするのであります。單獨制の外局の中で比較的重要なものを院と名づけまして、國務大臣をその長とするのであります。その以外の單獨制の外局を廳と名づけまして、その長を長官とするのであります。尚特に必要がある場合におきましては、總理大臣を長として臨時に設けられる本部は、府及び省に準ずることになつておるのであります。尚これらの中央行政機関に

は、内部局として官房、局、部、課係を設けまして、必要のある場合には總局及び班を設けまして、總局には總務室を設け得ることになつておるのであります。而してこれらの内部部局の設置及び所掌事務の範圍は、法律によらずして、政令等で定めることになつておるのであります。

これよりこの法案の審議の経過及び結果について申上げます。五月十九日から十数回に亘りまして慎重審議を加え、特に五月二十六日には衆議院の決算委員会と合同審査会を開きまして、公聴会の代りに六人の証人と喚問いたしました。各方面の意見を聴く機会を持つたのであります。而して衆議院で、幾多の点につきまして修正が加えられた案が、最近本院に送附されたのであります。これより先、參議院の委員会といたしまして、總えず衆議院側と密接な連絡を取りました。衆議院の修正の中には、參議院の当委員会の意見が多分に取入れられておることを特に申上げたと思ひます。かような次第でありまして、当委員会における審議の経過報告を申上げるにつつきましては、先ず内閣提出の原案を基礎として質疑應答と申上げる方が適當かと思ひます。

第一に、法律第七條第三項に部局の設置、及び所掌事務の範圍は、政令で定めることにしているが、何故にこれを法律事項としないかという質疑があつたのであります。これに対する政府の答弁は、行政機関の内部組織の定め方は、行政部自身に決せしめることが、實際行政の便宜に適ひ、行政事務の機動性を確保する上に適當であるとしておるのであります。五月十九日

いう見地から、政令事項としたのであるという答弁でありました。但しこれによつて部局の濫設されるのを避けるために、部局の増設には予算上の措置が伴つていなければならぬという規定を設けておりました。予算上から制約をいたしまして、國會の関與を確保しておるといふ答弁でありました。併しながらこれらの事項を法律で決めることとは、すでに第一回國會におきまして、労働省設置法案の審議の際におきまして、すでに確定した原則であります。かような意見に對しまして、政府はその後研究の結果、政令事項とするのを適當と認めたとし、併しなな答弁であつたのであります。併しながら當決算委員会といたしましては、このことは今申したような第一回國會にすでに確立した原則である。又それにも拘わらずかような提案を政府がするといふことは、國會の意思を無視したものでないか、又旧憲法の下におきまして、官制は勅令で決めることとなつておられますが、當時で各省の部局の設置、廢止につつきましては、ただ行政内部の権限だけでなく、秘密の諮詢を必要とするような情勢であつたのであります。慎重な手続を取つておるのでありますから、是非共これは法律事項として置かなければならぬといふ結論に到達したのであります。衆議院におきましてはこれと全く同意見でありまして、すでにその修正が加えられておるのであります。

第二の点は、法案第二十條の各行政機関に置かるべき職の種類及び定員は政令で定めるといふ点であります。その中、職の種類につきましては、

國家公務員法によりまして、定めることになつておられますから、問題はおのずから消滅してゐるわけでありまして、職の定員を政令で定めることにしている理由は何かといふ質疑に對しまして、政府の答弁は、職員の数に事務の實際の情況に照らして、伸縮性を持たせる必要がある。但し、その濫用を防止するために、予算上の措置が伴つていなければならぬという制限を付けておる。こゝいう答弁であつたのであります。併しながら近年官吏の数が著るしく増加し、行政整理の必要に迫られておるのでありますから、これら實際事情に照らしまして、決算委員会としては、職員の定員はすべて法律事項とするといふ必要を認めたのであります。この点につきまして衆議院も同意見で、かような修正が加えられておるのであります。

尚その以外の点につきまして、二、三申上げますと、法案第二條には、國の行政機関は内閣の統轄の下に、行政機関の所掌事務及び権限を、明確に決めなければならないといふことを規定しております。いわゆる行政機関の縦の分配といふものが明らかになつておられますが、各行政機関相互間の横の連絡といふものについての点が欠けておるのであります。この点に關する質疑に對しまして、政府は十分この点につきましては注意するといふ答弁があつたのであります。これを法律文の上に明記するといふことが肝要であるといふのでありまして、當委員会の意見といたしまして決定いたしました。衆議院においてもこの点に修正を加えておるのであります。その他法案

第三條及び第五條におきまして、法務總裁の地位の問題につきまして、いろいろ質疑がありました。この地位といふものがいづゆる内閣全体の最高の法律顧問であり、その地位は重要であつて、且つ特殊のものであるといふ關係から、特に法務府とか法務總裁といふような名称をいたしまして、他と區別するといふことになつたといふ答弁であつたのであります。その他外局の中に、院と廳と二つの區別があります。が、かような區別は徒らに行政組織を複雑化するだけで、何らの実益がないのではないかと、御質問があつたのであります。政府は單獨制の外局の中で、國務大臣を長とするものを院と稱し、その長を總裁と呼び、然らざるものを廳と名づけ、その長を長官と呼ぶことになつて、行政組織を上下二段の階級に分つ必要があるといふ答弁があつたのであります。が、實際問題といたしましてそれは無益な分類であるばかりでなく、徒らに廳から院に昇格運動を起させる種を誘ふ制度に過ぎないといふので、當委員会といたしましては、院の名稱を認めず廳といふ名前一本に統一することに意見の一致を見、衆議院においてもこのように區別を認めないことになつておるのであります。

尙現在の安定本部といふような特に必要な場合に、臨時に内閣總理大臣を長とする本部を認めるや否やにつきましては、その必要の有無につきまして議論があつたのであります。併しながらこれも暫定的にかような例外的なものとして認めることに結局をまきまして、従いまして本則から離して、この安定本部に關する規定を附則の方に附

けたのであります。

その他國の行政機關の中に設けられますとこの内部部局の問題であります。先程申しましたように第七條のごとき密沈規定を設けまして、その部局を必要以上に擴張する虞れがあらざるので、衆議院におきましては府及び省には官房、同、課だけを認め、外局の廳は官房と部、課だけを認め、徒らに府や省には部を認めず、廳には局を認めず、かようにいたしましたして行政組織の簡素化を図つたのであります。併しながる例えは運輸省とか、通信省のごとき現業の行政機關におきましては、所掌事務上の關係から一般の行政官廳とは異なる組織が必要でありまして、従つてかような場合におきましては總局のごときものが特に必要であると認定いたしました。特に一ヶ條を加えまして、「現業の行政機關については、特に法律の定めるところにより、別段の定をすることができるといふ旨を附け加えたのであります。尚これらの内部部局の設置及び所掌事務の範圍は、先程申しましたように、原案には政令事項になつておりましたが、すべてこれが法律事項になつたのであります。

その他國の中央行政機關は、特に必要ある場合におきましては、審議會、協議會というよるな、諮詢的、調査的な組織、或いは試験所、研究所等の機關を政令で以て設けることが規定されておるのであります。これは法案第八條であります。これに対する衆議院の修正では、「その他の機關だけを法律事項といたしましたして、それ以外のものは原案通り政令事項といたしてあります。

で、これは適當でないと考えまして、当決算委員会といたしましては、全部を法律事項とするということに修正決議をしておるのであります。かような審議會とか協議會というのは行政の面から申しても、亦財政上の面から申しても、重要な事項であり、國會で議決すべきものであるというように認められたのであります。

その他第十四條第二項中に「指令、訓令、又は通達」というよるなことが書いてあります。如何にも官廳のかような発表の方法が複雑でありますので、「指令」を削りまして、「ただ訓令」と「通達」という二つに簡素化したのであります。尚この際業務命令などを以ちまして、労働組合の権利を害するよるなことがあつてはならないと思ふが、政府の所見はどうかというよるな質疑があつたのであります。それは政府といたしまして、いまでもないことであつて、特に法律の中に明記しておらないのであるという政府の答弁であります。それでこのことは法文の中には書いてありませんけれども、疑いを避ける意味におきまして、委員長の報告中に明らかに述べて置きたいというよるな決議しておるのであります。

尚法案第十六條におきまして、各大臣が指揮監督権に基きまして、地方公共團體の長に對して、なす命令等の中に、地方自治に反するよるなことがあつたと認めるときは、当該地方公共團體の長は、その旨を内閣總理大臣に申出ることができるといふよるな、救済規定があるのであります。これは地方自治権を尊重する上において必要な規定であります。

定であります。これでは不十分でありまして、衆議院では「その申出を理由がないと認めるときは、その理由を示して、当該地方公共團體の長に通告しなければならない」という修正を加えたのであります。これは適當と思ひます。尚、これでも尚不十分でありまして、当決算委員会といたしましては、更に一步を進めて「その申出を理由がある」と認めるときは、總理大臣は三十日以内に調査して、關係各大臣に必要な指示をしなければならぬ」という修正を加えたのであります。かよるなことによりまして調査期限を制限することによりまして、いよるな握り潰す方でありまして、

最後この法案の第十七條、第十八條の問題、即ち次官と總務長官の問題であります。今回のいよるな十七條の次官といふのは副大臣であります。大臣の代行機關であります。政策及び企画に参画する重要なポストであります。これは政務次官とは異なるものであります。政務次官は政府と國會との連絡に當る任務であり、これは國會法又は他の法律によつて規定される別のもので考へるのであります。而して從來の事務次官に當る者は、今回の十八條の總務長官であります。これは省内の事務を整理する任務を持つておるのであります。この原案に對しまして十八條の總務長官を削つて、その任務を大臣代行機關である十七條の次官に併せ持たせるといふよるな修正が出たのであります。それは少数で否決になりました。原案が成立したのであります。衆議院において原案通り可決されております。

決されております。その通り可決されたのであります。かよるな難題を以ちまして修正点、殊に次官に關する件は特別に採決をいたしました。その他の点につきましては只今申しましたように修正案が認められまして、衆議院の修正に對し更に参議院において修正を加えたよるな次第であります。大体委員会の経過は右の次第であります。この段階報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は五分間に制限いたします。小川友三君。

「小川友三君登壇、拍手」
○小川友三君 國家行政組織法は行政組織の基本原則であります。この基本原則のケースの中に誠に大きな手落ちがあるといふことで、決算委員会には欠かざる出席いたし、特に第十七條の「各省に次官一人を置く」といふこの條項であります。政府は國務大臣をして説明をさせましたけれども、船田君の説明はこの次官は副大臣級のものであつて、國會議員にあらざる他の方面からこれを採用する場面が多い意味の答があつたのが、これが重大問題であります。好ましくあらざる人物が副大臣として登壇する虞れが十分にあるといふことを本議員は強く主張し、總理大臣の出席を求めまして、この副大臣級の次官は國會議員にあらざるば任用してはいけないといふ主張を三回繰返しまして、菅田總理大臣は閣議の上善処したいといふ意味の答弁がありました。その後一編も善処した形勢がないのであります。(笑声)「不都合だ」と

呼ぶ者あり) この第十七條の問題に對しましては、誠に民主自由の只今指示した通り、不都合千万であるといふ少数意見を掲げまして立つたよるな次第であります。國會議員は民主政治を代表した國民の議員であります。この議員以外に民主政治を代表した政治家が日本にあるでしようか。その通り」と呼ぶ者あり) この國會議員の中から副大臣であるよるな次官を選ばずして、適任者は私は断じてないといふております。(官僚の横暴だと呼ぶ者あり) 官僚の中から、或いは大建業業者の社長を副大臣にするよるな危険があつたらどうですか。不当財産取引調査委員会が衆議院において進展し、又この結果のために不当財産取引が起きたとしたならば、(笑声)非常に大きな欠陥を作り上げるだらうと私は確く信じまして、どうしても國會議員にあらざるんばこの副大臣級の次官にはいらないといふ、強硬な主張を持つておるのであります。(笑声)「小川さんが適任者だ」「小川次官」と呼ぶ者あり) 後世においても進化論の偉人ピタゴラスの原則基準法則は、この法律にもやはり適用されるのであります。この立法の大精神を、この基本原則を完全なものに作り上げたといふ確く信じております。突は原案は政府といふ堤防に蟻を飼うよるな方法です。利根川の堤防決壊も蟻の穴から崩れたよるなものであります。(笑声)この基本法律が、この第十七條の副大臣級の次官を素人から、金力により、党献金者によるよるなボスを得たり、閣成金の者を得たり、落選した好ましからざる人物を得たりといふよるな危険が相當あるのであります。

あります。拍手次に、削除せんといひまする問題の第十八條は「各省に総務長官一名を置く。」といふのでありまして、これは同條第二項で規定してあります通り、各局長の上にあつて、外局を除く外の内部部局一切の事務を統轄するものでありまして、現行の事務次官に似たものであります。併し次官は別に置くことになつておきますので、その総務長官は事実上事務官僚の総元締といふことになるのであります。即ち第十七條には「各省に次官一人を置く。」とあるので、この次官が大臣を助け、省務を整理して行けばよいのでありまして、別に総務長官を置くといふことは徒らに屋上屋をなすものでありまして、「その通りだ」と呼ぶ者あり、(拍手)不必要なばかりでなく、そのために却つて行政上有害なる結果をもたらすのであります。

「その通り」と呼ぶ者あり、それは何故かと申しますれば、一國の行政方針というものは、時の内閣によつて基本的な方向が與えらるべきであります。故に、その基本的な方針を末端の行政機構にまで十分に滲透させるためには、各局長の上に立つて事実上これを統轄し、指揮する者は、当然大臣のよき女房役でなければならぬと思つてあります。「その通りだ」と呼ぶ者あり、然るにここに定められました総務長官は、大臣のよき女房役ではなくて、その省の官僚陣の中から選ばれたるいわばその省官僚の総元締とも言うべき者がその地位に座することになるのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、従つて総務長官の下に各部局以下の官僚陣が強化せられ、これがつちりと手を組むならば、その上に何人の次官大臣があらうと、實際的にはこれに一指だも触れ得ないというやうな、極めて逆理的なことに相成るのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、拍手、併しこの説に反対する者は或いは言はん、それは余りにも大臣を軽く見るものではないか。併し私は敢えて申上げたい。いわゆる事務官僚は多年の間専門的なる行政事務に従事しておりました、それ〴〵皆相當の教養と經驗を持つておる。そこでこれらの官僚がこの総務長官を中心として一塊りになつたときは、甚だ失礼な申分ではあります。大臣が可なり優秀なる人材でありましようとも、一人でこれに立向うこと甚だ困難ではないかと思つてあります。「その通り」と呼ぶ者あり、況んや今日のごとく頻りに内閣が更迭しなければならぬやうな不安なる政情の下におきましては尙更のことでありまして、原案を支持することは徒らに官僚勢力温存を助ける以外の何ものでもないと思つてあります。「その通りだ、その通りだ、大臣をなめるよ」と呼ぶ者あり、故に私はこの政治力滲透の一大障害となるところの総務長官制は、これを削除して、「その通り」と呼ぶ者あり、拍手、第十七條の特別職の次官をして各省の事務を統轄せしめるとは政務次官をしてこれに当らしめる。そうしてこの政務次官の制度は必ずしもこの國家行政組織法の中に規定しなくてもよいのであつて、この際はむしろ別個の法律によることとしたいと思つてあります。そこで私が委員会で主張いたしました修正点も、第十

八條はこれを削る。第十七條の次官はそのまま政務次官の制度は別個の法律によつて定めるといふのでありまして、我が國の國民大衆が長い間官僚政治の弊に悩まされて来たことは今更改めて説くまでもないことでありまして、諸君はよく御承知のことでありまして、又現在全國民を今日の敗戦苦の眞ただ中に投込んだのも、これら官僚、軍閥の合作の結果でありまして、「その通り」と呼ぶ者あり、(拍手)我々はこの官僚勢力を打倒し、眞に理想的なる民主主義政治を確立することは、新憲法によつて生れたこの國會の一大使命でなければならぬと思つてあります。「拍手」実は委員会における本案審議の過程におきまして、こうした空氣は各党各派を通じて殆んど一致し、圧倒的であつたのであります。「うまいぞ」と呼ぶ者あり、(拍手)風會も、民主黨も恐らくさうであつたやうに理解しておるのであります。ところが、いよく採決の段に入りますと、急に一部の風向が變りまして、採決の結果は一票の差を以て原案が支持されたのであります。その急に一時に風向きが變つたのは何故であるかと申しますると、この法案は、殊にこの十八條の規定には反対ではあるが、併しすでに衆議院で決定しておるのであるから、不満ではあるが、原案をそのまま通すうではないかといふのであつたのであります。「そんなことはない」と呼ぶ者あり、私としては特にこの点は慎重に考えなければならぬと思つてあります。即ちこれはすでに衆議院で決定したのであるからといふのであれば、参議院の審議権は何のためにあるか。

(拍手)二院制の意義はいずこにあるか。(頭張れと呼ぶ者あり)いつも参議院がこういつたやうな態度を取るから衆議院から舐められるのであります。「笑、拍手」昨日もこの議場で、今おられませんが、芦田首相は、我が参議院は國民代表の府としては第二院であるといつたやうな口吻を洩らされたといふことが問題となつてゐるのであります。又最近衆議院の一般の空氣も、参議院に対しては相當攻勢に出ているといふやうがあるのであります。私はこの点を考えまして、我々はあらゆる法案につきまして最も良心的に、そして参議院は参議院としての独自の立場に立ちまして、審議し、参議院の意思は十分に反映すべきであると思つてあります。(拍手)かかる意味からいたしまして、本案に對して修正すべきは十分修正して然るべきものであると思つてあります。又たとえ会期切迫の折柄であるとはいへ、悪法は依然として悪法であります。「当然」、「然り」と呼ぶ者あり、悪法は悪法として或いは葬り、或いは修正するのが当然我々に課せられたる職責であつて、職忠実なるゆえんであると思つてあります。(拍手)言うまでもなく、民主主義を標榜して、この光輝ある國會に議席を有せられ、又第一回國會以來民主政治確立のために日夜御奮闘に相成つてゐる滿場の諸君は、この民主憲法を護るために、又我が参議院の使命を全うするために、何とぞこの官僚獨善政治の強化を排撃するための修正案を支持せられることを衷心よりお願いいたします。私の説明を終りたいと思つて、(拍手)「修正案に賛成せよ」と呼ぶ者あり) ○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。先ず太田敏兒君提出の修正案を問題に供します。本修正案の採決は記名投票を以て行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(松平恒雄君) 修正案に賛成の諸君は白色票を、修正案に反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。これより氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。〔議場閉鎖〕

〔参事が氏名を点呼する〕

〔投票執行〕

○議長(松平恒雄君) 投票漏れはございませんか。…投票漏れはないと認めます。これより開票をいたします。投票を計算いたさせます。(拍手)

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事が投票を計算する〕

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を御報告いたします。投票総数百九十四票、白色票、即ち賛成のもの百三十八票、(拍手)青色票、即ち反対のもの五十六票、右の結果、太田敏兒君提出の修正案は可決せられました。(拍手)

「その通り」と呼ぶ者あり、それは何故かと申しますれば、一國の行政方針というものは、時の内閣によつて基本的な方向が與えらるべきであります。故に、その基本的な方針を末端の行政機構にまで十分に滲透させるためには、各局長の上に立つて事実上これを統轄し、指揮する者は、当然大臣のよき女房役でなければならぬと思つてあります。「その通りだ」と呼ぶ者あり、然るにここに定められました総務長官は、大臣のよき女房役ではなくて、その省の官僚陣の中から選ばれたるいわばその省官僚の総元締とも言うべき者がその地位に座することになるのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、従つて総務長官の下に各部局以下の官僚陣が強化せられ、これがつちりと手を組

むならば、その上に何人の次官大臣があらうと、實際的にはこれに一指だも触れ得ないというやうな、極めて逆理的なことに相成るのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、拍手、併しこの説に反対する者は或いは言はん、それは余りにも大臣を軽く見るものではないか。併し私は敢えて申上げたい。いわゆる事務官僚は多年の間専門的なる行政事務に従事しておりました、それ〴〵皆相當の教養と經驗を持つておる。そこでこれらの官僚がこの総務長官を中心として一塊りになつたときは、甚だ失礼な申分ではあります。大臣が可なり優秀なる人材でありましようとも、一人でこれに立向うこと甚だ困難ではないかと思つてあります。「その通り」と呼ぶ者あり、況んや今日のごとく頻りに内閣が更迭しなければならぬやうな不安なる政情の下におきましては尙更のことでありまして、原案を支持することは徒らに官僚勢力温存を助ける以外の何ものでもないと思つてあります。「その通りだ、その通りだ、大臣をなめるよ」と呼ぶ者あり、故に私はこの政治力滲透の一大障害となるところの総務長官制は、これを削除して、「その通り」と呼ぶ者あり、拍手、第十七條の特別職の次官をして各省の事務を統轄せしめるとは政務次官をしてこれに当らしめる。そうしてこの政務次官の制度は必ずしもこの國家行政組織法の中に規定しなくてもよいのであつて、この際はむしろ別個の法律によることとしたいと思つてあります。そこで私が委員会で主張いたしました修正点も、第十

八條はこれを削る。第十七條の次官はそのまま政務次官の制度は別個の法律によつて定めるといふのでありまして、我が國の國民大衆が長い間官僚政治の弊に悩まされて来たことは今更改めて説くまでもないことでありまして、諸君はよく御承知のことでありまして、又現在全國民を今日の敗戦苦の眞ただ中に投込んだのも、これら官僚、軍閥の合作の結果でありまして、「その通り」と呼ぶ者あり、(拍手)我々はこの官僚勢力を打倒し、眞に理想的なる民主主義政治を確立することは、新憲法によつて生れたこの國會の一大使命でなければならぬと思つてあります。「拍手」実は委員会における本案審議の過程におきまして、こうした空氣は各党各派を通じて殆んど一致し、圧倒的であつたのであります。「うまいぞ」と呼ぶ者あり、(拍手)風會も、民主黨も恐らくさうであつたやうに理解しておるのであります。ところが、いよく採決の段に入りますと、急に一部の風向が變りまして、採決の結果は一票の差を以て原案が支持されたのであります。その急に一時に風向きが變つたのは何故であるかと申しますると、この法案は、殊にこの十八條の規定には反対ではあるが、併しすでに衆議院で決定しておるのであるから、不満ではあるが、原案をそのまま通すうではないかといふのであつたのであります。「そんなことはない」と呼ぶ者あり、私としては特にこの点は慎重に考えなければならぬと思つてあります。即ちこれはすでに衆議院で決定したのであるからといふのであれば、参議院の審議権は何のためにあるか。

(拍手)二院制の意義はいずこにあるか。(頭張れと呼ぶ者あり)いつも参議院がこういつたやうな態度を取るから衆議院から舐められるのであります。「笑、拍手」昨日もこの議場で、今おられませんが、芦田首相は、我が参議院は國民代表の府としては第二院であるといつたやうな口吻を洩らされたといふことが問題となつてゐるのであります。又最近衆議院の一般の空氣も、参議院に対しては相當攻勢に出ているといふやうがあるのであります。私はこの点を考えまして、我々はあらゆる法案につきまして最も良心的に、そして参議院は参議院としての独自の立場に立ちまして、審議し、参議院の意思は十分に反映すべきであると思つてあります。(拍手)かかる意味からいたしまして、本案に對して修正すべきは十分修正して然るべきものであると思つてあります。又たとえ会期切迫の折柄であるとはいへ、悪法は依然として悪法であります。「当然」、「然り」と呼ぶ者あり、悪法は悪法として或いは葬り、或いは修正するのが当然我々に課せられたる職責であつて、職忠実なるゆえんであると思つてあります。(拍手)言うまでもなく、民主主義を標榜して、この光輝ある國會に議席を有せられ、又第一回國會以來民主政治確立のために日夜御奮闘に相成つてゐる滿場の諸君は、この民主憲法を護るために、又我が参議院の使命を全うするために、何とぞこの官僚獨善政治の強化を排撃するための修正案を支持せられることを衷心よりお願いいたします。私の説明を終りたいと思つて、(拍手)「修正案に賛成せよ」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。先ず太田敏兒君提出の修正案を問題に供します。本修正案の採決は記名投票を以て行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 修正案に賛成の諸君は白色票を、修正案に反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。これより氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事が氏名を点呼する〕

〔投票執行〕

○議長(松平恒雄君) 投票漏れはございませんか。…投票漏れはないと認めます。これより開票をいたします。投票を計算いたさせます。(拍手)

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事が投票を計算する〕

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を御報告いたします。投票総数百九十四票、白色票、即ち賛成のもの百三十八票、(拍手)青色票、即ち反対のもの五十六票、右の結果、太田敏兒君提出の修正案は可決せられました。(拍手)

- 〔参事〕
- 賛成者(白色票)氏名 百三十八名
- 中西 功君 板野 勝次君
 - 中野 重治君 細川 嘉六君
 - 濱田 寅藏君 西田 天香君
 - 小川 友三君 藤田 芳雄君
 - 兼岩 傳一君 千田 正君
 - 栗山 良夫君 岩間 正男君
 - 星野 芳樹君 池田 恒雄君
 - 佐々木良作君 赤木 正雄君

木下 辰雄君	大山 安君
堀越 儀郎君	宮城タマヨ君
高瀬莊太郎君	江熊 哲翁君
高田 寛君	久松 定武君
島津 忠彦君	新谷寅三郎君
帆足 計君	松井 道夫君
姫井 伊介君	伊藤 保平君
小宮山常吉君	結城 安次君
小杉 イ子君	川上 嘉市君
藤野 繁雄君	梅原 眞隆君
小林米三郎君	柏木 庫治君
岡村文四郎君	青山 正一君
鎌田 逸郎君	矢野 西雄君
田中耕太郎君	鈴木 直人君
岡本 愛祐君	東浦 庄治君
村上 義一君	楠見 義男君
中村 正雄君	カニエ邦彦君
千葉 信君	大野 幸一君
中平常太郎君	木村龍八郎君
山田 節男君	梅津 錦一君
堀 眞琴君	丹羽 五郎君
赤松 常子君	河崎 ナツ君
藤枝 昭信君	金子 洋文君
藤井 新一君	三木 治助君
大島農夫雄君	田中 利勝君
木下 源吾君	門田 定藏君
原口忠次郎君	宇都宮 登君
波多野 鼎君	原 虎一君
羽生 三七君	岩本 月洲君
九鬼紋十郎君	島 清君
島田 千壽君	若木 勝藏君
太田 敏兄君	安部 定君
岡元 義人君	伊藤 修君
吉川末次郎君	松本治一郎君
天田 勝正君	岡田喜久治君
田口政五郎君	水橋 藤作君
大島 定吉君	村尾 重雄君
鈴木 清一君	岩崎正三郎君

岡田 宗司君	森下 政一君
小泉 秀吉君	塚本 重藏君
北村 一男君	加藤常太郎君
西川 昌夫君	川村 松助君
淺岡 信夫君	池田宇右衛門君
堀 末治君	西川基五郎君
鈴木 安孝君	大屋 晋三君
山田 佐一君	中山 壽彦君
黒田 英雄君	寺尾 豊君
草葉 隆圓君	石坂 豊一君
柴田 政次君	大野木秀次郎君
遠山 丙市君	小林 英三君
板谷 順助君	今泉 政喜君
松野 喜内君	黒川 武雄君
玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
徳川 頼貞君	一松 政二君
大隅 憲三君	深水 六郎君
平岡 市三君	尾形六郎兵衛君
小野 光洋君	國 伊能君
重宗 雄三君	西山 亀七君
橋本萬右衛門君	左藤 義詮君
城 義臣君	小串 清一君
水久保甚作君	平沼彌太郎君
反對者(青色票)氏名	五十六名
竹下 豊次君	佐伯卯四郎君
宿谷 榮一君	石川 準吉君
加賀 操君	小野 哲君
西郷吉之助君	伊達源一郎君
松村眞一郎君	飯田精太郎君
米倉 龍也君	岡部 常君
岩男 仁藏君	早川 慎一君
北條 秀一君	駒井 藤平君
高橋龍太郎君	佐藤 尚武君
下條 康麿君	山下 善信君

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。これにて午後一時三十分まで休憩をいたします。

午後零時四十六分休憩

午後一時五十五分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き會議を開きます。日程第二、國有鉄道運賃法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。尙本案について少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長板谷順助君。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により第六十号附録に掲ぐ〕

國有鉄道運賃法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法八十三條により送付する。

昭和二十三年七月二日

衆議院議長 松河 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

(小子及び一は衆議院修正)

國有鉄道運賃法案

國有鉄道運賃法

(総則)

第一條 國有鉄道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)における旅客運賃及び貨物運賃並びにこれに關連する運賃及び料金は、この

法律の定めるところによる。

2 前項の運賃及び料金は、左の原則によつてこれを定める。

一 公正妥當なものであること。

二 原價を償ふものであること。

三 産業の発達に資すること。

四 資金及び物價の安定に寄與すること。

(旅客運賃)

第二條 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

2 旅客運賃の等級は、一等、二等及び三等とする。

(鐵道の普通旅客運賃)

第三條 鐵道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

一 三等の賃率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一圓二十五銭、百五十キロメートルをこえる部分は九十五銭とする。

二 二等の運賃は三等の三倍、一等の運賃は三等の六倍の額とする。

(航路の旅客運賃)

第四條 航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。

(定期旅客運賃)

第五條 定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、運輸大臣がこれを定める。

一 通川期間一箇月又は三箇月の

別表第三

第七條の規定による車扱貨物貨率表

(一グラムトンについて)

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10	95	73	55	44	38	37	33	29	26	23	21
20	127	97	74	59	51	49	44	39	35	31	27
30	160	122	93	74	64	61	55	48	44	39	34
40	192	146	112	89	77	73	66	58	53	46	41
50	224	171	130	103	90	86	77	68	61	54	48
60	256	195	149	118	103	98	88	77	70	62	55
70	289	220	168	133	116	110	99	87	79	70	62
80	321	244	186	148	129	122	109	97	88	77	68
90	353	269	207	163	142	135	120	106	96	85	75
100	385	293	224	178	154	147	131	116	105	93	82
120	422	321	245	195	169	161	144	127	115	102	90
140	459	349	267	212	184	175	157	138	125	111	98
160	496	377	283	229	199	189	169	149	135	120	106
180	533	406	310	246	214	203	182	160	145	128	113
200	570	433	331	263	228	217	194	171	156	137	121
220	607	462	353	280	243	231	207	183	166	146	129
240	644	490	374	297	258	245	219	194	176	155	137
260	681	518	395	314	273	259	232	205	186	164	145
280	718	546	417	331	288	273	245	216	196	173	153
300	755	574	438	348	302	287	257	227	206	182	161
320	792	602	460	365	317	301	270	238	216	191	168
340	829	631	481	382	332	316	282	249	226	199	176
360	866	659	503	399	347	330	295	260	236	208	184
380	903	687	524	416	362	344	308	271	246	217	192
400	940	715	546	433	376	358	320	282	256	226	200
420	974	740	565	448	390	370	331	293	265	234	207
440	1007	766	585	464	403	383	343	303	274	242	214
460	1041	791	604	479	417	396	354	313	284	250	221
480	1074	817	623	495	430	409	366	323	293	258	228
500	1108	842	643	510	443	421	377	333	302	266	235
550	1192	906	691	548	477	453	406	358	325	286	253
600	1275	969	740	587	510	485	434	383	347	306	271
650	1359	1033	789	626	544	517	462	408	370	327	289
700	1443	1097	837	664	577	549	491	433	393	347	306
750	1527	1160	886	703	611	580	519	458	416	367	324
800	1610	1224	934	741	644	612	548	483	438	387	342
850	1694	1288	983	780	678	644	576	509	461	407	360
900	1778	1351	1031	818	711	676	605	534	484	427	377
950	1862	1415	1080	857	745	708	633	559	507	447	395
1000	1945	1479	1129	895	778	740	662	584	530	467	413
1100	2113	1608	1226	972	845	803	719	634	575	507	448
1200	2280	1733	1323	1049	912	867	776	684	621	548	484
1300	2448	1861	1420	1126	979	931	833	735	666	588	519
1400	2615	1988	1517	1203	1046	994	890	785	712	628	555
1500	2783	2115	1614	1280	1113	1058	947	835	757	668	590
1600	2950	2242	1711	1357	1180	1121	1003	885	803	708	626
1700	3118	2370	1809	1435	1247	1185	1060	936	848	749	661
1800	3285	2497	1906	1512	1314	1249	1117	986	894	789	697
1900	3453	2624	2003	1589	1381	1312	1174	1036	940	829	732
2000	3620	2752	2100	1666	1448	1376	1231	1086	985	869	768
2100	3788	2879	2197	1743	1515	1440	1288	1137	1031	909	808
2200	3955	3006	2294	1820	1582	1503	1345	1187	1076	950	839
2300	4123	3134	2392	1897	1649	1567	1402	1237	1122	990	874
2400	4290	3261	2489	1974	1716	1631	1459	1287	1167	1030	910
2500	4458	3388	2586	2051	1783	1694	1516	1338	1213	1070	945
2600	4625	3515	2683	2128	1850	1758	1573	1388	1258	1110	981
2700	4793	3643	2780	2205	1917	1822	1630	1438	1304	1151	1017
2800	4960	3770	2877	2282	1984	1885	1687	1488	1350	1191	1052
2900	5128	3897	2974	2359	2051	1949	1744	1539	1395	1231	1088
3000	5295	4025	3072	2436	2118	2013	1801	1589	1441	1271	1123
以上100 キロメートル を超過するに は	167	128	98	77	67	64	57	50	46	40	35

3 小口扱貨物運賃の貨率を参しや、

2 車扱貨物運賃は、貨物等級表の等級に従い、別表第三の貨率による。

第七條 貨物運賃は、車扱貨物運賃及び小口扱貨物運賃とする。

第六條 急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

(貨物運賃)

第六條 急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

(急行及び準急行料金)

二 通用期間六箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の四十に相当する額をこえることができない。

定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の五十に相当する額をこえることができない。

第八條 全体として國有鉄道の繰入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の軽微な変更は、運輸大臣がこれを行つることができ、

(委任規定)

第九條 この法律に定めるものの外、旅客又は貨物の運送に関連する運賃及び料金並びにこの法律に定める貨率の適用に関する細目は、運輸大臣がこれを定める。但し、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の規定の適用を妨げない。

第十條 この法律の施行期日は、公布の日から七日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

第十一條 鉄道営業法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「運賃」の上に「國有鉄道以外ノ鉄道ノ」を加え、「一月」を「七日」に改める。

第十二條 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基き、鉄道営業法第三條第二項の規定の適用除外に関する政令(昭和二十二年政令第百十三号)は、これを廢止する。

別表第一 第四條の規定による航路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森	140	420	1140
宇野	100	300	800
仁方	25	75	
宮島	18	55	
宮下	90	270	
大島	65	195	
松小	37	111	
島松	75	225	
港司	75	225	
港間	75	225	

別表第二 第六條の規定による急行料金表

種別	地帯別	三等料金	二等料金	一等料金
急行料金	600キロメートルまで	180	360	540
	1200キロメートルまで	260	520	780
	1201キロメートル以上	350	700	1050
準急料金	600キロメートルまで	90	180	270
	1200キロメートルまで	130	260	390
	1201キロメートル以上	180	360	540

〔板谷順助君登壇、拍手〕
○板谷順助君 只今上程になりました。國有鉄道運賃法案に対する運輸交通委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の説明に先立ちまして、諸君に御報告申し上げたいことがあります。御承知の通り先般本院におきまして、輸送力増強に関する決議案が満場一致を以て通過をいたしておつたのであります。即ち現在の國有鉄道に對しましては、國民が非常なるところの不滿を持つておる。例えは旅客列車におきまして、殆んど殺人的の混雑を來しておる。又サービスも極めて悪い。又貨物の輸送につきましても、現在の生産増強を阻んでおられます。要するにこの輸送の欠陥であります。更に又従業員各位におきましても、能率の増進に努め、いわゆる國民に親しまれ、愛されるものにならなければいかんということも、この決議案において力説をいたしたのであります。ところが、これに對して運輸委員は、昨日、極力この問題に對しては改善を努力をするということについての回答に接したのであります。これに對する報告書は、昨日諸君の文書箱に入つておることと存じますから、これを以て御了承願いたいと存じます。

法案の説明をいたしますが、この法案は、六月二日に議院に提出をされました。同日に参議院に予備審査を付託されたのであります。この議院に提出された各種の法案のうち最も重要なところの法案の一つであります。従つてこの報告につきましては、相当の時間を要しますので、甚だ御

迷惑とは存じますが、暫く御清聴あらんことを希望いたします。(よし) 〔二時間と呼ぶ者あり、拍手〕

先ず第一に、鉄道運賃は國民一般の利害に緊密なる関連があるにも拘わらず、従来は運輸大臣限りで決めておつたのであります。ところが、今回財政法案三條の規定によりまして、今回初めて國會に付議せられたのであります。

第二の理由は、今回の法案は、旅客、貨物共一律に大幅の運賃引上げであります。この運賃の引上げが一般予算中の物價並びに買金の算定に織込まれて計算してあります。又この運賃の引上りまで不足する分は、一般會計から鉄道會計へ繰入填補することになつておりますから、この法案の動きの如何によつて、一般予算も変更を受けざるを得ざるという結果になるのであります。従つて密接不可分の關係にあるからであります。

第三の理由は、鉄道運賃の大幅引上は國民生活に至大の影響を持ち、特に旅客運賃の引上は利用者が現実に直接に負担の加重を受けますから、本案の発表と同時に驚愕したるところの輿論の反對が起つておるのであります。尙、運輸交通委員会に宛てまして全國全財務労働組合、國鉄労働組合、その他全國各方面から多数の旅客運賃値上げ反對の電報や書面が送つておることを御報告申し上げて置きます。

第四の理由は、國有鉄道は我が國最大の事業でありまして、この事業が財政的に健全に經營されて行くか否かということは、我が國經濟復興の重要な指針ともなるべきものであります。

従つてこの法案の審議につきましては、單に國有鉄道の收支の計算のみならず、進んでは國鉄經營の合理化、輸送力増強の問題まで掘り下げて検討するののでなければ、審議の徹底を期することができないことは当然のことです。かような重要な法案でありまして、前例十数回に亘つて委員会を開催いたしましたのであります。運輸大臣は勿論、經濟安定本部長官、大藏大臣、その他各方面の責任者の出席を求め、あらゆる角度から熱心に質疑をいたしました外、公聴会を開いて一般の輿論を聴き、又予算分科会とは二日に亘りまして合同審査会を開きまして、會計、予算上より見た運賃問題の検討を行つたのであります。

審議の報告をいたします前に、簡単にこの法案の説明をいたします。この法案は本文九ヶ條、附則三ヶ條、別表三より成つておりました。先ず第一條には運賃料金制定の根本原則を定めてありまして、政府の言い分は、即ち運賃料金は公正安当なものであり、原價を償ふものであり、産業の発達に資するものであり、買金及び物價の安定に寄與するものであるということが原則であるという説明であるのであります。

次に第二條乃至第六條には旅客運賃料金を定め、第七條には貨物運賃料金を定め、第八條、第九條には運輸大臣に對する委任の範圍を定めてあります。又運賃料金の突額については、普通旅客運賃を第三條で定めてあります。その外はすべて別表に規定されておるのであります。而して今回規定せんとする

運賃料金を現行のそれに比較しますと、原案は約三倍半の引上となつております。これによる増収額は、旅客關係におきまして五百二十三億圓、貨物關係におきまして二百二十九億圓、合計で七百五十二億圓余となつておるのであります。本年度の鉄道會計の收支について申上げますと、運賃の引上が年度中間であることも影響いたしておりますが、百億圓の赤字となり、これは一般會計から業務收支差額繰入として鉄道會計に繰入れることになつておるのであります。

政府のこの法案提出の理由を簡単に御紹介しますと、國有鉄道は、創設以來終戦に至るまで經常の赤字を生じたことはいないのであります。戦前におきましては、諸君も御承知の通り、むしろ剰余金を出しまして一般會計に繰入れておつたのであるが、終戦後、急激なところの物價及び買金の高騰によりまして、多額の損失を生ずるに至り、更に今回物價の改訂、買金水準の引上等が行われることになりまして、このまま放置しておつたならば莫大な赤字を出すことになり、鉄道財政を全く危殆に陥れることになり、この度運賃改正を圖り、財政法第三條の特例に関する法律によつて國會に提出した次第であるという説明であります。

國有鉄道は勿論独占的であり、且つ公共的の事業であつて、運賃の高下は直接國民大衆の日常生活に多大の影響を及ぼす重大な事項であります。そこで政府の言ひ分は、運賃の値上は最小限度に止めなければならぬことは申すまでもないのであつて、政府はあらゆる角度から種々考慮検討を

加えた結果、貨物及び旅客運賃共に現行の……これは原案についてでありまして、現行の三・五倍に引上げることにしたのであるという趣旨であつたのであります。

委員会におきましての質疑應答は詳細を極めておりました。詳しいことは速記録によつて御覧願うことといたしまして、その要点だけを御報告申し上げます。先ず質疑應答を整理大別いたしますと、第一は法律案の條文について、第二は鉄道運賃の引上が一般物價及び買金に及ぼす影響について、第三には運賃引上の倍率及び國鉄の財政について、第四には鉄道最大の費用である石炭について、第五には國鉄經營の合理化について、以上の五項目に分つて整理大別をして説明をいたします。

先ず最初に、法律案の條文について質疑應答を申し上げます。第一條には運賃制定の根本原則として四項目が書かれてあるものであります。この四項目は、必ずしも調和し得るものでもないと思つて、今回の運賃引上はどの項目に一体よつたのであるか。第七條には「車扱貨物運賃は、貨物等級表の等級に従い、別表第三の買率による」とあるが、貨物等級表は貨物運賃に關し最も重要なものであるが、誰が一体決めるのであるか。第八條、第九條には、運賃、料金の輕微な変更や買率の適用に關する細目は運輸大臣が決めることであるが、一体政令で決めるのであるか、或いは告示で決めるのであるかという質問であります。これに對するところの政府の答弁は、鉄道運賃は、一方には鉄道財政の健全化を圖ると同時に、他方には國民經濟への影響を考慮しなけ

ればならぬから、いろいろの立場からの要請を調和して決めなければならぬ。今回の運賃増率もその方針で、第一條の四原則の総てを尊重して、種々研究の結果、決めたのであるという答弁であつたのであります。又第八條、第九條の運賃料金の変更、賃率の細目は、運輸大臣が告示で決めるという答弁であつたのであります。

次の質疑は、鉄道運賃の引上物が物價及び賃金に及ぼす影響についてであるが、これは國民負担に關する重大問題である。經濟安定本部長官や生活物資局長その他関係者の出席を求めて詳細の説明を求めたのであります。

その主なる質疑應答を申し上げます。という、鉄道運賃の引上に関連して新物價をどう決めるつもりであるか、今回の運賃引上は当然物價及び賃金水準に變動を及ぼすが、一般會計予算には如何なる新物價及び新賃金水準が織込まれているのであるか。旅客運賃の引上は当今の世の中の情勢から考へて見ると、貨物運賃引上と同様、物價に至大の影響があると思ひが、どうか。又政府は今回鉄道運賃の引上が國民生活に及ぼす影響を一体どう考へておられるのであるか。先ず官公吏で言つたならば、現行の賃金ベース二千九百二十円に對して、六ヶ月の定期運賃は三〇％である。今回の改正から計算すれば、新賃金ベース三千七百円に對しては七〇％となつて、殆んど負担が倍額になる。又國民所得に對する運賃の割合は、現在では貨物は二・四、旅客は一・九が、今回の改正では仮に國民所得は一兆九千億と見て、貨物が三・九、旅客が四・二とそれ／＼上るのである。

それだけ國民生活は苦しくなる。政府はこれに對して如何なる手を打つつもりであるかとの質問であつた。これに對するところの政府の答弁は、鉄道貨物運賃が基礎的物價の價格中に含まれていて、石炭では五〇％、コークスでは三〇％、セメントでは七〇％、米、麦、生鮮魚では一〇％、薪炭では三〇乃至七〇の程度であるが、その素材の運賃や鉄道の以外の運賃等を含めて考へると、右の數倍のパーセンテージになるから、物價騰貴を抑制するには鐵道の貨物運賃を極力低くしなければならぬ。今日の新物價改訂は貨物運賃の引上や賃金ベースの引上を考慮して、一般物價において七割乃至八割の引上をするつもりか、安定物價に對しては、經濟復興促進の必要から極力値上げを抑制し、その代り補助金制度を取つて一般會計より出すつもりである。又新賃金ベースは三千七百円であると考へておるが、これは極力名目賃金を抑へて、實質賃金に裕りを持たせるように計らいたい。即ち國民生活物資の購入は物價價格において二割五歩、量においては六割五歩を示しておる。勿論できるだけ物資の配給を施して行くというところにしたいと思ひが、實質賃金において裕りをつけ、生活を樂にするよう努力して行きたい、又國債が物を削る物資も必ず出て來ると思ひが、そういう物資は漸次統制を外して行きたい。又旅客運賃が物價と全然無關係であるとは考へていない。旅客運賃の引上は確かに貨物運賃の價格に相當の影響があると思ひが、貨物運賃の引上がつべての物價について一様に、而も直

接的に影響を及ぼすことに比較して見ると、まだ旅客運賃の引上の方が一般物價に及ぼす影響は少いと思ひが、更なる運賃の答弁であつたのであります。更に進んで、如何なる根拠で新物價を七割乃至八割上げるのか、新賃金ベースを何故に三千七百円にしたのかという突込んだ質問に對して、政府より細かな數字を擧げての説明がありました。が、大局的に見て各委員を納得せしめようなら明快な答弁を得られなかつたことは非常に遺憾に存する次第であります。

私はこの機会におきまして、この物價問題に對しまして、私委員長としての意見ではありませんが、委員長として政府に質問をいたしました要点を御報告いたしたいと思ひが、御承知の通り現在の物價の引上につきましては、世間驚愕としてこれに反對しておる。何が故に政府から進んで物價を上げてインフレを激しくするのであるか、この点につきまして安本長官は、一例を申上げますという、石炭に對するところの運賃の負担額は二〇％だと言ひ、これがいわゆる物價を上げる原因の一つとなつておるのであります。又今回の物價の引上は、國民生活の安定のためだと言ひ、答弁である。ところが諸君、この問題につきまして政府の答弁は徹底しておりません。何となれば、例へば一例を申上げますならば、石炭について安本長官は、適宜いたしまして鉄道運賃のいわゆる運賃費の負担が二〇％だと言ひますけれども、その実、國鉄が負担するところの物價に對するところの運賃の値上は五〇％である。更にこ

と、この三千七百円のベースの根拠は、五月におけるところの民間における一般の賃金の水準が三千五百円である。三千五百円の中から五百三十一円の税金が掛かる、それを差引くと二千九百六十九円、これに對するところのいわゆる公定配給が二五〇、國で買入れる價格が七五〇、この間と公定の値段を睨み合せて、更に五月以來いわゆる間の物價が一ヶ月三・六ずつ上る、これを計算して、今申上げたところの三千七百円ベースを決めたという説明であります。ところが民間の事業におきましては、御承知の通り、すでに四千五百円のベースを出している所もある。中には五千円以上も出しているところもある。勿論企業が成り立たんでは赤字を出している所は、いわゆる労働政變のために止むを得ず出しているものもあるだろうし、或いは又儲かつて出しているものもある。然るに今回政府の物價改訂というものが、これらの点を擱下せずして、一律一体にこれを引上げるといふことについては、不合理であるといふことの私は質疑を行つたのであります。これに對しては諸君の御判断にお任せいたします。

次に運賃引上げの倍率及び國鉄財政に關する質問であります。倍率の点は、本案審議の中核であります。この質問は最も活潑に行われたのであります。その主なるものを申し上げます。旅客運賃は三倍半の引上げをする、輸送原價の約二倍の収入となるが貨物は三倍半の引上げをしても、輸送原價の半分収入にしか過ぎない。政府は鉄道運賃政策について全く經濟運賃主義を捨てて、政策運賃主義を採

るだけ國民生活は苦しくなる。政府はこれに對して如何なる手を打つつもりであるかとの質問であつた。これに對するところの政府の答弁は、鉄道貨物運賃が基礎的物價の價格中に含まれていて、石炭では五〇％、コークスでは三〇％、セメントでは七〇％、米、麦、生鮮魚では一〇％、薪炭では三〇乃至七〇の程度であるが、その素材の運賃や鉄道の以外の運賃等を含めて考へると、右の數倍のパーセンテージになるから、物價騰貴を抑制するには鐵道の貨物運賃を極力低くしなければならぬ。今日の新物價改訂は貨物運賃の引上や賃金ベースの引上を考慮して、一般物價において七割乃至八割の引上をするつもりか、安定物價に對しては、經濟復興促進の必要から極力値上げを抑制し、その代り補助金制度を取つて一般會計より出すつもりである。又新賃金ベースは三千七百円であると考へておるが、これは極力名目賃金を抑へて、實質賃金に裕りを持たせるように計らいたい。即ち國民生活物資の購入は物價價格において二割五歩、量においては六割五歩を示しておる。勿論できるだけ物資の配給を施して行くというところにしたいと思ひが、實質賃金において裕りをつけ、生活を樂にするよう努力して行きたい、又國債が物を削る物資も必ず出て來ると思ひが、そういう物資は漸次統制を外して行きたい。又旅客運賃が物價と全然無關係であるとは考へていない。旅客運賃の引上は確かに貨物運賃の價格に相當の影響があると思ひが、貨物運賃の引上がつべての物價について一様に、而も直

接的に影響を及ぼすことに比較して見ると、まだ旅客運賃の引上の方が一般物價に及ぼす影響は少いと思ひが、更なる運賃の答弁であつたのであります。更に進んで、如何なる根拠で新物價を七割乃至八割上げるのか、新賃金ベースを何故に三千七百円にしたのかという突込んだ質問に對して、政府より細かな數字を擧げての説明がありました。が、大局的に見て各委員を納得せしめようなら明快な答弁を得られなかつたことは非常に遺憾に存する次第であります。

私はこの機会におきまして、この物價問題に對しまして、私委員長としての意見ではありませんが、委員長として政府に質問をいたしました要点を御報告いたしたいと思ひが、御承知の通り現在の物價の引上につきましては、世間驚愕としてこれに反對しておる。何が故に政府から進んで物價を上げてインフレを激しくするのであるか、この点につきまして安本長官は、一例を申上げますという、石炭に對するところの運賃の負担額は二〇％だと言ひ、これがいわゆる物價を上げる原因の一つとなつておるのであります。又今回の物價の引上は、國民生活の安定のためだと言ひ、答弁である。ところが諸君、この問題につきまして政府の答弁は徹底しておりません。何となれば、例へば一例を申上げますならば、石炭について安本長官は、適宜いたしまして鉄道運賃のいわゆる運賃費の負担が二〇％だと言ひますけれども、その実、國鉄が負担するところの物價に對するところの運賃の値上は五〇％である。更にこ

と、この三千七百円のベースの根拠は、五月におけるところの民間における一般の賃金の水準が三千五百円である。三千五百円の中から五百三十一円の税金が掛かる、それを差引くと二千九百六十九円、これに對するところのいわゆる公定配給が二五〇、國で買入れる價格が七五〇、この間と公定の値段を睨み合せて、更に五月以來いわゆる間の物價が一ヶ月三・六ずつ上る、これを計算して、今申上げたところの三千七百円ベースを決めたという説明であります。ところが民間の事業におきましては、御承知の通り、すでに四千五百円のベースを出している所もある。中には五千円以上も出しているところもある。勿論企業が成り立たんでは赤字を出している所は、いわゆる労働政變のために止むを得ず出しているものもあるだろうし、或いは又儲かつて出しているものもある。然るに今回政府の物價改訂というものが、これらの点を擱下せずして、一律一体にこれを引上げるといふことについては、不合理であるといふことの私は質疑を行つたのであります。これに對しては諸君の御判断にお任せいたします。

次に運賃引上げの倍率及び國鉄財政に關する質問であります。倍率の点は、本案審議の中核であります。この質問は最も活潑に行われたのであります。その主なるものを申し上げます。旅客運賃は三倍半の引上げをする、輸送原價の約二倍の収入となるが貨物は三倍半の引上げをしても、輸送原價の半分収入にしか過ぎない。政府は鉄道運賃政策について全く經濟運賃主義を捨てて、政策運賃主義を採

ついでに、一體どうか。又今回の運賃の引上を見ても、独立採算制の建前から決めるに、単に財政の辻褄を合わせるために決めたようだが、運賃を原価採算によらずに、政策的に決めると、將來鉄道財政に危険を及ぼし、鉄道復興五ヶ年計画も覚束ないと思ふが、政府は國鉄の独立採算制を捨てたのか、又今回の運賃引上を見ても、貨物輸送の赤字を旅客、特に三等旅客に轉嫁した結果となるが、我が國の物價に含まれる貨物運賃は、アメリカに比較してまだ少い。これに反して旅客運賃三倍半の引上げは、殆んど旅行禁止に等しい。これは負担の公正を欠くものと思われるが、これは一體どうか。又旅客運賃を三倍半上げて、旅客の減少を五割にしか見ておられないが、最近私鉄が七割五分上つて、実収入の増加が過剰な例から見て、過剰積りではないか。又鐵道予算に織込まれた新物價ほどの程度で一体あるのか、鐵道が予想した以上の値上りをする時は、又赤字が増加するのではないかと質問であつたのであります。これに対し政府の答弁は、國鉄が財政の健全を図るために、独立採算制に順次移行することは望ましいのであるが、一挙に独立採算制を確立するといふことは、現狀に鑑みてむづかしい。又貨物運賃をこれ以上上げることは、一般物價に及ぼす影響が極めて甚大であつて、國民生活に脅威を與えることとなる。成る程アメリカにおいては、物價に含まれる運賃の割合は比較的大きい、アメリカの經濟は強靱であつて恒久的である、我が國の經濟は今極めて脆弱であつて、危

機に直面してゐるのであるから、同一に論ずるわけには行かない。又貨物運賃の引上げは、すべての物價に直ちに影響を及ぼすが、旅客運賃は利用者個別的の負担となるから、國家經濟、國民生活全体の上から考慮して、貨物運賃が原價を割り、旅客運賃が原價の倍となるのも止むを得ない。政府はできるだけ經濟主義を採りたいと思ふが、現下の經濟危機を突破するに、物價水準とも睨み合せて調和を図り、國家の綜合政策の一環として鐵道運賃を決めなければならぬと思ふ。又旅客運賃を三倍半に引上げた時の旅客の減少歩合は、或いは一割ぐらゐを見込むのが手堅いと思ふが、五分でも差支ないと思ふ。鐵道予算に織込んだ新物價は、石炭、電力は二・六倍、一般物價は七割高であるが、改訂では石炭が二・七倍、電力が三倍、一般物價が七割乃至八割となつたので、鐵道財政は相当苦しいと思われ。旅客減少歩合や物價騰貴の見込について多少狂いがあつたなら、極力節約や合理化を図つて、これを補つて行きたいといふ趣旨の答弁であつた。尚貨物運賃と旅客運賃の均衡の問題については、突き進んで質疑應答を重ねられましたが、政府の説明が委員会を十分納得せしむるに至らなかつたことは、非常に遺憾に存する次第であります。

を表明した者が七名、運賃引上は止むを得ないとした者が四名でありまして、その中倍率については旅客が三倍、貨物が五倍が一名、旅客二倍半、貨物五倍が一名、旅客二倍半、貨物三倍半が一名でありました。次に石炭の問題であります。御承知の通り國鉄の經費は、二十三年度の予算におきまして、人件費が三五%、物件費が五四%、その他が一%となつておりました。その物件費中の四〇%以上が石炭費になつておるのであります。そうしてその消費量は、昭和十一年頃は年間四百萬トンの程度であつたものが、昨年度は六百八十萬トンの多き上つておる。それは全く石炭の品質が落ちたからでありまして、昭和十一年頃は六千四百カローリであつたので、一個列車をキロ引張るに十七トンで済んだものが、昨今では五千四百カローリに落ちたために、三十九トンを要しておるのであります。千カローリの差で消費量が二倍以上となつたのであります。石炭の品質低下は消費量が増加するばかりでなく、機関車を損傷し、労務を加重し、列車事故を誘引し、その他いろいろの面に不經濟を生じて、鐵道財政赤字の根本原因をなしておるのであります。單に鐵道ばかりではなから、電力とか、船舶とかも同様のことが言えます。更に進んで品質の悪い石炭を輸送することは、輸送力の浪費ともなるのであります。かように石炭品質の問題は極めて重大でありますので、各委員も石炭問題を重視いたしまして、石炭廳長官を始め関係者の出席を求め詳細に質疑應答を交したのであります。政府の説明によりまして

と、石炭については量の問題ばかりじやない、質の向上についても極力努力を拂つてゐる。尚品質に應じて格差をつけるとか、選炭設備を増強するとか、いろいろの方法を考えてゐる。幸に最近鉄道用炭も逐次品質が向上して、五千四百カローリに上り、更に七月以降は平均五千六百五十カローリにまで引上げる計画をしてゐる。下半年には生産も増加するであらうし、特に北海道の成績が上れば鐵道用炭も品質の向上を図ることができるといふ意見であつた。委員会におきましては尙政府を鞭撻督促する意味におきまして、鐵道用炭品質改善に関する決議をいたして、これを政府に要求したのであります。

- その決議は
- 一、七月以降納入鐵道炭の平均発熱量は政府決定の五、六五〇カローリを確保すること。
 - 二、塊、粉割合、現行三一対六九を七月以降四〇対六〇を目標として改善に努めること。
 - 三、現行石炭契約書の特約條項を廢止して、実測カローリ及び実量漏引檢收を実施すること。
- この点につきまして、現在までの運輸省が、この石炭の契約が、例えばカローリが不足であつても、量が悪くても値引をしないといふ、こゝろ馬鹿げた契約をしてゐるのであります。品質が悪かろうが量が不足であらうが、一切それは關係せんといふような契約をしておつたのであります。これは今回石炭廳の長官或いは安本長官を呼びまして、これは契約を改訂させることにしたのであります。
- 四、鐵道運輸用としては發熱量四、〇〇〇カローリ未満の石炭を配當しないこと。
 - 五、鐵道に対し信頼し得る炭鉱を選定して供給すること。
 - 六、鐵道の檢收機構及び檢炭施設を一層強化し、これを利用して炭質の改善を計ること。
 - 七、國內生産ピッチ數量を極力把握蒐集して、鐵道用としての配當を増加し、ピッチ煉炭を増産して、粉炭処理の強化に充當すること。
 - 八、山元の選炭を強化すること。
 - 九、運輸大臣及び石炭廳長官、以上各号の実施につき、極力その実現を期し、その実績を當分の間、委員会に遲滞なく報告すること。
- これがこの委員会におけるところの決議案であります。かように委員会におきましては鐵道運輸用石炭の品質向上を図ると同時に、他方運輸當局に対して、技術の向上による石炭の消費節約、粉炭の加工処理促進、雜用炭の消費節約等につきまして、最善の努力を拂うよう、強い要求をいたしたのであります。
- 最後に國鉄の經營合理化、能率増進に関する質疑であります。國鉄の能率は終戦後、頗る減退したために、輸送力は落ち、従つて運賃収入が上らず、又經營の合理化が進まないために、經費の節約が実績を挙げておらないことが、國鉄赤字財政の一つの理由であり、従つて今回の運賃引上の倍率にも至大の関連をもちまして、國民にも負担の加重をかけるのであります。から、各委員より國鉄當局に対し、

強い反省と努力を促す意味の質問が多かつたのであります。その主なるものを申し上げますと、本年度の輸送の要請は一億九千万トンであるのに對して、輸送計画は一億二千六百万トンに過ぎないのであります。これでは滞貨が殖える一方である、もつと輸送力を増強して収入の増加を図ると同時に、日本経済復興に資與すべきではないか。又國鉄の経営合理化、作業能率の向上は、以前から強く叫ばれているにも拘わらず、一向に進捗しておらない。國民は國鉄の現状に對して甚だ不満を持つて居るが、當局は今後如何なる対策を一體講ずるつもりであるか。例へばこの輸送力の増強につきましては、只今申上げました通り、大体の政府の決めたのは、一億九千万トンの要求に對して一億二千六百万トンであります。ところが鐵道當局の客弁は、労働物資と資材と資金があつたならばこれ以上増強ができるということを開明している。でありますから如何に政府の間に大体の計画を立てましても、これらの問題が解決をしたならば、必ずこれ以上の輸送力の増強はできることと信ずるものであります。又鐵道の収入の主なるものは旅客収入であります。旅客輸送力を増強し、サービスの改善をし、旅客運賃の増収を図る考えが一体ないのか。又鐵道不正乗客の数は過去一ヶ年間に對して百四十万件以上に及んで居るのであります。その追徴金も五千三百万円を超えて居るのであります。発見されなかつたものがまだ沢山ある、不正乗客は恐らくはこれに数倍するであろう。鐵道は徹底的に不正乗車を根絶する対策

を講ずべきであると思ふがどうか、等の質問でありましたが、これに對するところの政府の答弁は、貨物輸送力の増強に對しては、配車技術の向上により、貨車運用効率を高め、貨車修繕能力の特別強化によつて、貨車を生み出し、本年度四千輛余りの貨車を新製し、又シート、ロープを充足して、貨車積載効率を高める等、あらゆる努力を拂つて増送に今後努めるつもりである。又鐵道の合理化に對しては、國有鐵道審議會を設けて、廣く調査研究せしめるつもりであるが、差當つて考へているのは監督行政部門と、現業とを切り離して、現業は將來極力獨立採算制に推し進めたいと考へて居る。又國鉄の能率化には各種作業の機械化を図ると同時に、成るべく速かに能率給制度に切り換へていきたいと思つて居る。能率の向上については、労働物資の充足、食糧配給の増加が極めて必要であるから、各方面の理解と援助を乞いたい。旅客輸送については七月一日からダイヤを改正して三十三万キロを増強し、急行、準急を殖やし、又客車の整備、清掃を勵行し、サービスの向上を図つていきたいと思います。不正乗車の取締には常に頭を悩まして居るが、今後とも車内検札や改札を強化し、その防止に努めたいという趣旨の答弁があつた。

國有鐵道の根本的合理化、能率の徹底的増進によつて、國鉄としては赤字を克服して健全財政を取戻し、國家として國鉄輸送力の増強により、經濟復興の隘路を打開することを強く希望する者の眼から見ますと、この程度の答弁では聊さか物足らん感じを抱いたのであります。この外にもいろいろの質疑應答がありました。これは速記録によつて御覽を願ひたい。本案は七月二日に衆議院で修正可決をされまして、同日参議院に送付になつたのであります。修正案の概要を説明いたしますと、國有鐵道運賃法案の一部を次のように修正するところでありまして、第三條の二、三等の貨率は、營業キロ一キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円二十五銭とあるのを九十銭に、「百五十キロメートルをこえる部分は九十銭」とあるのを六十五銭に修正されたのであります。又第十條「この法律の施行期日は、公布の日から七日をこえない期間内において、とあるのを、「二十日をこえない期間内において」と修正をされておるのであります。政令でこれを定める」とあるのを、「各規定につき、政令でこれを定める」と修正してあります。又別表第一の第四條の規定による航路普通旅客運賃表、別表第二の第六條の規定による旅行料金がそれぞれ修正されておりますが、これは説明を省略して置きます。この修正案の骨子は、政府原案が旅客運賃におきまして、現行の大体三・五倍の引上げでありましたのに対して、恐らくは政府は國論に顧みて、或いは又政党的修正によりまして、この倍率を下げて、大体二・五倍にするこゝとなつたのであります。修正案については、七月三日の委員会において、政府より修正の各事項について説明があり、又これに對して委員からの質問がありました。その主なるものを申し上げますと、倍率の引下げと施行期日のズレによる運賃収入の減少はどれ

程であるか。又その補償の方法は如何。又学生定期や学生割引は一体どうするの。更に又施行期日はいつ頃になる見込であるかというふうな質疑である。これに對して政府の答弁は、修正による減収と施行の遅延による減収とを合せて、本年度は百九十九億円であります。そのうち百九十一億は一般会計からの繰入金を増額し、八億は鐵道の節約を以て充當するといふ答弁であつた。又学生定期や帰省等の場合の学生割引は、割引率を強化する考へで研究しておる。又施行期日は貨物は十日、旅客は十八日を予定しておるといふ答弁でありました。

これにて本法案に對するところの質疑は終つていたしました。そこでいよいよ討論に入りまして、先ず民主自由黨を代表して淺岡委員より、本案に反對をし、旅客運賃を現行の二倍、貨物運賃を現行の三倍にするこの修正案の提出がありました。この修正案の詳細は、後刻淺岡議員より説明されることと存じますから、ここでは省略いたします。次に民主黨の橋本委員、社会黨の中村委員、綠風會の村上委員より、それ〴〵衆議院よりの送付案に對して、不足ではあるけれども、已むを得ず賛成するといふ発言がありました。共產黨の小野委員も絶対反對だといふ発言がありました。これにて討論が終了いたしました。採決に入りまして、先ず淺岡委員提案の修正案について賛否を諮りましたところ、少数を以て否決となりました。次に衆議院送付の修正案を含む原案全部について賛否を諮りましたところ、出席委員二十二名中、賛成十五名の多数を以て可決せられたのであります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は五分間に制限いたします。中野重治君。

(中野重治君登壇、拍手)

○中野重治君 日本共産黨は、運賃引上げに絶対反對である。すでに二千五百万人以上の署名が、値上反對のために國會に集つておる。これは輿論であつて、我々はこの輿論と共に反對する者である。その理由を簡単に申上げた

第一は、これは人民の生活を破壊するための方策の部分であるからである。我々が今日サービスを一箱吸えば、我々の吸う煙草部分は四円四十五銭であつて、拂う税金部分は五円四十五銭である。この方式がこの運賃にも現われておる。これには我々は絶対に反對せざるを得ない。第二には、こういう破壊を通して集められた収入が何に使われるか。これは報告によつて明らかにならぬ。これは報告によつて明らかにならぬ。主として大資本家の利益のために用いられる。一方鐵道の利用者の九二%は三等旅客であるのだから、三等旅客の貧しい財布から捲き上げたもので、大資本家のためにその貨物を実費以下で運送するということになる。我々はこれに絶対に反對せざるを得ない。インフレ促進になるといふことは、今の委員長の簡単な報告でも明瞭である。第一、政府は赤字赤字といふことを頻りに言ふけれども、この赤字はでつち上げたものであつて、眞実のものではない。赤字

○淺岡信夫君 民主自由党を代表いたしまして、政府の原案並びに與党の修正案、即ち衆議院送付の国有鉄道運賃法案の一部修正案に反対する者であります。過ぐる日、本参議院におきまして、輸送力増強に関する決議案の説明に當り、板谷委員長は特に附言し、日本の復興のために交通が再建しなければならぬ。その交通の再建のためには従業員の諸君の努力に依つて多量なるものであると、説明の結びにおきまして、輸送の仕事に當つておられるところの労働者階級に強く呼びかけられたのであります。「えらいぞ」と呼ぶ者あり、更に声四郎議員は、只今御採択になりました輸送力増強に関する決議案の趣旨並びに提案者の詳細なる弁明を拜聴いたしました。政府におきましても全然同感であります。この言葉をモットーといたしまして、最後に輸送力増強に伴う能率の問題については労働者諸君、交通関係者諸君の助力を得るにあらずんば、その目的を達し難いことは申すまでもありません。これ亦力強く結ばれたのであります。かくのごとく総理大臣、委員長、労働者階級に強く呼びかけられたことは何を物語るものでありませう。一度本法案が議会上に出せられ、運賃の大幅値上げが世上に傳わりますと、國民大衆は挙つて反対の声を上げ、更に國鉄の各駅頭には如何なる運動が展開されましたしやうか。即ち交通関係者諸君が第一にその陣頭に立ち、猛烈なる一大運動が行われたのであります。値上げ反対の署名運動が各駅々で展開いたしましたことは、職員諸公の御承知の通りであります。「えら

いぞ」と呼ぶ者あり併しその値上げ反対の激しい運動は、更に大波小波となつて國會にまで押寄せ参つておるのであります。街に、工場に、山村に、漁村に人の集うところ、その反対の声は満ち満ちております。國鉄がなすべきことを行わずして、國民大衆絶対反対の声を無視して大幅の値上げが本法案の内容であります。國民大衆の納得が得られないのはもとよりでありませう。これによつて生ずる國民生活、産業復興、インフレ、國民思想等々に関する数々の激しい影響は、誠に戦慄を覚えるのであります。インフレはインフレを呼び、インフレは益だしく促進し、重ねて値上げの止むなきに至ることは火を見るよりも明らかであります。参議院の本委員会におきまされる公聴会におきましても、先に委員長の説明の通り、公聴人十一名中七名までが絶対反対であつたのであります。一体これは何を物語るものでありますやうか。直ちに運賃の如何は直接間接に國民の生計費と密接な繋がりを持ち、特に鉄道を利用する日常の旅行は、國鉄事業が独占的であるだけに、その値上げは深刻であります。すでに値上げをせざる今日において、物價は高騰、資金これに追い付かず、國民大衆の生活には極度に逼迫しております。今その生計調査を見ますと、全体の生計六七％が食費であります。エンゲルの法則を説くまでもなく、最低生活を辛うじて維持しつゝあることは明らかであります。又物價と生計費の騰貴の割合を戦前に比して、物價指数は七八十倍であるにも拘わらず、生計費が二百余倍を超えるこの事實は、生き

るがために國貨を買わざるを得ないのが今日の現状であります。生計費が二百倍になつておるにも拘わらず、賃金指数は五六十倍に過ぎません。「その通り」と呼ぶ者あり、今や國民大衆は窮乏生活によつて辛うじて生活をいたしてゐるのが現状であります。かくのごとき現在物價騰貴の大なる原因をなす鉄道運賃の引上げは、最小限度に極力止めなければならぬことは申すまでもありません。「拍手」かような見地から民主自由党は、一、学生定期運賃は現行の通り増設、(拍手)將來日本の文化國家として、その中樞を成すものは学生諸君であります。「ノーノー」、「そんな馬鹿なことがあるか」、「労働者はどうするか」と呼ぶ者あり「労働者はその次に言ひ、今は、今は学生の問題を話しておる。労働者の問題は又今後にある。金子議員しつかり聴きなさい。「何を」と呼ぶ者あり、文句を言ふならば出て来い。文句があるならば……(出て来いとはなんだ)と呼ぶ者あり)普通定期券は現行の五割、「賃金」を言わないで早くやれ、「落著いてやれ」、「時間がなくなるじやないか」と呼ぶ者あり)立つてやれ、堂々と座つてやらせに、文句があるならば立つてやり給え。一、旅客運賃は現行の十割増、一、航路旅客運賃は現行の十割増、急行及び準急行料金はそれ、(現行の十割増、貨物輸送料金は現行の二十割増、一、旅客の遠距離通減の三段階とするのであります。政府原案に比して民主自由党の案は、減収約三百一億に

なるのであります。この減収による三百一億の財源は、一、鉄道内部の節約によつて八十一億即ち「イ」旅客並びに貨物の増進による増収、(ロ)私鉄賣却、不用財産の賣却、(ハ)廣告設備その他賃料等の合理化による増収、(ニ)時間時問(と呼ぶ者あり)「(一)經常合理化の徹底、(ホ)物件修繕費の適切な節約、(ヘ)石炭品質の向上、(ト)能率増進に資する行政整理並びに配電轉換「ゆつくりやれ」)と呼ぶ者あり)「(チ)労働専従員の組合負担、人員自然減少等、二、公債発行にて四十億、即ち修繕費中のレール、枕木、通信電力施設等は財源なるを以て生産公債を以て賄ふこととしたします。「時間時問」と呼ぶ者あり、更に不足額「簡單簡單」と呼ぶ者あり、百八十億を一般會計から繰入れ負担するのであります。以上が民主自由党の修正案の大要であります。「終り」と呼ぶ者あり、民主自由党の百八十億に比して、現在の修正案は十一億多いのであります。私は労働者諸君の強烈なる反対の現実を實際に見、更に國民大衆の負担の加重を思い、赤字が出たら運賃の値上げに、運賃の値上げが駄目なら一般會計の繰入で行くというがごとく、少しも独立意欲のないことに甚だ不満を感じるのがあります。鉄道會計も苦しかろうが、やはり何がしかは國鉄の餓ろから出すように工夫をして貰いたい。一千二百億の國鉄の大世帯を以てするならば、七十億や六十億は工夫がつくと思ふ。「そらだ」と呼ぶ者あり、眞剣になつて工夫すれば必ず出ると確信するのであります。國民大衆の窮乏生活の現状より推して、政府の原案より推し

て、政府の原案並びに委員会可決の修正案に反対するものであります。(拍手)國民大衆の苦しみを最小限度に「まだやるのか」と呼ぶ者あり、食止め「時間々々」やれ、「(と呼ぶ者あり)國鉄經營合理化の徹底を期さんとす……」

○議長(松平恒雄君) 淺岡君、時間が……

○淺岡信夫君 続、民主自由党の案に何とぞ各位の御賛同を拜して「くだらんことを言わんでもいい」と呼ぶ者あり、降壇いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終結したものと認めます。これより本案の採決を行います。本案の採決は記名投票を以て行います。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君は白色票を、本案に反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事が氏名を点呼する〕

〔投票執行〕

○議長(松平恒雄君) 投票漏れはございませんか。……投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事が投票を計算する〕

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百九十三票、白色票即ち賛成のもの百二十四票、青色票即ち反対のもの六十九票、右の結果本案は可決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百二十四名

竹下 豊次君 赤木 正雄君
木下 辰雄君 佐伯卯四郎君
堀越 儀郎君 江船 哲翁君
宿谷 榮一君 石川 準吉君
高田 寛君 久松 定武君
加賀 操君 島津 忠彦君
中川 以良君 小野 哲君
河野 正夫君 新谷寅三郎君
帆足 計君 西郷吉之助君
松井 道夫君 伊達源一郎君
來馬 珠道君 伊藤 伊介君
飯田精太郎君 結城 安次君
藤野 榮雄君 米倉 龍也君
梅原 眞隆君 柏木 庫治君
岡部 常君 岩男 仁藏君
岡村文四郎君 早川 慎一君
青山 正一君 北條 秀一君
鎌田 逸郎君 三島 通陽君
田中排太郎君 鈴木 直人君
岡本 愛祐君 駒井 藤平君
玉置吉之丞君 佐藤 尚武君
村上 義一君 下條 康麿君
山下 義信君 中村 正雄君
カニエ邦彦君 大野 幸一君
中平常太郎君 下條 恭兵君
丹羽 五郎君 赤松 常子君
河崎 ナツ君 金子 洋文君
藤井 新一君 三木 治朗君
大島農夫雄君 田中 利勝君
門田 定藏君 原口忠次郎君
宇都宮 登君 鈴木 憲一君
渡邊野 照君 原 虎一君
羽生 三七君 小川 久義君
山崎 恒君 岩本 月洲君
九鬼紋十郎君 島 清君

島田 千壽君 若木 勝藏君
安部 定君 三好 始君
伊藤 修君 吉川末次郎君
天田 勝正君 田中 信儀君
谷口彌三郎君 植竹 春彦君
油井賢太郎君 石川 一衛君
小畑 哲夫君 鈴木 順一君
平野善治郎君 入交 太藏君
安達 良助君 小杉 繁安君
高橋 啓君 小林 勝馬君
紅堀 みつ君 深川タメエ君
木内キヤウ君 高良 とみ君
門屋 盛一君 前之園喜一郎君
竹中 七郎君 星 一君
栗栖 越夫君 淺井 一郎君
伊東 隆治君 村尾 重雄君
岩崎正三郎君 岩木 哲火君
佐々木鹿藏君 鬼丸 義齋君
稻垣平太郎君 岡田 宗司君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重藏君 林屋龜次郎君
中井 光次君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 奥 主一郎君
仲子 隆君 尾形六郎兵衛君
横野 清雄君 木曾三四郎君
大隈 信幸君 橋本萬右衛門君

反對者(青色票)氏名 六十九名
中西 功君 板野 勝次君
中野 重治君 細川 嘉六君
濱田 寅藏君 西田 天香君
小川 友三君 藤田 芳雄君
兼岩 傳一君 千田 正君
栗山 良夫君 岩間 正男君
星野 芳樹君 池田 恒雄君
佐々木良作君 大山 安君
松村眞一郎君 小杉 イ子君
小林米三郎君 楠見 義男君
千葉 信君 木村福八郎君

建設省は今日依然として中央官廳に残存せるセクシヨナリズムと官僚主義を打破し、各省に分散する建設行政を統合し、國土復興計画を一元化し、建設力を強化し得るものなればならぬ。従つて政府提出の貧弱不徹底なる原案に反對する。
昭和二十三年七月四日
決算委員会
少数意見者 兼岩 傳一
參議院議長松平恒雄殿

建設省設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
昭和二十三年七月二日
衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長 松平恒雄殿
(小字及び一は衆議院議長)

建設省設置法案
第一章 總則
(設置)
第一條 この法律により、建設省を設置する。
建設省の長は、建設大臣とする。
(機關)
第二條 建設省に、本省の外、左の地方支分部局を置く。
地方支分部局を置く。
地方支分部局
建設出張所
第二章 本省
(本省の所掌事務及び権限)
第三條 本省の所掌事務の権限は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。
一 國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。
二 土地の測量、地籍の調整その他これに附帶する事業を実施すること。
三 都會地轉入抑制に関する事務を管理すること。
四 東北興業株式会社、業務の監督その他東北興業株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の施行に関する事務を管理すること。
五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。
六 廣告物取締法(明治四十四年法律第七十号)の施行に関する事務を管理すること。
七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。
八 河川、水流及び水面(港灣内の水面を除く)の利用、改良、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法(明治三十年法律第十九号)の施行に関する事務を管理すること。
十 公有水面 港灣内の水面を除く)の埋立に関する事務を管理すること。
十一 運河に関する事務を管理すること。
十二 水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。

省設置法案につきまして、決算委員会
の審議の経過及び結果を御報告申上げ
ます。

現在の建設院は総理廳の外局とし
て、第一回國會におきまして創設され
たのでありますが、土木建築方面の行
政及び管轄事務は甚だ廣い範囲に及ん
でおりまして、一つの省として独立す
るに十分なる重要性を持つております
から、今回これを省に昇格させますと
同時に、現在運輸省の所管になつてお
ります運輸建設本部をここに吸収いた
しまして、ここに提案を見たような次
第であります。この法案は決算委員会
に付託せられました。性質上國土計
画委員会と連合委員会を開いたのであ
ります。

質疑應答はいろ／＼ありましたが、
主なものを申し上げますと、建
設行政の一元化を図るためには、行政
調査部の要綱案とか、或いは要綱暫定
案に比べて、この法案は著しく保守的
であり、殆んど何らの改革が行われて
いないのじやないかという質問に対し
まして、政府の答弁によりまして、行
政調査部の案は理想論であるが、それ
は一挙にして実現し得るものではない
。

〔議長退席、副議長着席〕

今回は暫定的な実行案を選んだもので
ある。それで差当り運輸建設本部を吸
収するだけに止めたのであるが、その
他のものは漸次関係各方面と交渉を重
ねて、成るべく速やかに問題の解決を
図りたいという答弁であります。併し
連合委員会は、理想としては建設行政
の全般に亘る中央機關を設けることに
ありますが、差当り余り重大な影響
を他に及ぼさない範圍内で、各省所管

からこの建設省に移すことが適當であ
ると考えまして、小委員会を設けて研
究いたしましたのであります。そこで一つ
の案を得たのであります。その案並
びにもう一つの案が修正案となつたの
であります。

今申しました小委員会の案というの
は、現在農林省で所管しております國有
林地を除く荒廢林地復旧施設その他に
關する施設を建設省に持つて行こう。
もう一つは、文部省所管の建築の事務
の一部を持つて行こう。こういう案で
あります。更にそれでは極めて不徹底
なものであるから、各省に亘る建設行
政を全般的にここへ移さなければなら
んというような修正案も出たのであり
ます。併しながらいずれも少数を以て
否決せられて、原案通り決定されたの
であります。併しながら本案は決して
理想通りのものではないのでありま
して、建設行政の廣範圍に亘る綜合的
國家機關を設置することの要綱は、す
でに第一回國會におきまして、建設院
を設置する場合に明言されたところで
あります。この度建設省設置法案の討
論に当りまして、次のごとき要望が
大多数を以て採用されたのでありま
す。即ち政府は建設行政の一元化が國
家復興の絶対要件たることを認識し、
國家行政組織法の施行までに農林、商
工、運輸、厚生、文部、法務等の各省
及び廳に分散する建設行政を統合する
ため、あらゆる方途を講ずべし。かよ
うな希望を多数を以て決定したのであ
ります。尙建設行政を綜合的に統合す
るためには、やはり何か建設審議會と
いうようなものを作りまして、そうし
て促進する必要があるというようにな

要望があつたのであります。
大体右の次第でありまして、原案通
り決定いたしましたのであります。この
段、決算委員会の報告を終ります。
(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 少数意見者
から報告することを求められておりま
す。報告時間は十分間に制限いたしま
す。兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

○兼岩傳一君 我々全國三万の建設技
術者、五十万の建設事業関係者が、一
筋に希望をかけて参りました建設省が
まさに生れんとしておるのでありま
す。二十有二年間土木建築、都市計画
に従事して参りました私共の感激は非
常に大きなものであります。これにつ
きまして、第一回國會以來、この問題
について熱心に審議されました決算、
國土の同僚委員諸君、特に会派を超え
て御協力を得ましたところの先輩議員
各位に、深甚なる敬意を表するもので
あります。にも拘わらず私は、僅かに運
輸省の運建本部を吸収して、現在の建
設院を省に昇格させようとするところ
の政府の原案に對しては、反對せ
ざるを得ないのであります。私は私共
の團體幾十萬の建設関係者並びに住宅
難に悩み、迫り来る水害の禍に戦々
とこの農民の希望に應え、少くも
農林省、商工省、運輸省、文部省、厚
生省、法務廳等に分散いたしましたこ
ろの建設行政を一元化した綜合的な建
設省の設置を主張するものでありま
す。その理由を簡単に報告することに
よりまして、改めて第三國會における
同僚先輩議員各位の協力を要請せんと
するものであります。我々は決して中

央官廳を徒らに大きくしたり、格式を
上げたりますために綜合的建設省を主
張するものではございません。そう
なく、我が國の中央官廳に今日尙強
く残存しておりますこと、今日尙
の繩張主義を打破すること、今日尙
依然として強く中央官廳に残存して
おります特權官僚の作り上げました官
主義の打破、これによつて各省間に分
散いたしました建設行政を統合いたし
まして、勤勞國民大衆の要望いたし
ますところの、本當に民主的な、
合理的な建設省を実現したいと冀
うものであります。(拍手)同時に
これは非常に重要であります。我々技
術者、専門家自身も、長い独自の官
僚機構の中に道具として使われて参つ
たために残つておりますところの派
閥、ギルド的な精神、一人よがり、政
治經濟に對する無関心等々の、私共自
身の持つております多くの欠陥をも、
合せて清算しようとするところの正し
い自己批判の決意を持つており、而も
この決意を個人的な方法によらない
で、文化團體、勞農團體その他の團體
の力、及びこの團體を支持する勤勞國
民大衆の力によつて、この自己批判を
遂げて行こうとするところの精神を有
するものであります。八月十五日大利
根川の決壊の一周年が間近に迫つてお
ります。而も諸君、着々と復旧される
堤防工事と並行しまして、堤防の中
はやがて堤防決壊の原因となるような
農業用水取入の工事が施行せられてお
るのであります。その他平野の農民の

みならず、昨年の水害のごときは、迫
り来る日本の破局的な水害の、我々專
門家の見通しでは、昨年の水害のごと
きものは、来るべき水害の序曲に過ぎ
ないというのが我々専門家としての見
通しである。これは將來委員会なり本
會議において、私は本當に科學的な資
料によつて遠からず同僚諸君に訴えな
ければならないと思つておりますの
で、今日はこれ以上この点には触れま
せんが、そういうような実情が行われ
ておる。又道路は次第に壞れ、アスフ
アルトの道は穴のあくままに棄てられ
ており、大都市の附近は一部の特別な
使命を持つたところの道路は幾らかよ
くなつておるといふ実情、又一つの発
電所を作り出すのにも、水力発電と農
業用水と洪水防禦の三つが統一された
計画でなければならぬのに、水力発電
と農業用水と洪水防禦は、三つの省に跨
つて別々に施行されておるといふよう
な実情であります。又或る省の大きな
建築工事は殆んど技術者もなしに、正
確な設計監督もなしに行われておりま
す。一方或る省では建築技術者が余つ
ておるといふような、そういう実情が
あるのであります。それから戦災都市
の復旧は遅々として進まず、戦災者、
無産勤勞者は激しい住宅難に悩んで
おる等々、即ち建設行政のこれが実情で
あります。勿論私はこの中央官廳の一
つや二つ作り変えるといふことにお
いて問題が解決されるという、それ程非
政治的な私共は考えは持つておりませ
ん。併し國民の貴重な血の出るような
税金を、最も有効に使うために即刻打
つべき手だけは私は打つことが当然で
あると考えます。

その手とは、第一に、眞に一元的な
國土の復興計画を立てること、私二十
二年間の、戦前から戦争、戦後にか

ての私みずからの建設、技術者としての、官廳技術者としての中央、地方の經驗によつて殆んど日本では未だ曾て一元的な國土復興計画は立てられておらんのであります。而も今こそこれを立てずしては、祖國の建設、國土の復興はできないのであります。

第二に、この乏しい資材、例えばアメリカ、恐らくアメリカと思ひますが、外國からは三万トンのアスファルトの材料を入れてやつてもよいと言つておられますが、遺憾ながら日本にそれを受入れる力がないので、僅か一万トンしか来ないという面、セメントの問題、鉄の問題、あらゆる資材、この乏しい資材を有効に使つて行くというためにも建設行政の力は一つに集められなければならぬのであります。これは祖國復興の前提であります。そうして綜合建設設置はその第一歩であります。この前提であり、第一歩であるところのことさえもできないようなかような貧弱な政治を以てして國土の再建を云々することは、遺憾ながら滑稽であると言わざるを得ない。而もこれは私は政府ではなか／＼できないと思ひます。私が國會に参つてお願いしなければならぬというものは、このことを本當になし遂げるものは國會以外にない。殊に二院制ということから考へて、解散がなく、専門家があられて、じつくり腰を据えてやううとしておられる、この有識者の集まられておる参議院のこの力によつてのみ私はこれが実行に移されると考へております。(拍手)殊に明年の一月一日を期して新憲法に即した民主的な國家行政組織法が施行され、恐らく今年中に

は十九の省、その他中央官廳全部が改めて作り変えられる空前と言ふべき、今後容易に近い將來に來せうもなく、過去の幾十年において、こういふことのないなかつた明治維新以來の、大きな中央官廳の再編成の時期が数ヶ月のうちに來ておるのであります。各位が本日の午前中に示されました民主主義の政治、或いは官僚主義の打破、或いは決選投票に示されました強い御決意によつて、第三回國會においては、建設省のみならず各省全部を、民主的な編張り主義の打破、國民の公僕たる合理的なる中央官廳の編成というよりな点に於いての合理的な再編成を考慮せられ、且つその考慮を実行に移されるその先頭に立つ者として、綜合的な強力な建設省を眞剣に考慮されることを希望し、私の少数意見の報告を終りたいと考へております。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 日程第四、損害保険料率算出団体に関する法律案、日程第五、地方自治法第五百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に關し承認を求めの件、(内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない

と認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

(審査報告書は都合により第六十号附録に掲載)

損害保険料率算出団体に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月二日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

損害保険料率算出団体に関する法律案

損害保険料率算出団体に関する法律案

第一條 この法律は、公正な保険料率を算出するため設けられる損害保険料率算出団体の業務の運営を適正ならしめ、もつて損害保険事業の健全な発達を圖り保険契約者等の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「保険料率」とは、損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいふ。

2 この法律において「損害保険料率算出団体」とは、危険の類別その他の保険料率の算出に必要な事項を準備をなし、保険料率を算出し、過去の損害率その他の保険料率

に關する資料を整理し、及びこれらを會員の利用に供するための施設を設けることを目的とする団体をいう。

3 この法律において「会社」とは、保險業法(昭和十四年法律第四十号)第一條第一項の規定により損害保險事業を営むことにつき免許を受けた保險会社をいう。

4 この法律において「會員」とは、損害保險料率算出団体を構成する会社をいう。

5 この法律において「剰余金」とは、保險業法第六十六條に規定する剰余金をいう。

(料率團體の設立)

第三條 二以上の会社は、大藏大臣の認可を受けて、損害保險料率算出団体(以下料率団体と稱す)を設立することができる。

2 前項の認可を受けようとする会社は、定款を作成し申請書及び會員名簿とともにこれを大藏大臣に提出しなければならない。

3 前項の定款には、保險料率を設ける保險事業の種類及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十七條に規定する事項を記載しなければならない。

(法人)

第四條 料率団体は、法人とする。

(定款の変更の認可)

第五條 料率団体が定款の変更をなすには、大藏大臣の認可を受けなければならない。

(加入)

第六條 会社は、その行ふ保險事業の種類について設立された料率団

体に加入することができる。

(會員の加入及び脱退の届出)

第七條 料率団体は、会社が加入又は脱退したときは、加入又は脱退後二週間以内に、その旨を大藏大臣に届出なければならない。

(利害關係人の資料開覽)

第八條 利害關係人は、その料率團體に対し、保險料率の算出の基礎となつた資料の開覽を求めることができる。

(保險料率)

第九條 料率團體の算出する保險料率は、合理的且つ妥當なものでなければならず、又、不当に差別的なものであつてはならず。且つ、會員を拘束するものであつてはならない。

(料率の認可)

第十條 會員は、保險業法第十條第一項の規定により大藏大臣の認可を受けようとする場合においては、單独に、直接に、且つ、自己のために、これをなさなければならない。

2 料率団体は、會員の代理人その他何等の名称をもつてするを問はず、會員のために保險業法その他の法令に基き大藏大臣の認可を受けることができる。

(剰余金の拂戻の制限の禁止)

第十一條 料率団体は、その會員のなす保險契約者に対する剰余金の拂戻に制限してはならない。

(保險料率の周知)

第十二條 料率団体は、定款の定めるところにより、その算出した保險料率が利害關係人に周知せら

る。

れ、且つ、当該保険料率につき、その意見を聞くことができる方法を講じなければならない。

2 前項の規定の適用につき必要な事項は、命令でこれを定める。
(報告及び検査)

第十三條 大蔵大臣は、何時でも、料率団体から、その事務に関する報告を徴し、又はその職員をして料率団体の事務所に立ち入り事務の状況若しくは帳簿書類その他の資料を検査させることができる。この場合において、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

(違法行為に対する命令)
第十四條 料率団体がこの法律又は他の法令に基いて大蔵大臣の発する命令に違反し、又は公益を害すべき行為をなしたときは、大蔵大臣は理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又はその設立の認可を取り消すことができる。の発する命令。

2 前項の規定により、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可の取消をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該理事若しくは監事又は当該料率団体の理事にあらじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のため大蔵大臣の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。
(料率団体の成立の時期及び登記の効力)

第十五條 料率団体は、主たる事務

所の所在地において、設立の登記をすること因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(設立の登記等)
第十六條 料率団体の設立の登記は、第三條第一項の規定による大蔵大臣の認可があつた日から二週間以内、これをしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所
四 資産の総額
五 出資の方法を定めたときは、その方法
六 理事及び監事の氏名及び住所
七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

3 料率団体は、設立の登記をした後二週間以内、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。
4 前項の規定は、料率団体の成立後、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに従たる事務所を設けた場合に、これを準用する。
(変更の登記)
第十七條 この法律の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地におい

ては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。
(清算終了の登記)
第十八條 料率団体の清算が終了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。
(管轄登記所及び登記簿)
第十九條 料率団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。
2 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。
(設立登記の申請手続)
第二十條 料率団体の設立の登記は、理事及び監事の全員の申請によつてこれをする。
2 前項の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。
一 定款
一 資産の総額を証する書面
一 理事及び監事の選任があつたことを証する書面
(設立の登記以外の登記の申請手続)
第二十一條 設立の登記を除く外、この法律の規定による登記は、理事又は清算人の申請によつてこれをする。
2 前項の規定による登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
(登記事項の公告)

第二十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なく、これを公告しなければならない。
(民法の準用)
第二十三條 民法第三十八條第一項、第四十三條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十條から第五十四條まで、第五十八條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで及び第七十二條から第八十三條までの規定は、料率団体にこれを準用する。
(非訟事件手続法の準用)
第二十四條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十二條、第二百三十八條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百三十九條から第二百五十一條の六まで及び第二百五十四條から第五十七條までの規定は、この法律の規定による登記に、これを準用する。
(法人税の不課)
第二十五條 料率団体には、法人税を課さない。
(罰則)
第二十六條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
一 第十三條の規定による報告を出すことを怠り、虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二 第十四條の規定による命令に違反した者
第二十七條 前條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人に対して各本條の罰金刑を

科する。
第二十八條 損害保険料率算出団体の設立者、理事、監事又は清算人は左の場合においては、これを五千円以下の過料に処する。
一 この法律において認可を受けるとき
二 第七條の規定に違反したとき
三 第八條の規定に違反し正当の事由がなくして資料の閲覧を拒んだとき
四 第十二條の規定に違反したとき
五 この法律に定められた登記をなすことを怠つたとき
六 第二十三條において準用する民法第五十一條の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をなしたとき
七 第二十三條において準用する民法第七十條又は第八十一條の規定に違反し破産宣告の請求をなすことを怠つたとき
八 第二十三條において準用する民法第七十九條又は第八十一條に定める公告をなすことを怠り、又は不正の公告をなしたとき

附則
第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。
第三十條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように

官報号外 昭和二十三年七月五日 参議院會議録第五十九号(一) 損害保険料率算出団体に関する法律案外一件

伊集院 鹿兒島 伊集院町
小林 宮崎 小林町
(計 四七)
日置郡
西諸縣郡

【黒田英雄君答覆、拍手】
○黒田英雄君 只今上程されました損害保険料率算出団体に関する法律案外一件につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず損害保険料率算出団体に関する法律案であります。現在の保険業では、保険料率は大臣の認可を要します。その第十一條におきまして、保険料率の統制協定を認めまして、大臣は保険会社に対して統制協定を命ずることができるとなっております。この十一條の規定は、独占禁止法の適用から除外されておりました。併しこの規定は明らかに独占禁止法に反するものであります。昨十一月以後におきまして適切な対策を講ずる必要があつたので、保険業法の全面的改正の際にこれを解決する予定であつたのであるが、この改正が急速に進まないで、本件を切り離して至急処理する必要があるといふのであります。

元來保険料率の算定は非常に複雑多岐の要素によるものであります。その原價計算がわずかしく、主観的な測定が行われる余地がありますので、従つてこれが算出を各個の保険会社の自由にあ任して置きますときは、会社間の過度の競争で、往々不当に切下げが行

われまする傾向があるのであります。一たび異常な災害が起りますと、その損害額が保険会社の担保力を超過して、保険契約者及び被保険者に迷惑を來し、損害保険事業の信用を害するものであります。これが対策として、公正な、科学的な保険料率を算出する保険料率算出団体の設立を認めまして、会社が任意にその会員となりまして、合理的な保険料率を利用し得る道を開くこととしたし、団体の構成、業務の運営につきまして適切な規制を加へまして、業者間の自由競争を不当に抑制しないようにいたし、保険事業の健全な発達及び保険契約者等の保護を図り、又この法律に基く正当な行為につきましては、独占禁止法の適用を排除しようといふのであります。

その内容の大要は、二つ以上の会社は、大臣の認可を受けて損害保険料率算出団体を設立することができるとしております。これは法人といたしておるのであります。尚、損害保険料率を算出するに、公正且つ合理的な保険料率を算出し、保険料率に関する諸般の資料を会員である損害保険会社の利用に供することを目的とするものであります。大臣の認可を受けて設立するのであります。損害保険会社は任意に会員となつて、保険料率又はその施設を利用することができるといたしましたのであります。脱退は勿論自由であるのであります。会員が保険料率算出の算出しました保険料率を

利用する場合には、会員たる保険会社が個々に保険業法に基きまして、保険料率変更の認可を受けなければならぬものといたしまして、且つ料率算出団体が会員に代つて認可を受けるというようになつては禁止をいたしてあるのであります。

【副議長退席、議長答覆】
料率算出団体をして、保険料率算出の資料の閲覧又は料率の周知等、公開的措置をとらしめることとしたのであります。尚、料率算出団体に対する大臣の検査の権限、その他必要な監督の権限を規定いたしましたのであります。保険業法第十一條の統制協定に関する規定を削除すると共に、本法による行為については、独占禁止法の適用を除外することとしたのであります。

尚質疑應答におきまして、この法律が成立すれば、損害保険会社はこの料率算出団体を設立することの希望を持つてゐるのかといふことにつきましては、すべての保険会社はこれを留意しておるといふような答へがあつたのであります。

かくて採決をいたしました。全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのであります。

次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基き財務局及び税務署の増設に關し承認を求めるとの件について御説明をいたします。

この案は、政府は、本年度収入すべき税金の額が非常に巨額に上つておるのでありますから、これを確保するためにいろいろの施策を講じつつあるものであります。なかんずく徴税機構の整備強化を図るの要が極めて緊要であります。

りまして、その一つとして、財務局を増設することとし、第二東京財務局といたすもの外、二つの財務局を増設し、又浦田税務署外四十六税務署を増設したいのであります。その財務局は、現在全關に八局ありておるのであります。特に廣汎な区域を持つており、且つ多数の税務署を擁しておること、財務局の管轄区域を分割して、課税の適正を期すると共に、他面、納税者の便宜を図らうとするのであります。先ず現在東京の財務局の管轄区域から、新潟、長野、群馬、埼玉、栃木及び茨城の六縣を分けまして、第二東京財務局を東京都に設置し、次に名古屋財務局の管轄に属しております富山、石川及び大阪財務局の管轄に属しております福井の、いわゆる北陸三縣を以ちまして、金沢市に金沢財務局を設置し、熊本財務局の管轄区域から、福岡、佐賀、長崎の三縣を分離して、福岡市に福岡財務局を設置しようといふのであります。

員は増加をしないつもりであるといふことであつたのであります。その他いろいろ御質疑がありました。速記録に譲りたいと思ひます。

採決をいたしましたところ、全会一致を以てこの法案に対し承認を與へるべきものと決定いたしました次第であります。これを以て私の報告を終ります。

【議長(松平恒雄君) 此れより採決をいたします。先ず損害保険料率算出団体に関する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

【議員起立】
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

税務署につきましては、全關に總數四百五十一あるのであります。そのうち特に廣い区域を管轄して、課税物件の分布廣く、且つ多数の納税者がある区域を、これを分割して税務署を増設するといふことは、納税者の便宜を図るためにも、又課税の適正化を期するためにも必要と認められるが、その他いろいろの事項を考慮いたしまして、取敢えず浦田税務署外四十六税務署を増設したいのであります。

本案の質疑應答につきましては、これによつて定員の増加をするかといふことにつきましては、このためには定

午後三時五十一分休憩
午後四時半まで休憩いたします。

午後五時三十一分閉會
○副議長(松本治一郎君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。日程第六、恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

恩給法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて閣会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年七月二日

衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長 松平 恒雄殿

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律

恩給法(大正十二年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「二年」を「三年」に改める。

第九條ノ二中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

第十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

第十條ノ二 前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササルシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相続人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給者ノ生存中裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相続人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第十條ノ三 第七十三條ノ二ノ規定ハ前條ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ニ付テハ適用ス

第十二條 恩給ヲ受クルノ權利ハ左ノ各號ニ規定スルモノヲ除クノ外總理廳恩給局長之ヲ裁定ス

一 都道府縣ヨリ傳給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

二 公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

三 前號ニ掲ケルモノヲ除クノ外教育職員ノ一時恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

四 都道府縣ヨリ傳給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

第十三條 第四項を削る。

第十六條第一号但書を次のように改め、同條第三号中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」を「都道府縣に、同條第四号中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟」を「都道府縣又ハ市町村」に改める。

但シ都道府縣ヨリ傳給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣之ヲ負擔ス

第十八條ノ二 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外恩給ノ請求、裁定、支給及受給權存否ノ調査並恩給ニ關スル申及及其ノ裁決ニ關スル手續ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條第一項但書を次のように改め、同條第二項中「國庫」の下に「又ハ都道府縣」を加え、「ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ指定セラレサルモノ」を削る。

但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ傳給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條第一項中「又ハ圖書館」を削り、同條第二項中「職員ニシテ政令ヲ以テ指定スルモノ」を「助教諭」に改める。

第二十三條第一号を次のように改め、同條第三号中「司法事務官」を「法務廳事務官」に改め、同條第五号を削る。

一 警部補、巡查部長又ハ巡查タル警察官

第二十四條 待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル都道府縣立少年教護院職員令ニ依ル職員ヲ謂フ

第二十五條に左の一項を加える。

廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ就職シタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス但シ之ニ依リ第二十六條第二項ノ規定ニ該當スルニ至ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條第一項中「加算ス」を「加算シ」に、「服務シタルトキ」亦同シを「服務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス」に改め、同條第三項を削る。

第三十八條ノ二 前條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陲又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十八條ノ三 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ

地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

第三十八條ノ四 第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ不健康業務トハ左ニ掲ケルモノヲ謂フ

一 有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ

二 鐵道事業ニ於ケル蒸氣機關車乘員トシテノ現業勤務

三 炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務

四 鐵道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ壓搾空氣内ニ於ケル連續的勤務

五 肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

前項ノ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテハ不健康業務ノ加算ヲ爲サス

第三十九條第二項を次のように改める。

前項ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千哩ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第三十九條ノ二 航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到着シタル月追加算ス

航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第四十條第一項中前二條を「第三十八條乃至前條」に改め、「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

第四十條ノ二中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、同條に左の一項を加える。

前項ノ規定スル期間一月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間力在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現業ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第四十四條第一項中「及之ニ準スヘキモノ」を削り、同條第二項を削る。

第四十六條ノ二第一項中「政令ノ定ムル程度」を「第四十九條ノ三ニ規定スル程度」に、同條第二項中「前項ノ政令ノ定ムル程度」を「第四十九條ノ三ニ規定スル程度」に改める。

第四十八條第一項第一号を削除シ、同條第二号中「流行病」を別表第一號表ノ二ニ掲ケル流行病」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第四十九條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル特殊公務ニ因ル
傷疾疾病トハ別表第一號表ノ三ニ
掲クルモノヲ謂フ

第四十九條ノ二 公務傷病ニ因ル不
具發疾ノ程度ハ別表第一號表ノ四
ニ掲クル八項トス

第四十九條ノ三 傷病年金ヲ給スヘ
キ傷病ノ程度ハ別表第一號表ノ五
ニ掲クル四款トス

第四十九條ノ四 級別ノ定ナキ公務
員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用
ニ付テノ等級ハ別表第一號表ノ六
ニ規定スル區分ニ依ル

第四十九條ノ五 準文官ノ公務傷病
ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級
ハ左ノ區分ニ依ル

一 二級官試補ハ三級ノ者ニシテ
退職當時ノ俸給月額百三十圓以
上ノモノトシ三級官見習ハ三級
ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額
六十圓未満ノモノトス

二 國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ
給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其
ノ等級ニ依ル

第四十九條ノ六 準教育職員ノ公務
傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ等級ハ
教員職員ニシテ三級ノモノノ等級
ノ例ニ依ル

第五十八條第一項第二号中「二年」
を「三年」に改める。

第五十九條第一項但書及び第二項
但書中「都府縣又ハ之ニ準スヘキ地
方經濟」を「都道府縣」に、同條第三
項及び第四項中「都府縣其ノ他ノ經
濟」を「都道府縣」に改める。

第五十九條ノ二第二項中「看做シ前
項ノ規定ヲ適用ス」を「看做ス」に改
め、同條第三項を削る。

第五十九條ノ三 前條第一項ニ規定
スル一級又ハ二級ノ昇給ニ付テハ
左ノ各號ノ例ニ依ル

一 級俸ノ定アル場合ニ於テ當分
給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸
給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給
與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ
給與級俸ニ對シ當分俸給力有ス
ル割合ヲ乘シタルモノ（圓位未
滿ハ圓位ニ滿タシム）ヲ以テ當
分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給
額トシ給與級俸ノ二級上位ノ俸
給ノ額ニ其ノ割合ヲ乘シタルモノ
（圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム）
ヲ以テ當分俸給ニ對スル二級上
位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場
合ニ於テ月俸七十五圓以下ノモ
ノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額
ヲ定メ之ヲ給シタルトキ亦同シ

二 轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合
ニ於テハ新官職ニ付テメラレタ
ル級俸中前ノ官職ニ付テ給セラレ
タル俸給ニ直近ニ多額ナルモノ
ヲ以テ一級上位ノ俸給額トシ之ニ
直近スル上位ノ級俸ノ額ヲ二級
上位ノ俸給額トス但シ其ノ額力前
官職ニ付テ給セラレタル俸給額
段ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ
十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサル
トキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一
級上位ノ俸給額トシ後段ノ場合ニ
在リテハ百分ノ三十ヲ加ヘタル
金額ニ達セサルトキハ之ニ達ス
ル金額ヲ以テ二級上位ノ俸給額
トシ之ニ依ル

第六十四條ノ二但書中「政令ノ定
ムル時期ニ於テ」を削る。

第六十四條ノ三 前條但書ノ規定ニ
依ル一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔セ
タル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村
ニ對シ再就職ノ月（再就職後一時
恩給給與ノ裁定アリタル場合ハ其
ノ裁定アリタル月）ノ翌月ヨリ一
年内ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完
了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部
又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシ
テ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普
通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生セサル
場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受
ケタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町
村ハ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第七十二條第一項中「祖父、祖母、
父、母、夫、妻、子」を「祖父、祖母、
父母、配偶者、子」に、「之ト同一戸籍
内ニ在ル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ
又ハ之ト生計ヲ共ニシタル」に改め、
同條第二項中「其ノ戸籍内ニ在リタ
ル」を「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之
ト生計ヲ共ニシタル」に改め、同條
第三項及び第四項を削る。

第七十三條第一項中「父、母、成
年ノ子、祖父、祖母」を「父母、成年
ノ子、祖父母」に改め、同條第二項
を削り、同條第四項中「前三項」を
「前二項」に、「第七十二條第三項」を
規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ
者ノ遺族ト看做サル者」を「第七十
四條ノ二第一項ニ規定スル者」に改
める。

第七十三條ノ二 前條第一項及第二
項ノ規定ニ依ル同順位ノ遺族二人
以上アルトキハ其ノ中一人ヲ總代
者トシテ扶助料ノ請求又ハ扶助料
支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第七十四條第一項、第三項及び第
四項を削る。

第七十四條ノ二第一項を次のよう
に改め、同條第二項中「第七十二條
第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ
準スヘキ者ノ遺族ト看做サルタル
者」を「前項ニ規定スル者」に、同條
第三項中「第七十二條第三項ノ規定
ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ
遺族ト看做サルタル者」を「第一項ニ
規定スル者」に、「同條」を「同項」に、
同條第四項中「第七十二條第三項ノ
規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スヘキ
者ノ遺族ト看做サルタル者」を「第一項
ニ規定スル者」に改める。

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡
當時ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之
ト生計ヲ共ニシタル者ニシテ公務
員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後戸
籍ノ届出カ受理セラレ其ノ届出ニ
因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ
祖父母、父母、配偶者又ハ子ナル
コトト爲リタルモノニ給スル扶助
料ハ當該戸籍届出受理ノ日ヨリ之
ヲ給ス

第七十五條第一項中「扶助料ノ年
額ハ」の下に「之ヲ受クル者ノ人員ニ
拘ラス」を加え、同條第二項中「扶
助料ヲ受クル者」を「同一戸籍内ニ在
ル扶助料ヲ受クル者」に依リ生計ヲ維
持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中
ニ」に改め、同項但書を次のように
改める。

但シ扶助料ヲ受クル者及之ニ依リ
生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニ
スル者ノ中ニ扶助料ヲ受クル者二
人以上アル場合又ハ二以上ノ扶助
料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケ
ル加給ニ付テハ左ノ區分ニ依ル

一 各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ
原因タルヘキ遺族ハ裁定廳ニ於
テ最初ニ請求ヲ受理シタル扶助
料ニ付テノミ加給ノ原因タルヘ
キモノトス但シ扶助料ヲ受クル
者二人以上アル場合ニ在リテハ
各ノ扶助料ヲ受クル者全員ノ連
帯ヲ以テ、二以上ノ扶助料ヲ併
セ受クル者アル場合ニ在リテハ
之ヲ併セ受クル者ヨリ裁定廳ニ
於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ
扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タ
ラシムルコトヲ請求シタルトキ
ハ後ノ扶助料ノ加給額カ最初ノ
扶助料ノ加給額ヨリ多額ト爲ル
場合ニ限リ改定請求アリタル月
ノ翌月ヨリ加給額ヲ改定ス

二 各ノ扶助料ノ請求ヲ裁定廳ニ
於テ同日ニ受理シタルトキハ其
ノ各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ
原因タルヘキ遺族ハ加給額ノ最
多額ト爲ル扶助料ニ付テノミ加
給ノ原因タルモノトス

同條に左ノ二項を加える。
前項第一號但書ノ規定ニ依リ加給
額ヲ改定シタル後ニ於テ請求セラ
レタル扶助料アル場合ニ於テハ其
ノ扶助料ニ加給ヲ爲ストキ其ノ加
給額カ既ニ改定セラレタル加給額
ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ更ニ改
定ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ前項第一號但書ノ規定ヲ準
用ス

遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲サルル
扶助料カ恩給金庫ニ擔保ニ供セラ
レ居ル場合ニ於テ當該加給ノ原因
タル遺族ノ第一項第一號但書又ハ
前項ノ規定ニ依リ他ノ扶助料ニ付
テノ加給ノ原因タラシムルコトヲ
請求セントスルトキハ恩給金庫ノ
同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ恩給金

九三七

第七十六條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受ケル資格ヲ失フ

- 一 子婚姻シタルトキ若ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シタルトキ
- 二 夫婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ
- 三 父母又ハ祖父母婚姻シタルトキ

第七十七條第一項中「二年」を「三年」に改める。

第七十八條中「不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を加える。

第七十九條 前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中扶助料ハ同順位者アルトキハ當該同順位者ニ、同順位者ナク次順位者アルトキハ當該次順位者ニ之ヲ轉給ス

別表第一號表ノ三

- 一 外國ノ交戦若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戦又ハ擾亂ニ因ル傷病疾病
- 二 職務ヲ以テ暴徒ヲ鎮壓スルニ當リ又ハ兇賊若ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラレヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危險ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷病疾病
- 三 職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫、診察又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲權リタル該疾病
- 四 急流其ノ他生命ノ危險ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル落水勤務ニ因ル傷病疾病

其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用スル。第八十條第一項を次のように改める。

- 遺族左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ扶助料ヲ受ケルノ權利ヲ失フ
- 一 配偶者婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ
- 二 子婚姻シタルトキ若ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シタルトキ
- 三 父母又ハ祖父母婚姻シタルトキ
- 四 不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第八十一條に左の一項を加える。

- 第七十三條ノ二ノ規定ハ前二項ノ一時扶助料ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス
- 第八十二條第二項中「一時扶助料ノ金額ハ」の下に「之ヲ受ケヘキ者ノ人員ニ拘ラス」を加え、同條第四項中「及第七十四條ノ規定」を「並第七十三條ノ二及第七十四條ノ規定」に改める。

第八十二條の次に左の一章を加える。

第四章 雜則

第八十二條ノ二 昭和二十三年七月一日以後ニ於テハ本法ノ中國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十號)又ハ同法ニ基ク法律ハ政令若ハ人事委員會規則ノ規定ニ矛盾スル規定ハ其ノ効力ヲ失フ

第一號表
 (一) 三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

- 北海道
- 松前郡
- 小島
- 石川縣
- 鳳至郡
- 船倉島
- 長崎縣
- 南松浦郡
- 女島
- 鹿兒島縣
- 川邊郡
- 草垣島

(二) 二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

- 北海道
- 厚岸大黒島
- 東京都
- 八丈島鳥島
- 長崎縣
- 西彼杵郡
- 大立島
- 北松浦郡
- 五島白額
- 二神島
- 上縣郡
- 三島
- 福岡縣
- 宗像郡
- 沖島
- 沖繩縣
- 大東島
- 宮古島列島
- 八重山列島

別表第一號表の次に左の五―表を加える。

- マラリア、熱水熱(含ム)
- 猩紅熱
- 痘瘡
- コレラ
- 癩疹チフス
- 腸チフス
- バラチフス
- ペスト
- 同歸熱
- 赤痢
- 流行性腦脊髄膜炎
- 流行性感冒
- 肺デストマ病
- トリパノソーム病
- 黄疸出血性スピロヘータ病
- カラアザール
- 黄熱
- 癩疹熱
- 流行性出血熱
- デング熱
- フィラリア病
- フランベジア
- 流行性腦炎

第一號表ノ四

不具發疾程度	不具發疾ノ状態
特別項症	<ul style="list-style-type: none"> 一 常ニ就床ヲ要シ且復讎ナル介護ヲ要スルモノ 二 重大ナル精神障礙ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ 三 兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ 四 身體諸部ノ障礙ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

<p>第一項 症</p>	<p>一 複雜ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ儘ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ變シタルモノ 四 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 五 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ 六 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>第二項 症</p>	<p>一 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ變シタルモノ 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 兩耳全ク變シタルモノ 五 大動脈瘤、頰骨下動脈瘤、總頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸胃動脈瘤ヲ發シタルモノ 六 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ 七 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>第三項 症</p>	<p>一 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 二 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>第四項 症</p>	<p>一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ 二 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 三 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 兩耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ 五 泌尿器ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 六 兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症狀ノ著シカラサルモノ 七 腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 八 足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ</p>
<p>第五項 症</p>	<p>一 頭部、顔面等ニ大ナル變形ヲ殘シタルモノ 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ 一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ</p>

<p>第六項 症</p>	<p>二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 脾臟ヲ失ヒタルモノ 五 一側母指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側總指ノ機能ヲ變シタルモノ</p>
<p>第七項 症</p>	<p>一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一耳全ク變シ他耳尋常ノ話聲ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ 三 一側腎臟ヲ失ヒタルモノ 四 一側母指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側足關節カ直角位ニ於テ強剛シタルモノ 七 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ</p>

第一號表ノ五

<p>傷病ノ程度</p>	<p>傷病ノ狀態</p>
<p>第一款 症</p>	<p>一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一耳全ク變シタルモノ 三 一側母指ノ機能ヲ變シタルモノ 四 一側示指乃至小指ノ機能ヲ變シタルモノ 五 一側總趾ノ機能ヲ變シタルモノ</p>
<p>第二款 症</p>	<p>一 精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得サルモノ 四 一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ 六 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ</p>

別表第一號表ノ六

第三 款 症	第四 款 症
一 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ 二 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ 三 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ 四 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ	一 一側ノ視力カ〇・一ニ滿テサルモノ、 二 一耳ノ聴力カ尋常ノ聴覺ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ 三 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ 四 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ 六 一側第三趾乃至第五趾ノ中ニ趾ヲ全ク失ヒタルモノ

一級ノ者ノ例ニ依ルモノ	一 内閣總理大臣、最高裁判所長官及日本國憲法第七條ノ規 正ニ依ル認證官 二 退職當時ノ俸給月額千四百圓以上ノ裁判官ニシテ前號ノ 規定ニ該當セサルモノ 三 衆議院事務局又ハ參議院事務局ノ事務總長、事務次長、 部長タル參事及電任委員會專門調査員並國會圖書館ノ館長 及副館長
二級ノ者ノ例ニ依ルモノ	一 裁判官ニシテ前欄ニ掲クル者以外ノモノ 二 衆議院事務局若ハ參議院事務局又ハ國會圖書館ノ參事 (前欄ニ掲クル參事ヲ除ク)及副參事並彈劾裁判所又ハ訴追 委員會ノ書記長
三級ノ者ノ例ニ依ルモノ	國會職員ニシテ前二欄ニ掲クル者以外ノモノ

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條から第十條の三まで、第七十二條から第七十六條まで及び第七十八條から第八十二條までの改正規定は、昭和二十三年一月一日から、第二十二條中助教諭に関する改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第一号の改正規定は、昭和二十三年三月七日から、同條第三号の改正規定は、同年二月十五日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前禁、以上の刑に処せられた者については、なお従前の例による。

第三條 昭和二十二年十二月三十一日以前に恩給権者が死亡した場合におけるその生存中の恩給で給與を受けなかつたものの支給については、なお従前の例による。

第四條 従前の規定による公立の図書館の職員で官定であつた者については、なお従前の例による。

第五條 従前の規定による教官心得又は准教員については、なお従前の例による。

前項の者が引き続き助教諭になつた場合においては、前項の者の在職は、これを助教諭としての在職とみなす。

第六條 従前の規定による警察監獄職員については、なお従前の例による。

第七條 昭和二十二年十二月三十一日まで給與事由の生じた扶助料及び一時扶助料については、なお従前の例による。但し、昭和二十三年一月一日以後においては、左の特例に従う。

一 昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利又は資格を有する者については、第

七十六條及び第八十條の改正規定を適用する。

二 昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利を有する者がある場合において、その者が失権した後においては、第七十三條から第七十四條まで、第七十五條及び第七十八條から第七十九條の二までの改正規定を適用する。

第八條 この法律の附則第三條、第四條、第五條第一項、第六條及び前條に規定する場合において、東京都長官又は警視總監が裁定すべきこととなる恩給については、東京都知事が、北海道廳長官が裁定すべきこととなる恩給については、北海道知事が、これを裁定するものとする。

第九條 この法律施行の日に属する月の翌月分以降の普通恩給については、恩給法第五十八條第一項第

三号及び第四号並びに同條第二項の規定は、当分の間、これを適用しない。

第十條 昭和二十三年四月二日現に都道府縣の保健衛生に関する事務に従事する職員で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用を受ける者が引續いて市立保健所の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。

〔塚本重藏君發議、拍手〕
 ○塚本重藏君 只今議題となりまし、恩給法の一部を改正する法律案に關しまする、厚生委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の提出理由を申し上げますと、今回の改正は、主として新民法の施行その他諸法令の改廢等に伴ふもの

でありまして、その改正要點の主なるものは次の諸点であります。

一、民法の改正に伴う遺族に関する規定を整備すること。二、刑法の改正に伴う権利の喪失、又は支給停止の区分を改めること。三、警察法及び消防組法の制定に伴う、警察監獄職員に関する規定を整備すること。四、いわゆる職年者及び多額所得者の普通恩給の一部支給停止に關するもの。五、保健所制度の改正に伴うもの。六、新時代に於ける立法の趨勢に伴う一應の整備をいたすことであります。

尚以上の外、國家公務員法に基く法令、或いは人事委員會規則等が、逐次整備され、恩給法の規定の中で、或いはこれらの法令規則と矛盾、抵触するものを生じたような場合には、それらの規定に矛盾する恩給法の規定の効力がなくなるように、予め措置いたしましたのであります。以上が本法案の提出理由の概要であります。

本委員会は六月の十九日予備審査付託以来、数回に亘つて審議を重ねたのでありますが、次に委員会におきまする質疑の中、重要な点二三を申し上げますと、公務員に準ずる者とはどういふものか、その中に外地に抑留されておる軍人、軍属も准公務員として取扱つて行けるかどうかという質問に對しては、軍人だつた者についてはその如何を問はず、除外しなければならぬことになつておるとの答へがありました。又傷病者についての恩給増額の考へはないかという問に對しては、一般の傷病者に対する給付を超えないことに制限されておるので、無條件には増額できないが、一般給付の最低のものが引上げられたときには、それに歩調を合せて増額ができるよう、あらゆる努力を拂ひたいとの答へがありました。次に恩給はいわゆる恩惠的給付を意味し、封建的の基だしいものである。恩給法廃止の意思はないかとの問に對しては、政府は恩給という考へではなく、これを退職給與制度として考へたときに、現在の在職給與等を考へ合せると、このまま廃止するということ、考へられないとの答へがありました。

以上のような質疑がなされました後、討論に入りましたところ、一委員より、本案には賛成であるが、従来の恩給受給者の一部の者が排除されたことによつて、相当多数者が悲惨な状態にあることは、十分察知できるので、現実社会の事情に應ずる何等かの方法を以て、善処の措置を講ぜられたいとの希望意見がありました。又ある委員は、恩給制度はよろしくその旧態を一掃し、一日も早くこれを社会保障制度の中に包含することを、要望するとの希望意見がありました。更にいろいろの意見がありましたが、恩給の増額が必要であることが痛論せられたのであります。この点は第一國會以來しばしば請願、陳情等も現われているところでありますが、これらの点につきましても、今委員会におきまして、恩給法の臨時措置に關する法案を提出せられて、これが審議中でありましても、いづれ明日あたりの本會議に報告ができることとならうと考へます。それによつて、相当額の増額が行われるわけでありま。かようにいたしましたので、採決に入りましたところ、全員一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上簡單であります。本法律案に關しまする委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げる次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決いたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 議員起立を認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加して、消防法案衆議院提出を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない

と認めます。先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員会理事中井光次君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年五月二十七日
衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長 松平 恒雄殿

消防法目次

第一章 總則

第二章 火災の予防

第三章 危険物

第四章 消防の設備

第五章 火災の警戒

第六章 消防の活動

第七章 火災の調査

第八章 雜則

第九章 罰則

附則

第一章 總則
第一條 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて治安秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に緊留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

舟車とは、船舶安全法第二條第一項の規定を適用しない船舶、瑞舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。

危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の一隊をいう。

第二章 火災の予防
第三條 消防長(消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ)又は消防署長は、屋外において火災の予防に危険であると認められる行為者又は消防の活動に支障になると認められる物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者に対して、左の各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四條 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を調査させることができる。但し、個人の住居は、関係者の承諾がなければ立ち入らせてはならない。

前項の規定による立入及び検査は、左の各号に定める区分に従ひ当該各号に定める時間内に行わなければならない。但し、山林に立ち入つて検査する場合及び当該舟車、船きよ若しくはふ頭に緊留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者の同意を得た場合は、この限りでない。

一 興行場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入する場所
市町村条例の指定するものについてはその場所の公開時間内。

二 工場、事業場その他多数の者の勤務する場所
市町村条例の指定するものについては、その場所の従業時間内。

三 前二号に規定する以外の場所
(個人の住居は関係者の承諾を得なければならぬ)については、日出から日没までの時間。但し、特に緊急の必要がある場合は四十八時間以前にその旨をその場所たる舟車、船きよ若しくはふ頭に緊留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者に通告した場合に限る。

二 踐火、取灰又は火粉の始末
三 放置せられた危険物その他の燃焼の虞のある物件の処理
四 みだりに存置又は放置せられた物件の整理、移動又は撤去

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証書を関係者に示さなければならぬ。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務を妨害してはならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

第五條 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認められる場合は火災が発生したならば、人命に危険であると認められる場合には、権限を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移轉、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更してはならないものについては、この限りでない。

第六條 前條の規定による命令を受けた者は、その命令に不服があるときは、その命令を受けた日から十日以内に、当該防火対象物の所在地を管轄する裁判所に訴を提起することができる。

前條の規定による命令は、前項の訴の提起によつてその効力を妨げられることはない。但し、当該命令を取り消す旨の判決があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合においては、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前二項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

第七條 建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用について許可又は認可をする権限を有する行政廳は、当該建築物の工事施行地を管轄する消防長又は消防署長の火災の予防上当該許可又は認可が支障ない旨の同意を得なければ、当該許可又は認可をすることができない。

第八條 学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他の市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立てその訓練を行わなければならない。

第九條 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の際のある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の際のある器具の取扱その他の火の使用に關し火災の予防のために必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第三章 危険物
第十條 市町村條例で定める数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所ではこれを貯蔵し、又は取り扱つてはならない。但し、その定めたる数量の三十倍未満のものについては、所轄消防長又は消防署長の指定する安全な場所に、十日以内に限つて、これを仮に貯蔵する場合は、この限りでない。

危険物で別表に掲げる類の別を異にするものは、これを同一の貯蔵所（不燃材料で構成した隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては同一の室。）において貯蔵し、又は取り扱つてはならない。

危険物は、貯蔵所において市町村條例で定める数量を超えてこれを貯蔵してはならない。

貯蔵所の位置、構造及び設備の制限について必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十一條 市町村條例で定める数量以上の危険物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く外、日出前又は日没後においてこれを取り扱つてはならない。

第十二條 貯蔵所を設置しようとする者は、市町村條例の定めるところにより市町村長の許可を受けなければならない。市町村條例で定める事項について変更しようとする者も、また同様とする。

貯蔵所を廃止しようとする者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第十三條 貯蔵所を設置した者（その地位を承継した者を含む。）はその貯蔵所の取扱主任者を定め、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

前項の取扱主任者は、市町村條例で定める資格を具えなければならない。

貯蔵所においては、取扱主任者以外の者は、取扱主任者が立ち会わなければならない。危険物を取り扱つてはならない。

第十四條 市町村條例で定める資格を有する映写技術者でない者は、興行その他公衆の観覧に供する目的をもつて、観覧性でない映画を上映するために、映写機を操作してはならない。

常時映画を上映する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例で定める資格を有する所属の映写技術者を定めて、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十五條 映写室は、市町村條例で定める構造及び設備を具備しなければならない。

第十六條 前六條に規定するもの外、危険物の貯蔵、運搬、貯蓄その他の取扱に關し、火災の予防上必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十七條乃至第十三條の規定は、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、貯蓄その他の取扱には、これを適用しない。

第四章 消火の設備

第十八條 学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の市町村條例の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村條例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。

第十九條 何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する設備若しくは警鐘台を使用し、損傷し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。

第二十條 消防に必要な水利の基準は、國家消防廳がこれを勧告する。

消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

第二十一條 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能な状態に置くことができる。

前項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第五章 火災の警戒

第二十二條 中央警察官長、管区警察官長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。市町村長は、前項の通報を受けたときは、火災に関する警戒を死することができる。

前項の規定による警戒が罷せられたときは、警戒が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第二十三條 市町村長は、火災の警戒

戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるとき火又は喫煙の制限をすることができ。

第六章 消火の活動

第二十四條 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

第二十五條 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他命令で定めらるる者は、消防署が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行方消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第二十六條 消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自転車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。路側面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。

消防車は火災の現場に出動するとき限りサイレンを用いることができる。時速は六十キロメートル

ルを超えてはならない。消防署に引き返す途中その他の場合は、鐘又は警笛を用い、一般の車馬規定による最高速度を超えてはならない。その他一般交通規則に従わなければならない。

第二十七條 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八條 火災の現場においては、消防隊員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定めらるる以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

消防隊員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防隊員又は消防団員の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、前項に規定する消防隊員又は消防団員の職権を行うことができる。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官又は警察吏員は、これに援助を與える義務がある。

第二十九條 消防隊員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものたる土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。火災が発生した

消防対象物に隣接する消防対象物で延焼の虞があると認めらるるものについても、また同様とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。

この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時價により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

消防隊員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第三十條 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、樋門又は水道の制水弁の閉鎖を行うことができる。

消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と共に協定することができる。

第七章 火災の調査

第三十一條 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があることを認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な

証拠を集めてその保全につとめなければならない。但し、國家消防隊において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十二條 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めたる代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破棄された財産を調査することができる。

第三十四條 消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破棄された財産の状況を調査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第三十五條 放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪(放火罪を含む。)を捜査し、犯人(放火犯人を含む。)を逮捕する責任を免れしめない。放火及び失火の共同目的のために消防隊員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章 罰則

第三十條 第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に關してこれを準用する。

第三十七條 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村條例とあるのは、夫、これを都、都知事又は都條例と読み替へるものとする。

第九章 罰則

第三十八條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する砲臺又は警鐘台を損壞し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壞し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。

第四十條 左の各号の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

- 一 第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者
二 消防團員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行爲を妨害した者
三 第二十五條（第三十六條において準用する場合を含む。）又

第二十九條第四項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に対し、その行爲を妨害した者
前項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。

第四十一條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は、二万五千元以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

- 一 第五條の規定による命令に違反した者
二 第十條第一項又は第二項の規定に違反した者
三 第十五條の規定に違反した者
四 第十二條 左の各号の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は一萬二千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

- 一 第十條第三項、第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者
二 第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないので事業を行つた者
三 第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者
四 第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐称した者
五 第十三條第三項の規定に違反した者

第十四條第一項の規定に違反した者
第十四條第二項の規定に違反して所屬の映写技術者を定めないので事業を行つた者
第四十三條 第十六條の規定による市町村條例には、これに違反した者に対し、三箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処し、情狀により懲役及び罰金を併科することができる旨の規定を設けることができる。

第四十四條 左の各号の一に該當する者は、二千元以下の罰金又は拘留に処する。

一 第三條の規定による命令に違反した者
二 第四條又は第三十四條の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 三 第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者
四 第十八條第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する砲臺若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
五 第十八條第二項の規定に違反した者
六 第二十一條の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者
七 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者

八 故なく消防署又は第二十四條（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の指定した場所に火災發生の虚偽の通報をした者
九 第二十八條第一項（第三十六條において準用する場合を含む。）の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に違反した者
十 第三十三條の規定による火災後の被害状況の調査を拒んだ者
第四十五條 事業主は、その代理者、同居者、雇人その他の従業者がその業務に關し第十條第一項乃至第十三條、第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條の規定並びに第十六條の規定による市町村條例の規定に違反したときは、自己の指揮に出ないという故をもつて、その処罰を免れることはできない。

第四十六條 この法律又は第十六條

の規定による市町村條例により、事業主に適用すべき罰則は、その者が法人であるときは、理事長、取締役その他法人の事務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

附則
第四十七條 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。
第四十八條 この法律により許可を受け、又は届出をなさなければならぬ事項で、この法律施行前に警備命令又は都道府縣令により許可又は認可を受け、又は届出をなしたときは、これをこの法律により当該許可又は認可を受け、又は当該届出をなしたものとみなす。

Table with 4 columns: 類別 (Category), 品名 (Item Name), 第一類 (Class 1), 第二類 (Class 2), 第三類 (Class 3), 第四類 (Class 4), 第五類 (Class 5), 第六類 (Class 6). Items include 塩素酸塩類, 硝酸塩類, 過マンガン酸カリウム, 炭酸ナトリウム, 炭酸カルシウム, 硝酸ナトリウム, 硝酸カルシウム, 過酸化水素, カリウムペルマンガネート, 生石灰, エチルアルコール, 二酸化炭素, コロジオン, 第一種石油, ソルベントナフサ, アセトン, メチルエチルケトン, アルコール類, おく酸エステル類, キシロール, 第二種石油, テレピン油, 樟腦油, 松根油, タレオソート油, 第三種石油, 動物油, ニトロセルロース, セルロイド類, 芳香系列の硝化物, 発煙硝酸, 発煙硫酸, 無水硫酸.

件、山田川砂防工事施行に関する件、安永川外四十河川の砂防工事に関する件、鳥取県下岩美外五箇郡内河川の砂防工事施行に関する件、魚野川支流十七河川の砂防工事施行に関する件、瀬吉川砂防工事施行に関する件、羽茂、新保兩川の砂防工事施行に関する件、戦災復興事業費國庫補助増額に関する件、西部額戸内海を國立公園に指定することに関する件、旧島島陸軍演習地を國立公園島島觀光区域に編入することに関する件、額戸内海國立公園の施設及び助成に関する件、琵琶湖を國立公園に指定することに関する件、阿蘇國立公園区域に日田地方を編入することに関する件、北海道中南部定山溪附近一帯の地域を國立公園に指定することに関する件、霧島國立公園に新川谷地帯を編入することに関する件、櫻島、開聞一帯を國立公園に指定することに関する件、紀伊海峽地区を國立公園に指定することに関する件、湯河原町を中心とする西湘地区を富士、箱根國立公園に編入することに関する件、陳情、福江港改修工事に関する件、石炭関係港施設工事促進に関する件、港灣災害復興費國庫補助増額に関する件、港灣法制定促進等に関する件、山口縣の災害復興土木救護費補助増額に関する件、生野道路の改修並びに維持費の國庫補助に関する件、八木山トンネル開さくに関する件、大野島、中川兩村間早津江川架橋に関する件、京阪神地区の幹線道路整備促進に関する件、四國地方道路改良整備事業促進に関する件、高松町地内國道六号線改修に関する件、東京郊の道路橋りより維持修繕費國庫補助に関する件、桑名市の震災復興

興事業費國庫補助増額に関する件、戦災復興都市計画事業費増額に関する件、津市の震災復興事業費増額に関する件、四日市市の土地區画整理事業費増額に関する件、戦災都市復興區區画整理事業費に関する件、額戸内海國立公園区域に山口縣を追加指定することに関する件、多摩秩父を國立公園に指定することに関する件、阿蘇山國立公園區域に日田地方を指定することに関する件、

これらの請願並びに陳情の中、港灣、道路、震災復興、砂防、災害復興等に關しては、いずれも工費が少額で、その目的を達したがいから工費の増額を要望したものであります。或いは速かに工事の着手を訴えたものであります。又國立公園に關しては、すでに國立公園に指定されておる個所の隣接地区に、従來軍の關係上指定を許されなかつたものが、この度軍の關係がなくなりあつたから、速かにこれを編入することを要望し、又國立公園として、政府においてすでに調査も完了しておる地方に対して、これが指定を願つたものであります。かくて委員会において、皆これを採択の上、院議に付して内閣に送付することを要するものと決議いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告通り採択し、日程第一の一請願を除き、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程を変更して、日程第三十五より第四十の請願及び日程第一より第三十三の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

○塚本重藏君 只今議題になりました請願並びに陳情は、これを大別いたしますと、社会事業に関するものと、住宅問題に関するものとであります。先ず社会事業に関するものから先に御報告申し上げます。請願文書表の第六百六十四号、傷者保護に関する請願であります。右の請願は戦争等による傷者は、現在極めて冷遇された取扱を受けておる中で、傷者を政府において保護されたいというのが請願の趣旨であります。委員会におきましては、本問題については、先に第一國會において同様の趣旨の請願を審議いたしました。これを内閣に送付いたしました。おまして、現在の社会的実情から見まして、傷者保護対策につきましても、公平、平等の社会原則により、一刻も早く解決しなければならぬ重要な問題であると認められて、政府へ重ねて強く要望して、全会一致を以て、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第三百六十六号、模範社会事業都市建設に関する請願は、廣島市の原子爆弾によりまする被害から、この復興には各種の社会事業施設の拡充の必要が痛感されるから、廣島市を國費を以て、模範的な社会事業都市として建設されたいというのが趣旨であります。委員会におきましては、願意の大体は妥當なるものといひまして、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表の第九百五十五号、社会事業共同募金法制定に関する請願であります。この請願は社会事業の經營に必要な金品の寄附募金の合理化と適正化を図るために、全國社会事業大会の決議に基く社会事業共同募金法案の拡充、發展を図りたいとの趣旨であります。委員会におきましては、共同募金については、すでに關係議員の努力によりまして、漸く一個の成案を得ておりますので、本請願の趣旨は妥當なものといひまして、これを議院の會議に付するを要するが、すでに先き申しますように、一個の成案を得ておりますから、内閣に送付を要しないものと決定いたしました。

請願文書表の第九百五十六号、社会事業法の改正に関する請願であります。この請願は社会事業に関する基本的準則を定め、健全な拡充發展を促して、社会福祉の増進と、國民生活の向上とを図るために、全國社会事業大会の決議による改正案を以て、現行の社会事業法を改正せられたいとの趣旨であります。委員会におきましては、予て關係議員の努力によりまして、これ又すでに一個の成案を得ておりますので、院議にこれを付するが、内閣に送付を要しないものと決定いたしました。

陳情文書表第二百二十二号、くづ織維の購入権附與に関する陳情であります。右の陳情は、生産の増進にこそしんでおります授産所、共同作業所に、製品原料となるくづ織維の購入権を附與せられたいとの趣旨であります。委員会におきましては、授産所への物資の配給は十二分に拂つてはいない実情から見まして、くづ織維の購入権を附與することは極めて妥當なるものと認めまして、本件はこれを議院の會議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

次に住宅關係であります。請願文書表第二百五十四号、旧住宅営團經營住宅処分に関する請願であります。同じく又請願文書表第二百六十四号、同様の請願であります。旧住宅営團經營住宅の処分に関するものであります。採つておられますが、その上これらの住宅は、今後多額の維持費を必要とするので、居住者には重い負担であるから、その処分に當つては十分右の実情に即するよう善処されたいとの趣旨であります。これに対しまして政府の方針を聴取いたしましたところ、旧住宅営團經營住宅の処分は、閉鎖機關整理委員会がこれに當り、政府は側面からこれを援助してゐるもので、整理委員会的一般方針通り、競買に付すること

も社会政策上これは避けねばならぬので、低廉な價で居住者に優先買却の方

は、予て關係議員の努力によりまして、これ又すでに一個の成案を得ておりますので、院議にこれを付するが、内閣に送付を要しないものと決定いたしました。

陳情文書表第二百二十二号、くづ織維の購入権附與に関する陳情であります。右の陳情は、生産の増進にこそしんでおります授産所、共同作業所に、製品原料となるくづ織維の購入権を附與せられたいとの趣旨であります。委員会におきましては、授産所への物資の配給は十二分に拂つてはいない実情から見まして、くづ織維の購入権を附與することは極めて妥當なるものと認めまして、本件はこれを議院の會議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

次に住宅關係であります。請願文書表第二百五十四号、旧住宅営團經營住宅処分に関する請願であります。同じく又請願文書表第二百六十四号、同様の請願であります。旧住宅営團經營住宅の処分に関するものであります。採つておられますが、その上これらの住宅は、今後多額の維持費を必要とするので、居住者には重い負担であるから、その処分に當つては十分右の実情に即するよう善処されたいとの趣旨であります。これに対しまして政府の方針を聴取いたしましたところ、旧住宅営團經營住宅の処分は、閉鎖機關整理委員会がこれに當り、政府は側面からこれを援助してゐるもので、整理委員会的一般方針通り、競買に付すること

法が採用されたのであるが、これを買取り得ざる者が多い実情であるから、政府としてはこの点については実情に即する措置を取るより検討を進めていくとの答弁がありました。本委員会としては、本請願の趣旨は極めて妥当なものと認め、これを内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第九百二十六号、大都市の庶民住宅建設助成に関する請願、陳情文書表第五十一号、五大都市の庶民住宅復興に関する陳情、右の請願並びに陳情は同様の趣旨のものでありまして、その内容を一括して申しますと、公営住宅の建設事業が予期のごとく進行しないのは、敷地難、財政難等がその重要な原因であるから、敷地の確保、予算の増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であります。本委員会においては、本件については住宅問題に關して調査研究しているところと合致しておりますので、その趣旨は極めて妥当なものと認め、これを内閣の會議に付して、内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

陳情文書表第五十六号、大阪府下の住宅対策に関する陳情、陳情文書表第九十九号、住宅建設促進に関する陳情、同じく陳情文書表第二三十四号、陳情文書表第三三十三号、右の陳情四件はいずれも住宅建設促進に関するものでありまして、本委員会の住宅問題に關する調査研究事項とも合致しておりますので、本委員会としては陳情の趣旨はいずれも妥当なものと認め、これを内閣の會議に付して、これを内閣へ送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、日程第三九及び第四〇の請願を除き、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、日程第三九及び第四〇の請願を除き、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程の順序を変更し、日程第四一より第四三の請願及び日程第一四より第一二一の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。労働委員長原虎一君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔原虎一君登壇、拍手〕

○原虎一君 只今議題になりました請願及び陳情につきまして、労働委員会におきます審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

これらの請願及び陳情の詳細は、審査報告書によつて御承知願うことといたしまして、これを大別して申し上げますと、労働者給與等に関する問題と特殊労働施設設置に関する問題との二つであります。労働委員会におきましては、五月四日より委員会を前後五回に亘りまして開催いたしました。関係政府委員の出席を求め、委員との間に懸

心なる質疑應答がなされたのであります。これから右請願及び陳情の審査の経過の概要を簡単に申し上げたいと存じます。

請願第二百五十一号、陳情第二十三号、同じく第二百六十七号、同じく第三百五十号の請願の大意は、教職員員の最低生活を保障し、教育に専念することのできるよう、労働諸条件の改善を速かに実施されたいとの要望であります。

請願第七百九十三号は、官立大学附属病院の看護婦諸君からの、労働条件の改善、労働基準法の完全なる実施、看護婦養成機關の設置等の要望であります。

陳情第七十号は、財務職員に對し税務官吏同様な待遇を與えるべく速かに改善されたいとの陳情であります。陳情第三百七十七号は、労働委員会委員の職責の重要性に鑑み、その手当を少くとも農地委員のごとく月額二千円程度に増額されたいとの要望であります。

請願第六百五十四号は、兵庫縣有馬郡の三田、三輪両町の勤務地手当を甲地に、陳情第四百十三号は、大分縣佐賀岡町の地域給を乙地に、それら編入されたいとの要望であります。

陳情第十七号は、山形市の教員組合より寒冷地給に関する要望で、陳情第二百十三号は、寒冷地特別給與制度確立に關するものであります。

陳情第四百一十一号は、総合技能指導所設置に關するものであります。以上につきまして委員会におきましては、前述のごとく前後五回に亘り慎重に審議を重ねました結果、願意に關

する個々の條件につきましてはともかくといたしまして、願意の大意は妥当なるものと認め、いずれも内閣に送付することが適當であるとの決定をした次第であります。以上を以ちまして、労働委員会におきます請願及び陳情に關する審査状態の報告を終りたいと存する次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程第四四より第四六の請願を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。商業委員会理事鎌田逸郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔鎌田逸郎君登壇、拍手〕

○鎌田逸郎君 只今議題となりました請願第八百四号外一件につきまして、商業委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告いたします。請願第八百四号は、布はく製品は品質、價格の面で消費者の希望に適合せず、又現在のように衣料品不足の時は、製品よりも生地のままの方が喜ば

れるから、配給の迅速化を図る上からも、生地のままを配給する方式に改められたいというのであります。本件に對する政府當局の意見は、衣料品の配給方法については、昭和二十三年度七月一日からは原則として総合点數制を採用し、消費者は與えられた点數の範囲内で希望する品目を購入し得る方法を探り、消費者の便宜を図ると共に、配給の円滑迅速を期することとなつたのであります。

次に内地向け陶磁器統制撤廃に關する請願の要旨は、和食器を初め日常生活に必要な内地向け陶磁器は材料が国内生産品であり、又生産地の大部分は非戦災地であつて、生産設備も生産量も戦前の水準に復しているから、今後一層需要を充たし、又趣味嗜好を通じての文化的教養を高め得る優良製品の市場進出を図るために、戦時中の臨時措置である販賣價格の統制を撤廃せられたいというのであります。本件に對する政府當局の意見は、和食器その他内地向け生活用陶磁器の生産は、終戦後順調に推移し、需要に對しては十分の供給をなし得る現狀であるので、目下その價格統制の撤廃方につき審議を進めておることとあります。

次に家具統制價格撤廃に關する請願の要旨は、家具は形態、技巧等千差万別であつて、價格を統制するのは不合理であり、販賣店でも地域によつて利益率に差異があるから、現在需要を充たすだけの生産高があつて、購買力が低下している実情に鑑み、統制價格の撤廃を図られたいというのであります。本件に對する政府當局の意見は、

統制の実益のなかつたものについては、價格統制を撤廃するように審議を進めているが、家具については現在價格統制を実施せられてゐる二十一種目中には、尙直ちに統制を撤廃することが不適当と思われるものがあり、研究中であるというのであります。

本委員会においては、あらゆる角度から質疑がなされ、熱心に審議が行われた次第でありまして、各件いずれも妥当な請願であつて、採決の結果、全員一致、これを採択して院議に付し、内閣に送付することを要するものと決定した次第であります。以上簡単ながら御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程の順序を変更して、日程第四七より、第五二の請願及び日程第一二二より第一二五の陳情を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。敏工業委員長長沼恒平太郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔恒平太郎君登壇、拍手〕
○恒平太郎君 只今議題と相成りましたる請願並びに陳情について、その審査の結果を御報告申し上げます。請願第四百二十二号、八百四十号、九百五十七号、陳情四百二十一号は、いずれも中小企業の振興又は技術指導に關するところの請願又は陳情であります。

尙陳情三百五十七号は、長崎縣の賠償撤去対象工場の存置に關する件でありまして、四百八十九号は製油所の操業に關する陳情、五百十三号は中國地方鉱山復興に關する陳情であります。以上の請願又は陳情は、今日の経済事情より、又諸般の客観情勢よりいたしまして、これを採択し、内閣に送付することを適當と認められた次第であります。

次に請願の九百五十八号、千五十八号、九百八十二号、これはいずれも肥料産業に關するものであります。この件につきましては、その統制の範圍、方式、運営等につきまして、委員会においていろいろ議論があつたのであります。結論的に申し上げますならば、肥料産業經營の健全化のための公價の設定、又能率的な輸送計画の樹立、或いは又資材、資金等の割當に關するところの希望等につきましては、當委員会といたしましても肥料産業の重要性に鑑みて、これを甚だ妥當なるものと考へましたので、これを採択して内閣に送付するを適當と認められた次第であります。ただその附帯條件といつてしまつて、統制の限界並びに方式につきましては、政府において十分検討をされることを希望いたしました次第であります。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔小野哲君登壇、拍手〕
○小野哲君 只今上程されました請願第三十六号、小樽市手宮貯炭場開放に關する請願外二十五号、陳情第四十号、國有鉄道運輸の合理化に關する陳情外二十五号の委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告いたします。各請願及び陳情につきましては、政府より詳細な事情を聴取いたし、又請願につきましては紹介議員の熱心な説明がございました。委員会はこれらの陳述を基として慎重に審議いたしましたが、ここでは簡単にその大要を御報告申し上げます。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔恒平太郎君登壇、拍手〕
○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程の順序を変更して、日程第五三より第七六の請願及び日程第一二六より第一四七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事小野哲君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

初めに海運關係の請願及び陳情を一括して申し上げますと、先ず請願第二百二十九号、清水港を第一種重要港務指定に關する請願であります。請願の要旨は、同港は國際港として天與の立地條件を具備しており、貿易再発足と共に、いよゝその重要性を加えて來るから、第一種重要港に指定されたいとの趣旨であります。これに對し政府は、目下港務法の制定を企図しておられ、これに基いて全國の港務を再審査の上決定したいとの答弁でありまして、審議の結果、この問題は政府において検討の上、地元の熱意に鑑み、実現する必要があるという趣旨で、内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に第四百十四号、油津港を第二種港務編入並びに貿易開港指定に關する請願は、第一回國会におきまして、第二百二十九号、同一理由で採択し、内閣に送付しておりますので、これが解決を促進するために、内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に請願第二百五十四号、都井岬燈台復旧促進に關する請願は、政府において、すでに願意の通り取運んでおることとあり、内閣に送付することに至當であると議決いたしました。

次に請願第三百九十二号、第三百九十六号及び四百一十号津久見港を開港場に指定することの請願及び陳情第二百二十号和島港を開港場に指定することに關する陳情であります。願意は、両港共に天然の良港であり、同方面物資の集散場として、移輸出物資共に多く、國內輸送の上からも、近い

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

に指定して欲しいとの趣旨でありまして、政府より、検討の上願意の通り実現するよう考慮する旨答弁があり、審議の結果、願意は大體妥當であると思われ、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に陳情第五百十九号船員労働行政合理化に關する陳情及び陳情第四百四十六号高松海運監理部を海運局昇格に關する陳情であります。これにつきましては、すでに政府におきまして概ね願意の通り取運んでおる旨の答弁であり、内閣に送付することが至當であると決定いたしました。

次に陳情第三百六十四号海難防止施設に對する國庫補助並びに資材配給に關する陳情であります。願意は、現在海難防止は帝國水難救済會が事業を經營しておるが、有名無実で何ら積極的な活動をしていないから、積極的な活動をするため、事業費の國庫補助と必要資材の配給をされたいとの趣旨であります。これに對しまして政府は、終戦後の海難防止施設の弱體を憂慮しまして、海上保安制度の強化を図ると共に、資材等についてもその確保を図るよう考慮中の旨答弁があり、

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

この趣旨は、地区機帆船は戦時中戦後を通じて国内海上輸送の面で重要な役割を果たしておるのであるが、その企業経営が弱体であるのと、燃料油が不十分であるから、相当量の未稼働船があり、救済して欲しいとの趣旨でありまして、これに對しまして、政府としても、現状を非常に憂慮しており、今後十分改善に努力するとの答弁であります。

この問題を審議しました結果、燃料油の増配と適正配分に一段と努力して、陸上の滞貨の一端に容與せしめる必要ありと認め、その旨意見を附して内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に請願第五百八十二号米原、網干兩駅間電化促進に関する請願、第六百八十号福島、米沢兩駅間電化促進に関する請願、第八百十四号東北本線、阿毛線並びに高崎線の電化促進に関する請願、陳情第三百十三号、第三百四十四号、第四百一十一号、第四百六十四号、第四百九十六号、第五百六十三号福島、米沢兩駅間電化促進に関する陳情は、いずれも國有鉄道路線電化促進に關する請願、陳情でありまして、願意の大意は、これらはずべて重要な線区であるから、輸送力増強のため至急電化を圖られたいという趣旨でありまして、これに對して政府は、資材資金に限度があるから直ちに全部の路線を電化するわけには行かないが、電化は石炭の節約ばかりではなく、いろ／＼の利益があるから、極力これら路線の電化を考へて行きたいという趣旨の答弁があり、審議の結果、これを採択し、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に請願第六百八十七号撫養、相生兩駅間國營バスの運輸開始に関する請願、第七百四十二号茂木、笠間兩町間國營自動車運輸開始に関する請願、第七百四十五号宮崎市、小林町間國營自動車運輸開始に関する請願、第七百六十五号野村町、中筋村間國營自動車運輸開始に関する請願、第八百一十二号大子町、豊浦町尻間國營自動車運輸開始に関する請願、第八百三十三号福岡町、戸田村間國營自動車運輸開始に関する請願、第八百五十六号宮古、小本兩町間國營自動車運輸開始に関する請願、第九百四十三号土浦市、古河町間國營バス及びトラクタの運輸開始に関する請願は、いずれも國營自動車路線開設に関する請願であります。これらの地方は、農産物、林産物、鉱産物或いは水産物に富み、又旅客の交通量も多いのであるが、自動車輸送力が不足しているため、地方民は甚だしく不利を受けておるから、速かに國營自動車運輸を動かして欲しいという趣旨の請願であります。これに對する政府の答弁は、國營自動車路線の開設は車輛や資金で制約を受けておるから、折角の請願があつても、なか／＼急速に全部に應ずることはむずかしいし、又これらの路線には大休民營自動車業者も営業しておるから、民業圧迫にならないよう、その点も考慮に入れなければならぬ、併し熱心な要望でもあるから、できるだけ自動車輸送力の増強に努力するつもりであるという趣旨の答弁でありました。審議の結果は、これらの地方は、物資も豊富であるし、人口も相当あるに拘わらず、自動車輸送

力が貧弱なため國民が迷惑を受けておるのだから、民業業者の強化を図るとか、或いはこれと協定して國營自動車が進出するとか、何らかの方法を以て特段に自動車輸送力の増強を図り、以て地方民の熱望に、應えることが必要であるという意見を附し、これを内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に請願第九百九十号尾岐村の村營バス事業許可に関する請願は、福島縣大沼郡尾岐村において村營バスの許可をせられたいという趣旨の請願でありまして、審議の結果は、既存の民営事業者もあるから、これと協議し、尙又當局が斡旋して適當な方法を以て自動車輸送力の強化を促進するのが妥當であるという趣旨で、これを内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に請願の第九百三十号及び千八百三十三号二俣、佐久間間鉄道建設に関する請願、第九百一十号今市、田島間鉄道建設に関する請願、第九百八十六号神奈川縣三崎町に鐵道を延長することに關する請願、陳情第五百三十三号日高、胆振間鐵道敷設工事促進に関する陳情は、いずれも鐵道敷設に關する請願、陳情であります。願意の大意は、これらの地方は、いずれも物産が豊富であり、旅客の交通量も多いのであるが、多年の地元要望にも拘わらず鐵道が敷設されないのは、國家經濟から言つても多大の損失であるから、速かに鐵道を敷設せられたいという願意であります。これに對する政府の答弁は、目下資材と予算の制約のため鐵道新線建設は全面的に一時停止の止むなきに至つておる、併し事情さえ許せば國營開闢の趣旨から言

つても建設の必要なことは十分認識しておるという意見でありました。審議の結果は、今直ちにこれら地方に新線を建設することは諸種の事情から見て困難であるとしても、資材、予算等とも脱合せ、成るべく速かに新線を敷設して、國土の開闢と併せて地方の要望に應えるのが至當であるとして、これを内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に、請願第三百六十六号、小樽市手宮貯炭場開放に関する請願は、小樽市は地勢上工業地帯としての適地がないから、國鉄手宮貯炭場を開放して欲しいという趣旨でありまして、政府の意見は、この貯炭場は鐵道においても必要の用地であるが、更に研究するという趣旨の答弁があり、審議の結果、當局において成るべく願意に副うよう更に調査研究するのが妥當であるという趣旨で、これを内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に、請願第八百四十四号、東京、長崎兩駅間に準急列車を運轉することに關する請願、第八百四十六号、博多駅構内施設拡充に関する請願、諸願第九百四十六号及び陳情第五百六十九号、郡山まわり上野、新潟兩駅間直通列車運轉復活に関する請願及び陳情、陳情第五百八十八号、指宿線の列車増発等に関する陳情、及び陳情第五百二十八号、運子駅裏軌設置に関する陳情は、いずれも旅客サービス向上を要望する趣旨であります。審議の結果は、願意は妥當と思われらるるからこれを内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に、陳情第六百六十八号、北海道鐵道輸送力増強に關する陳情は、北海道

における貨物輸送力は極めて貧困であつて、そのため石炭木材等の滞貨が夥しいから、急速に輸送力を増強せられたいとの趣旨の陳情でありまして、現下鐵道輸送力の増強は最も大切であるが、なか／＼北北海道は生産資材、農産物の供給源でもあるから、政府は至急北海道における輸送力を増強する必要があるということに意見が一致いたしました。これを内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、陳情第四百七十一号、自動車運賃値上に関する陳情につきましては、政府より適正運賃に引上げを考慮する旨の答弁があり、又陳情第三百六十一号、道路運送監理事務所存置に關する陳情につきましては、政府より道路運送監理事務所は、第一回國會において制定された道路運送法に基き設置されたものであつて、陸運監督行政の遂行上絶対に必要と思われたいという趣旨の答弁がありました。

陳情第五百四十六号、貨物自動車營業種別標示に關する陳情につきましては、政府より極力標示を勵行せしめる方針であるとの答弁があり、又陳情第五百四十八号、貨物自動車より運送事業の指導監督所管に關する陳情につきましては、政府より自動車も道路運送の重要な一環をなすものであるから、これにはやはり道路運送監理事務所の所管とするのが至當であると思ふとの答弁がありました。これら四件の陳情については、審議の結果すべて願意は概ね妥當なものであるから、これを採択し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

次に、陳情第二百二十四号、道路の整

備に関する陳情は、その願意の大意は、地方財政の貧困により道路の維持修繕ができなくなるから、道路運行の車輛より、道路損傷負担金を徴収して、整備改善の費用とせられたいという趣旨でありまして、審議の結果は我が國の自動車交通が発達しないのは道路の粗悪に原因するところが多い、道路を維持修繕する費用は、これを利用する車輛が負担するのは当然であるから、車輛に分担金を課すると同時に、道路補修のための特別の会計制度を設け、等々の措置をして、我が國の道路の修繕改良に努力すべきであるということに意見が一致いたしました、その趣旨の意見を附し、これを内閣に送付するものと議決いたしました。

次に、陳情第四十号、國有鉄道運輸の合理化に関する陳情は、國有鉄道の幹線及び支線の交通強化を圖られたいという趣旨の陳情あり、第二百六十九号、三陸沿岸の國道並びに鉄道完備促進に関する陳情は、宮城、岩手、青森三縣に亘る三陸沿岸は、水産、林産、鉱産の資源を有しているから、その開発のため國道及び鉄道の完備を圖られたいという趣旨の陳情であり、審議の結果はこれら陳情は願意概ね妥當と思われるから、これを内閣に送付するを要するものと議決いたしました。

次に陳情第四百九十九号旧藩州鉄道線拂下げに関する陳情、第五百九十九号富山港鉄道線拂下げに関する陳情は、同一趣旨の請願を本會議においてすでに採択いたしましたので、これを採択し、内閣に送付するものと議決をいたしました。

次に陳情第四百七十一号、これは自動車運賃値上げに関する陳情でありまして、願意は、諸物價と労働の高騰に伴い、早急に自動車運賃を値上げし、産業復興に資與せざるより措置を講ぜられたいということでありまして、これらに対する政府の意見は、目下運賃引上げは担当官廳において審議中であるということでありまして、審議の結果、これを内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

次に陳情第三百四十八号「海の家」拂下げに関する陳情でありまして、願意は、横須賀市は財政難であるから、財政の基礎確立のために運輸省經營の返子の「海の家」を拂下げられたいとの陳情でありまして、政府の意見は、鉄道としても今有効に使用しているのだが、折角の要路でもあり、更に研究いたしたいということでありまして、審議の結果は、願意概ね妥當と思われるから、尙政府においては願意に成るべく削りよう研究することとし、これを内閣に送付するものと議決いたしました。(拍手)

次に陳情第三百四十八号「海の家」拂下げに関する陳情でありまして、願意は、横須賀市は財政難であるから、財政の基礎確立のために運輸省經營の返子の「海の家」を拂下げられたいとの陳情でありまして、政府の意見は、鉄道としても今有効に使用しているのだが、折角の要路でもあり、更に研究いたしたいということでありまして、審議の結果は、願意概ね妥當と思われるから、尙政府においては願意に成るべく削りよう研究することとし、これを内閣に送付するものと議決いたしました。(拍手)

〇副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〇副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

日程第一四八より第一五二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇副議長(松本治一郎君) 御異議ないものと認めます。先づ委員長の報告を求めます。通信委員長深水六郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔深水六郎君登壇、拍手〕

〇深水六郎君 只今議題となりました請願並びに陳情について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先づ簡易生命保険及び郵便年金運用再開に関する請願及び陳情について申し上げます。この願意といたしますところは、從來地方事業資金の融資は、殆んど預金部資金及び簡易生命保険、郵便年金の積立金から受けるのだが、昭和二十年度からこれを停止されたため、地方金融機関から借入れてはいるが、多額の融資は至難で、又短期間の貸付及び利子高率等のため、地方團體の借入は困難で、地方財政の円滑な運営ができないうので、早急に從來通り通信省の手によつて運用し、地方財政の窮乏打開を圖られるよう措置を講ぜられたいというのでありまして、この請願は九十八件、陳情十二件でございますが、これは六月二十六日までの間に付託されたものでありますが、その後続々提出されておるのであります。

本件は地方公共團體にとつても、又事業經營等の面から見ても、重要な問題であると考えられますので、委員会におきましては特に慎重に審議をいたしたいのであります。簡易生命保険及び郵便年金事業は、三十余年の歴史と、國民一人当たり一件以上の契約件数を有し、國營事業として成功を収めておるもの一つであります。而して簡易生命保険、郵便年金の積立金は、現在総額九十七億圓に達しておるのであります。その運用に當りましては、兩事業の使命と本質に鑑みまして、資金の地方還元、公共の利益の増進を第一義として、事業創始以來、法令の定むるところに従い、事業經營當局が直接担当して、良好な成績をあげて参つたのであります。然るに昭和二十年度以來、本積立金は特殊事情によりまして、今申上げました、事業經營當局による運用は停止されておるのであります。元來兩事業において積立金の運用は、契約の募集、維持と並んで事業經營の根幹をなすものでありまして、國營事業独立採算確立のため、本事業の全分野に亘つて、その經營の合理化に努むべき今日、事業經營責任者による積立金運用を停止して置くことは、經營の健全な發展を求めんとすることは極めて不合理であると考えられるのであります。今日この兩事業の經營は極めて困難な状態にあるので、新規契約の大盤獲得が必要であります。積立金直接運用停止以來、従業員の士氣必ずしも旺盛でなく、事業成績の向上に大なる期待を持て得ない状態に立ち至つておる実情であります。本件に関する大藏當局の見解は、積立金運用を事業經營主体から引離すことは、事業經營の立場から不利益であることは認めなければならぬが、國家資金運用の

一元化の上から、通信省による運用再開には賛成し難いというのであります。委員会といたしましては、金融の一元化は大藏通信兩當局が連絡を密に相協力することによつて、十分にその趣旨が達せられる筈のものであるから、これを停止以前と同様に、通信省をして再開させるべきである。即ち簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用再開は、契約の増加を招来して、事業經營を健全にし、ひいてはインフレーションの一助となり、逼迫せる地方財政の緩和に資するところ至大であると認めるから、政府は從來通り通信省をして運用を再開せしめるよう、急速に措置を講ずべきであるとの意見に、全員一致して、本請願はこれを採択し、議院の會議に付するを要し、而して内閣に送付すべきものと議決したのであります。

次に郵便年金第二封鎖切捨に関する陳情について申し上げます。この願意といたしますところは、郵便年金は、年額千円以上のものは第二封鎖に入れられておるが、全額切捨となれば、年金支拂回数が一定しておるものは、不当な損失を受けるが、加入者は政府事業であることに信頼して加入しておるのであるから、民間生命保険にも例のない全額切捨を取り止められたいとの趣旨であります。これに関して政府の意見を質しましたが、これに對して切捨をしないように努力中とのことでありました。本委員会は慎重に審査の結果、郵便年金の加入者は、年金事業が國營であることに信頼感を抱いて加入したものである点、及び加入者中には経済能力に乏しい老人、未亡人、

一元化の上から、通信省による運用再開には賛成し難いというのであります。委員会といたしましては、金融の一元化は大藏通信兩當局が連絡を密に相協力することによつて、十分にその趣旨が達せられる筈のものであるから、これを停止以前と同様に、通信省をして再開させるべきである。即ち簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用再開は、契約の増加を招来して、事業經營を健全にし、ひいてはインフレーションの一助となり、逼迫せる地方財政の緩和に資するところ至大であると認めるから、政府は從來通り通信省をして運用を再開せしめるよう、急速に措置を講ずべきであるとの意見に、全員一致して、本請願はこれを採択し、議院の會議に付するを要し、而して内閣に送付すべきものと議決したのであります。

遺孤兒が相当ある点から考えまして、郵便年金の第二封鎖の全額若しくは大部分を切捨てるような措置を採ることは、年金加入者の生活に重大な脅威を與えるのみでなく、政府事業に対する國民の信頼感を失われ、將來の貯蓄奨励上重大な支障を及ぼすものであると認めらるるから、政府はこれを打ち切らなように格別の措置を講ずべきであるとの意見に一致し、即ち本陳情の趣旨を極めて妥當なりと認め、議院の會議に付することを要し、内閣に送付すべきものと全会一致決定した次第であります。尙第二封鎖打ち切りの問題は郵便貯金にもありますので、これについても、本件同様打ち切りを行わぬよう、政府に要望すべきであるとの強い意見が、委員全部の方からありましたことを特に御紹介申上げて置きます。

次にその他の請願について申上げます。先ず郡山郵便局用地及び土地買上げに関する請願であります。その願意としますところは、郡山市は震災復興その他の事業が山積しているに拘わらず、財源難であるから、現在賃貸している郡山郵便局舎及び用地を、時價を以て政府において買上げられたいとの趣旨であります。又大里郵便局設置に関する請願の願意としますところは、福島縣岩瀬大屋村大里は、地形上一大山脈で隔離されてあり、現在の郵便局に行くためには非常な険路を越えなければならぬ。殊に冬季には往々交通が絶えることもあつて、區民の不便不利益は言語に絶する状態であるから、大里區域に郵便局を設けられたいとの趣旨である。

ります。又栃木郵便局舎建設並びに電話交換方式変更に関する請願の願意としますところは、栃木郵便局は、一市三村を管轄区域とし、職員數も二百余名に及んでいるが、同舎が三ヶ所に分散しているため、公衆の利用上不便であるので、速かに新館舎を建設して、同時に電話交換方式を自動式又は共電式に改められたいとの趣旨であり、又佐伯郵便局舎建築並びに電話交換方式変更に関する請願の願意としますところは、佐伯郵便局は、同市の幹線道路の拡張工事に伴ひ、本局舎の正面道路寄り八メートルを撤去せねばならず、現局舎は老朽で、現局員の收容が困難であるばかりでなく、市民の利用にも不便である。又同局の電話交換方式は原始的な磁石式であるが、この際局舎の新築移轉と電話方式を共電式に変更するよう、本年度予算に計上されたいとの趣旨であり、又豊後郵便局設置に関する請願の願意としますところは、岡山縣勝田郡豊田村大字豊次に郵便局を設置する件については、昨年國會において採択されたが、速かにこれを實現されたいとの趣旨であり、又井尻村郵便局設置に関する請願の願意としますところは、島根縣能登郡井尻村には未だ郵便局の設置がなく、通信上多くの不便を來しているから、速かに郵便局を設置して、村民の福利増進を図られたいとの趣旨であります。又伊東郵便局舎新設に関する請願の願意としますところは、伊東市は發展途上にあるけれども、これに重大な関連のある通信機は、旧式の磁石式直列式交換機であるため、いろ／＼の支障を來たして

いるから、自動式に変更すると共に、現在の電話交換機は狭隘であるから新設されたいとの趣旨であります。次に高川郵便局電信事務存続に関する請願の願意としますところは、愛媛縣宇和郡高川村の高川郵便局の電信事務の取扱いは、財政の都合で廃止される由であるが、これは村民に及ぼす影響が大いから存続されたいとの趣旨であり、又奥南村の公衆電話架設に関する請願の願意としますところは、愛媛縣北宇和郡奥南村は、宇和島灣の北端に位置して、海岸線は二十キロの長さに及んでいて、部落相互間の交通連絡が不便で、通信機關も不完備のため、漁況の連絡を始め警備上にも非常に支障を來しているから、村内の要所に公衆電話を架設してこの不便を除きたいとの趣旨であり、又郡山猪苗代間の電話直通回線新設に関する請願の願意としますところは、猪苗代地区は郡山、若松両市の中間に位置し、通話も両市及び福島方面に多く、全市外通話の三割以上を占めている、併しこの通話はすべて若松局を中継するため、極度に混雑し始んど用を弁せず、生活必需品の取引の上にも、亦猪苗代地区國立公園決定により、激増することの明らかな観光客に対するサービスの向上も、不便、不利であるから、郡山、猪苗代間に直通回線を新設されたいとの趣旨でありまして、委員会は慎重審査の結果、いずれも願意を妥當なものとするを要し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致決定したのであります。

は、右通信講習所は創立以來多数の従業員を養成して來たが、北海道の開発に即應するため、同所の施設、内容を充実する必要があるが、最近、通信職員訓練法の制定により、講習所の廃止計画を開くが、道内に要する従業員は、各種の特殊事情から道内で養成する必要があるから、従來通り本講習所を存置せられたいとの趣旨であり、又高等通信講習所の存続に関する請願の願意としますところは、高等通信講習所は創立も古く、通信職員の高養成機關であつて、一万有余の卒業生は、中堅の幹部職員として活躍しているが、近く通信職員訓練法の實施と共に廃止される由であるが、今後ますます斯業の能率的な運営を図るため、高度の専門的養成機關を必要とするから、本講習所を存置されたいとの趣旨でありまして、本委員会はこれを慎重に審査した結果、右兩者共、若し只今審議中の通信職員に対する訓練方法が決定したことに相成りますれば、その訓練の新方針を考慮しつつ、これを存続するを妥當と認めて、これを採択し議院の會議に付するを要し、而して内閣に送付すべきものと全会一致これを決定したのであります。

次は鹿兒島港海岸線局設置の陳情の願意としますところは、鹿兒島港の船舶は、大分及び長崎無線局を經由して、入港時刻、積荷貨物、船客數等を無線連絡しているが、右二ヶ所の海岸局で受信されたものは、その後陸線によつて送付されている現状で、受信までに相当の時間を要し、陸上諸手配に支障を來しているから、船舶の稼働能率増進並びに海難防止のために、鹿兒

島港に海岸無線局を設けられたいとの趣旨であり、次に輪島郵便局舎の新築並びに電話回線増設に関する陳情の願意としますところは、石川縣輪島郵便局は輪島町外三ヶ村を管轄しており、昭和十九年十一月普通局に昇格し、通信機關の強化が図られていて、現局舎は土藏式の民有で腐朽甚だしく採光も不十分のため、事務能率を妨げられるから、速かに新館舎を新築すると共に、金沢との電話回線は僅かに一回線のため、通話に不便を感じているから、回線を増設されたいとの趣旨であり、又南箕輪、伊那両局間電話回線増設に関する陳情の願意としますところは、長野縣南箕輪局の電話市外回線は、伊那縣南箕輪局へ共同加入の一回線のみで、常に通話輻蔽し、電話通信の機能を發揮されていないので、南箕輪、伊那両局間に市外電話回線を増設されたいとの趣旨でありまして、委員会におきましては、いずれも妥當と認めましたので、これを採択し、議院の會議に付するを要し、而して内閣に送付すべきものと決定した次第でございます。以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御報告もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第一五

三、國土計画に関する調査に関する件、委員長の報告を求めます。國土計画委員長赤木正雄君。

〔調査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔赤木正雄君登壇、拍手〕

○赤木正雄君 只今議題となりました國土計画に関する調査に関する御報告をいたします。

本委員会におきましては災害の復旧、治水の改善、戦災都市の復興、道路港灣の整備等は開墾問題等、國土計画の観点から本委員会及び小委員会を十四回に亘つて開き、関係官の説明を聴取し、仔細の検討の外、委員五人で二月二十七日から、三月六日まで、東海近畿地方の河川、砂防、港灣、道路、震災地復旧状況等の実地調査を行いました。何分廣汎に亘り面も極めて重大な事柄でありますから、未だその結論には到達していません。この実地調査の報告は時間の関係上ここに述べるところを省略させて頂きまして、議長の下に報告書を出してありますから、どうか御覧を願いたいと思っております。甚だ簡単であります御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 日程第一五四、裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査に関する件、委員長の報告を求めます。司法委員会理事岡部常君。

〔調査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔岡部常君登壇、拍手〕

○岡部常君 只今議題となりました裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査

査につきましては、中間報告として先般尾津事件の報告をいたしました。ここに松島事件の調査報告をいたします。

本件は世にいわゆる松島丸事件とか言われまして、捕鯨船であるとか或いはキャッチャーボートであるとかいふふうに誤つて傳へられておりますが、実は千葉縣木更津市に船籍を有します第二厚生丸という、百五十トンの遠洋漁業用の漁船の船長松島嘉久蔵が、日本の漁業制限海域北緯二十四度線を超えて、遠く赤道の海域において「まぐろ」漁業に従事中、豫洲の軍艦に発見されて臨検を受け、一方豫洲政府からは関係方面にその旨の通報があり、嚴重な抗議がなされ、國際問題を惹起したという事件の裁判についての問題であります。

先ず本件調査の経過について申し上げますと、この事件につきましては最高裁判所の調査報告を求め、これに基づいて調査方針を決定し、千葉縣木更津市及び千葉市等実地に當つて調査を行い、尙これに関連して農林省の報告その他関係者の調査をいたしまして、ここに結論を得たのであります。併しながら詳細に亘つてこの報告をいたしますれば相當の時間を必要とするので、ここにはその概略を申し上げることとしたしまして、詳細の点は、速記録並びに当委員会から本院に提出いたします調査報告書によつて、御了承を願いたいと存するのであります。

この事件の概略を先ず申し上げますならば、本年一月の初め、農林省漁業監督官から、木更津地方警察廳に、松島嘉久蔵を漁業制限区域外に進出した

ことを理由として告発し、同檢察廳はこの事件を調査した結果、昭和二十一年六月勅令第三百十一号連合國占領軍の占領目的等に有害な行為に對する処罰等に関する勅令違反事実として、木更津簡易裁判所に起訴したことに始まり、同簡易裁判所は、千葉地方裁判所木更津支部にこれを移送し、同裁判所は應役八月罰金二万円に処する裁判をいたしましたところ、被告人はこれに對し控訴し、東京高等裁判所の審理中、被告人からの控訴取下げによつて、第一審裁判が確定するに至つたものであります。当事件の裁判につき、裁判所が國際的問題に如何なる関心を有しておるか問題となつたのであります。即ち現下の我が國の民主國家、平和國家を標榜する新憲法に對し、日本再建の途上にあるのでありまして、連合國最高司令官より絶大な支援を與えられてゐることは敢て言ふまでもないところでありまして、敗戦國としての日本に對し、各般に亘つてその自立に努力せられ、殊に八千万國民の食糧問題の解決については、世界食糧事情の困難なる事情があるに拘わらず、多量の食糧の輸入を許可し、國民の食生活その他福祉の増進にあらゆる努力を傾注されておること

は、國民としてすでに周知のところであり、その行為に對しては誠に感謝に堪えないところであります。而して日本漁業の南洋捕鯨に關しても、連合國の一部に強硬な反對があつたにも拘わらず、マツカーサー元帥の多大な盡力によつて許可されるに至つたことは、日本國民の食糧問題の解決に關する、好意ある一環の政策の現われに外なら

ないであつて、國民として忘れ得ないところであります。かかる状態の下にある日本國民といはしましては、國際信義を遵守してその誠意を表明し、世界の平和と文化の發展に寄與し、進んで國際連合への参加が許容せられ、世界各國と友好關係を保ち得る適格を一日も速かに認容されることが、國民に課せられた大なる義務であり、好意ある連合國に對して、その期待に應ずる唯一の途であると思われのであります。

がよりの事情にある日本國民が、連合國最高司令官によつて承認された漁業の出漁海域の制限を越え、これに違反するがごときことは、嚴に戒めなければならぬところでありまして、本件松島事件は右の制限に違反して、遼か南洋附近まで進出したというのでありまして、國際關係上重大な問題であります。これに關する裁判についても、慎重なる考慮の下に行はるべきでありまして、茲にも輕々に処理することを得ないものであります。

よつて本事件の裁判について、如何なる國際的關係の認識の下に行われたかが、本件調査の主要な題目であり、これによつて裁判官の注意を喚起し、その意見を高めることを考慮いたしておるのであります。

よつて本件調査の対象をいたしました。第一に、本件に對する裁判所の國際關係の認識が如何であるか。第二には、本件に對して如何なる理由によつての裁判が、正当な事情の下に行われていたかという三點に、調査の

目標を掲げたのであります。これに基づいて司法委員会は調査要領を作成し、これに従つて調査を行なつたものであります。而してその調査の關係者は、千葉地方檢察廳檢察官、千葉地方裁判所判事等八名に上り、最高裁判所及び農林省等から書類の報告を求め、これによつて調査をいたしました次第であります。

次に調査の結果について申し上げます。第一の裁判が遅延していかかという問題につきましては、關係者についての調査並びに關係文書等によりましては、種々の経緯はあります。要するに千葉地方裁判所木更津支部において、書類の作成が著しく遅延したことが、本事件の裁判の確定を遅引せしめた原因であると認定せられたのであります。

第二の國際關係の認識の問題であります。事件を起訴した檢察官といたしまして、種々の経過を辿つた結果、その処理の終局においては、本事件の國際的關係につき、これを認識していたものと認められますが、事件の当初においては、遺憾ながら認識が極めて薄かつたと断定し得られるのであります。

次に事件の裁判をした裁判所の、これについての認識は、如何であつたかという点につきましては、詳細なる調査をいたしました結果、千葉地方裁判所木更津支部は、本事件につき、一應國際的關係があるという点に、考慮を拂つたことは認められますが、本事件の發生が、只今申し上げましたような國際間に如何なる影響を及ぼし、日本の食糧問題の解決及び日本の置かれて

ないものであつて、國民として忘れ得ないところであります。かかる状態の下にある日本國民といはしましては、國際信義を遵守してその誠意を表明し、世界の平和と文化の發展に寄與し、進んで國際連合への参加が許容せられ、世界各國と友好關係を保ち得る適格を一日も速かに認容されることが、國民に課せられた大なる義務であり、好意ある連合國に對して、その期待に應ずる唯一の途であると思われのであります。

がよりの事情にある日本國民が、連合國最高司令官によつて承認された漁業の出漁海域の制限を越え、これに違反するがごときことは、嚴に戒めなければならぬところでありまして、本件松島事件は右の制限に違反して、遼か南洋附近まで進出したというのでありまして、國際關係上重大な問題であります。これに關する裁判についても、慎重なる考慮の下に行はるべきでありまして、茲にも輕々に処理することを得ないものであります。

いる國際的立場と、本事件の本質的關係について、裁判官として廣い視野に立つ高い識見を欠いていたものと解せられるのでありまして、同裁判所の國際的關係の認識については、これ亦遺憾ながら極めて薄弱なものであつたと認定せざるを得ないのであります。

更に第三の裁判が正当な事情の下に行われたかどうかについての問題であります。本調査の結果、何ら裁判の公正なる運営を阻害するがごとき事情はこれを見出し得なかつたのでありまして、本件裁判は正当な事情の下に行われたものと断定し得るのであります。これは司法権の公正を表明するものでありまして、この点誠に御同慶の至りであります。

以上これを結論いたしまさるならば、本件に対する裁判は、書類作成のため不当に遅延したものと云い得るのであります。又國際關係の認識については、裁判所、檢察廳共に欠くるのであります。而して裁判が正当な事情の下に行われたかの問題については、何ら裁判の公正を妨げる事由は存在しなかつたと断定いたされるのであります。以上を以て松島事件に関する調査の報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 日程第一五、祝祭日の改正に関する調査に関する委員長の報告を求めます。文化委員長山本勇造君。

〔調査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔山本勇造君登壇、拍手〕

○山本勇造君 只今議題となりました祝祭日改正の件に関し調査を終りましたので、委員会における調査の経過並びにその結果につきまして御報告いたします。

順序として先ず申上げたいことは、昨年十二月六日、第一國會もまたに終らんとする時でありました、衆參兩院の文化委員会の合同打合せにおきまして、政府からは、祝祭日を政令によつて改めたい、そして十二月十五日頃までに発令したい考えであるから、急いで審議をして貰いたいという申入れを受けたのであります。併しなから、祝祭日は國民の思想、生活に及ぼす影響が大きいものでありますから、これを十日間ぐらいの短かい期間で以て決定し、而も政令を以てこれを出すといふことは、どうも面白くない、できるだけ早く出さなければならぬといふことも、もう少し時間をかけ、又政令という形ではなく法律を

以て制定すべきである、こういう意見が兩院文化委員会の一致した主張でございました。その結果、政府におきましても、政令を取止めにいたし、法律を以て公布するということに同意をいたしました次第でございます。そしてその法律は、政府でなく國會において立法することとしたし、兩文化委員会はそれ／＼独自の建前を以て調査することとしたいたしました。併し國民に及ぼす影響が大きいことを考えまして、互いに密接なる連絡を取り、成るべく同一の歩調を以て進もうということを中心としたのでございます。

さて國會で立法するということになりまると、この問題に對して十分な調査研究をいたさなければなりません。そこで第二國會の休会が明けまると、祝祭日に関する調査承認を議長宛に求めまして、二月三日その承認を得ましたので、正式に調査に取りかかつたのでございます。そして、このために委員会、打合せ、懇談会、合同打合せ等四十回の会合を重ねまして、漸く一つの法案を編み上げ、この調査の目的を達しましたから、今日御報告を申上げる次第でございます。併しながら四十回に亘る会合の様相を細かに述べますことは非常な時間を要しますの

で、詳しいことは調査報告書並びに速記録によつて御覧を願いたいのであります。今日はその要点だけを申上げるのに止めて置きます。

ところで、その祝祭日を選定するのには、一定の基準を立て、その基準に従つて選り分けるべきものと信じましたので、先ず選定の基準を次のように定めたのであります。

第一、新憲法の精神に則ること。第二、國民全体に響がりのあるものを選び、部分的のものは除くこと。即ち團體的なものであるとか地方的なものであるのは除くこと。第三、世論を尊重すること。第四、國際關係を慎重に考慮すること。第五、しきたりを重んずること。第六、文化的意義のあるものは、新しいものでもこれを取上げる。第七、季節とその配分とに注意を拂うこと。第八、秩序のない選挙は避け、一連の裏がりを持たせること。第九、單なる休日と區別をいたし、國民に意義のある日として社会教育に役立つようにすること。それには式典、表彰、行事、食べ物、服装などのことをも考えに入れること。第十、祝祭日の数は限定しないが、今回は余り多く採らないこと。以上の十項目でございます。

第一の新憲法の精神に則るといふ條項は、すべての基準の中で最も重く考えたものでございます。今までの祝祭日は、王政復古思想の感んでありました明治六年に太政官で判定したものでありますから、宮廷中心の祝祭日であります。併しながら今日では新憲法が公布され、主権が國民に移りまし

たる以上、祝祭日も亦國民の祝祭日になければなりません。國民が奉つて祝い、奉つて楽しみ、奉つて感謝する日でなければなりません。そういう日である以上、この日を單に祝祭日と呼ぶよりも、又、祭という字に問題もありませんし、それから祝祭という言葉もむずかし過ぎますし、発音もしにくいので、參議院の文化委員会としましては、これを國民の日と呼ぶことにいたしました。國民という字を用いましたのは、新憲法の精神をこれらの日の上にも、はつきりと写し出したと思つたからであります。以上のような基準を立て、四十回に亘る審議の結果、最後に決定いたしましたのは、「元日」、一月十五日、「春分の日」、これは春分の日であります。「天皇誕生日」、四月二十九日、「憲法記念日」五月三日、「こ

どもの日」五月五日、「秋分の日」、これは秋分に当る日、「文化の日」、十一月三日、「勤労感謝の日」、十一月二十三日、この九つでございます。九つは今行われております十一の日よりも少うございませうが、明治六年に初めて祝祭日が制定されましたときは八つであつたのであります。後に増えることも考へ合せまして、今回は九つに止めて置いた次第でございます。この九つは、先ず年のはじめ、それから國家、憲法、天皇、祖先、同胞、青年、子供、生物、自然という工合に、一連の繋りを持たせ、廣い意味の文化というもので結んであるのでございます。これらの日につきまして、一々説明をいたしますと、何でございますかから、その中成人の日と、文化の日についてだけ簡単に申し上げたいと思ひます。成人の日、成人という意味は、大人に成るといふことでございます。このたびの選定にあたりまして、子供の日、成人の日が入つておりますことは、特に次の時代の人々に強い希望をかけておるからでございます。今、日本では食糧が足りない、物資が足りないと申しておりますが、むしろ一番欠けておりますものは人物でございます。國の建直しをやりますには、人物を養ふことが

根本の要件であると信じます。それは学校教育もございませうが、社会教育に待つところも必要と考へるのであります。そういう建前から子供の日を取上げたのでございますけれども、併し今日の子供は、大人になつたという自覚を持つてはじめの日がございませう。昔は元服とか、裳着とか、へこ祝とか、すつべがしなどと申しまして、必ずしも武家とか、公卿とかいふ階級だけでなしに、町人、百姓までも、こういう祝いを祝つたのであります。それが明治になりますと、断髮令が出ると共に、それがなくなりまして、ところが、徴兵令ができましたために、敗戦前までは兵隊検査というところが、一つの区切りになつておりました。今日ではそれもなくなりまして、縮りがつかない形になつております。これは非常に遺憾なことでありま

す。これは非常に遺憾なことでありま

すから、成人の日を設けたのでございます。これは、ただ元服の形式を採らうとしたのではなくて、その精神を生かしまして、青年諸君が國家社会のために、進んでは世界人類のために盡そうとする自覚を持つて貰いたいといふのが、その狙ひでございます。又十一月の三日を文化の日いたしましたのは、これは明治天皇がお生まれになつた日であり、明治節の祝われた日でございますが、立法の精神から申しますと、この日は御承知のように、新憲法が公布された日でございます。そしてこの新憲法において、世界の如何なる國も、未だ曾て言われなかつたところの戦争放棄という重大な宣言をいたしましたのであります。これは日本國民にとつて忘れ難い日でありませうと共に、國際的にも文化的意義を持つ重大な日でございます。そこで平和を圖り、文化を進める意味で、この日を文化の日と名づけたのでございます。平和の日といたしてもよいのであります。それは別に講和締結の日を予定してあるのでございませうので、それを避けたのでございませう。

それから、世論に上つておりながら、加えなかつたものについて二三申し上げたいと存じます。例えば婦人の日、クリスマス、メーデーなどは、調査の途中にしばしば問題に出ましたが、主として先程申し上げました基準の第二に照し、又第一の基準、その他の基準に照しまして、合わないところもございませうので、取らなかつた次第であります。中にも紀元節は最も心を痛めたものでございまして、世論調査でも高い順位になつておるのでありますから、慎重の上にも慎重を期し、この日をどう取扱うかという点で、半年以上の日子を費したのでございます。併し二千六百八年という紀元につきましても、二月十一日という日についても、歴史の上で大きな疑問があります。又傳説と考へるといたしましても語り傳へられた傳説でなくて、作り上げられた傳説であるという意見が一委員から再三述べられております。世論はもとより尊重しなければなりませんけれども、それは日本の世論だけでなく、世界の声も耳を傾ける必要があると思つております。この度祝祭日を定めるといふので、世界では、日本がどんな日を選ぶかということに非常に注目を拂つております。日本は日本の日本である、今日、連合軍の占領下にあるのであります。我々は十分に國際間のことを考慮し、廣い眼を以て日本を眺め、日本の成長を祈らなくてはならないと信じます。

さて以上述べましたように、両文化委員会度々会同打合せをいたしました結果、日の選定を終りましたので、参議院文化委員会といたしましては、予ねてから参議院の法制部等に命じまして、調査研究を進めておりました関係上、直ちにその試案の起草にかかりました。そして國民の日に関する法律案を作成し、更にその後の委員会において、これに修正を加え、又衆議院の意見も取入れまして、議會に提出するだけの準備を整えたのであります。この法案は至つて簡単なものであります。法文といたしましては僅かに三條、それに附則を加えただけのものに過ぎません。この日は休日でございますが、若しその日が日曜とかち合つたような場合にはどうするか、年末年始の休日はどうするかというやうな問題もありませんけれども、それらは官廳休日によつて規定する方がよいと存じましたので、この中には加えませんでした。又この國民の日には式典、行事、食べ物などのことも考慮いたしております。併しながら、そういうことを法律の中で定めますことは、行き過ぎになると信じましたので、これらは民間の盛上る力に任せることにいたしました。ただ日を定めた程度にいたして、ございませう。若し民間において、これに対する委員会が組織され、熱意が高まつた場合、活動がでないようでは残念でありますから、度々政府の意見を貰し、特に吉米地官房長官からは、そのような際には予算等もできるだけ考慮する

という實質を得ております。團会は立法の府であります。ただ法律を作り、法律を通すというだけでなく、その法律が活用されるように注意し、努力をするということも、亦一つの責務であると信じております。世論調査では、藝術祭、科学祭、植樹祭などの希望も少くございません。併しこれらほむしろ行事に属すべきものであります。それから、民間においてそれ／＼の日に適宜に行事として取上げられるならば、これらの希望も生きて来るものと存じますし、又日の方において潤いが付いて来るものと存じます。

尚、この法案は、衆議院文化委員会で合同作成したものでございますが、その提出は衆議院からいたすことになりました。そうしてその御審議は明日願うよりになるであらうと存じます。

最後にこの調査が滞りなく完了いたしましたのは、半年以上に亘り、長い間理事並びに委員諸君の熱心なる御努力と、衆議院文化委員会の御協力によるものであります。深く感謝をいたしておる次第でございます。簡単にございますが、以上を以て御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 日租第一五―六水産物増産対策に関する調査に関する件、委員長長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔調査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題になりました水産物増産対策に関する件について、水産委員会におきます調査の経過について御報告いたします。本委員会においては、去る二月の三日議長の承認を得まして、水産物の増産対策に関する調査に着手いたしましたのであります。二月五日以来数回に亘り関係官廳の係官等を招致しまして慎重に調査をいたしました。尙調査の便宜のために、漁業資料調査小委員会と水産金融調査小委員会の二つの小委員会を設けまして、調査をいたしましたのであります。漁業資料調査小委員会は、小委員長田中信隆君外九名が委員として、又水産金融調査小委員会は小委員長丹羽五郎君外八名が委員となつて、おの／＼数回に亘り小委員会を開き調査をいたしましたのであります。

今各小委員会の調査の結果につきまして、六月二十八日水産委員会において、六月二十八日水産委員会において

て審議決定いたしました事項に關し御報告申し上げます。

漁業資料調査小委員会では燃油、綿漁網綱及び燃系、マニラ、麻等漁業用資材の重要なものにつき調査をいたしました。そのうち綿漁網綱及び燃系については急速に調査の目的を達成するに必要上、八名の委員を主要生産地である石川縣方面と三電縣及び大阪府方面の二班に分れて、主要工場につきまして实地調査をなすと同時に、関係業者につき、生産配給上急速改善を要する事項につき、種々取調をいたし、慎重調査の結果、水産物の増産を圖るためこれが重要資材たる綿漁網綱及び燃系の生産配給に關しまして、急速に改善実施を要する事項を決定いたしましたのであります。

以下は田中小委員長報告の要旨であります。即ちその第一は、綿漁網綱及び燃系の遊休機械の動員、工場新設の許可を促進することであり、その第二は、綿漁網綱及び燃系用燃系は、連合軍の好意によりまして、戦前と殆んど同じ程度の増産を割当てられることになつたのであります。然るにこれが生産能力につきましても、機械及び工場設備は大體戦前の六割五分以上は復元を見たのであるが、労働力増産の

適用、電力の制限その他の事情によりまして、生産能力は三四割程度に過ぎないのであります。これがために割当量の綿糸を年度内に全部消化すること

は甚だ至難であります。然るに、綿漁網綱及び燃系の機械で未だ動員せられない相当のものが残つておるのであります。又工場を新設し許可を要するに要する者もありません。それにも拘わらず、政府はこれに許可を與えていないのであります。それで、速かに遊休機械を活用し、更に新工場の設置に對し積極的に許可を與え、漁網綱の生産能力を増進せしめなければならぬのであります。第二には、漁網綱及び燃系の生産に関する主管官廳と配給に關する主管官廳とを同一にすることであり、その理由は、綿漁網綱及び燃系の生産及び配給の状況を見ますと、生産に關する事項即ち指定生産資材の割当、工場の監督等は商工省の主管であり、又これが配給は農林省の主管である關係上、生産と配給が合致せず、かれこれ食達の点が多く、ために生産能力を減退し、更に水産物増産に支障を來すことが多いのであります。かような次第で、速かに漁網綱及び燃系の生産に關する主管事項をも農林省に統一することが必要である

のであります。第三は、綿漁網綱及び燃系の嚴重なる検査を実施することであり、即ち漁網綱及び燃系に對する嚴格なる検査がないために、品質の粗悪、量目の不足が漸次増大する傾向にあります。甚だしきは規格の割に近い量目不足のものもあるものであります。このままに放任するとき

は、品質を更に粗悪化し、量目の不足を一層増大せしむる處があるのであります。第四は、漁網綱及び燃系業者への原料綿糸の引渡しを合理化し、公平なる取扱をいたすことであります。その理由は、紡績業者が漁網綱及び燃系の業者への原料綿糸を引渡す場合に、情実や代金の前納の多寡などによりまして、粗悪品の引渡しや、又は引渡期日を甚だしく遅延せしめるなど、甚だ不公平なる配分が行われておるのであります。この点を十分調査して、引渡

の合理化を圖る必要があるものであります。第五は、漁網綱及び燃系の急速受渡に對し嚴重なる監視監督をなすこととあります。その理由は、漁網綱及び燃系の流通を遅延せしめることがしばしばあります。殊に公定価格改正の際のごときは、漁業者への受渡しが特に遅延し、ために漁期を失ふことが多い。この点特に留意し、嚴重監督を

なし、出荷を遅延せしめざるよう措置すべきであります。最後に、漁網編及び燃料の公平配分を行うこととあります。漁網編の末端配給の現状を見まするに、各都道府県に置いてあります農林省の資料調整事務所が、地方調整委員会に諮問して、各漁業種別に割当をなしておるが、この割当に際し、着業率、一統の作成、所要量、年間損耗率、一統当り年間補充量等の調査が十分のため、配給において各漁業種間の均衡を失し、公平を欠くことが多いのであります。これが資料調整事務所

の認識不足を非難し、調整事務所の廃止を主張する原因ともなるのであります。よつて速かに各漁業種別に実態調査をなし、都道府県内の公平配給を行つと同時に、全国的にも公平なる配給をなす必要を痛切に感ずるのであります。

次に水産金融調査小委員会におきましては、本年に入つてから、一般漁業界が極度の資金難に悩み、これを打開しなければ増産は覚束ない情勢にありますので、諸般の状況を慎重に検討いたしました結果、先ず根本対策として、農林水産復興金融庫を設立し、國家資金の融通によつて業界の経営難を建直し、一方漁村方面の資料購入資金すら

困つてゐる急場を救うため、緊急対策として漁業手形制度を至急確立し、漁業用資料を円滑低廉に入手することができるようにしなければならぬといふことに意見の一致を見たのであります。

次は丹羽小委員長の調査報告の概要であります。先ず農林水産復興金融庫について申し上げますと、昨年来水産資金の大部分は、復興金融より融資されてゐるのであります。昭和二十三年五月末現在の復興融資の残高を見まするに、貸出総額七百四十二億七千余万円のうち、水産業に対しては僅かに三十億五千七百万円を貸出されておるに過ぎません。昨年一月復興金融創設以來一年半の間に僅かこの程度の資金しか融通されなかつた。これで水産業を再建しようといふことは到底望み得ることではないのであります。これは言うまでもなく、復興金融創設当初の融資目標が鉱工業方面に重点が置かれ、制度上からも人的構成からも基礎産業方面を軽視しておるからに外ならないのであります。それは今日までの金庫運営の状況を御覧になれば直ちに了解ができるのであります。復興関係者には水産業の重要性と現状に対する認識が乏しく、その結果業界の復興は常に

資金難に追われ、起ち上ることができない現状であります。次に、水産業に対する復興融資の内訳を見ると明瞭になるのであります。その融資先の大部分は資本漁業でありまして、漁獲の八〇%を占める沿岸漁業に対しては殆んど貸出が行われていないのであります。これは平時と異なり今日のごとき國家非常の際には、先ず國民栄養の確保を期して初めてあらゆる産業の再建もできるのでありますから、大同的見地に立つて國家資金を以て一般漁民を援助し、復興せしめて増産させることが政府の採るべき根本政策でなければならぬと存じます。

更に、この場合特に強調して置きたいと思ふことは、漁業の民主化の問題であります。政府におきましては近く漁業法の改正案と、漁業協同組合法案を國會に提出し、漁業協同組合と同時に一般漁民の協同の力による生産、加工等の経済行爲を行わしめ、いわゆる漁業の民主化を実現する計画を進めておりますが、これが成功するかどうかは、一に協同組合に対して國家資金による金融援助が與えられるかどうかにかかつておるのであります。折角漁業協同の再分配が行われましても、

或いは一般漁民の協同組合が結成されましても、資金が與えられなければ経済活動はできないのであります。民主的に再分配された漁業協同は再び大資本に兼併されるか或いは休眠状態に陥つて水産物の大減産を來すことは火を見るよりも明らかであります。これが即ち農林水産復興金融庫の設立を必要とするゆゑんであります。水産委員会におきましては、この小委員会の意見の通り漁場一致を以てこれを採択し政府、關係方面にその趣旨を傳達したのであります。若し諸般の事情からして本金融庫の設立が困難であれば、これに代るべき措置を至急に立てるよう強く要請したのであります。

次に、漁業手形の問題につきまして簡単に御報告申し上げます。御承知の通り漁業用資料は、終戦以來非常に不足いたしました。漁業者はあらゆる困難を克服しながら増産に努力して來たのであります。幸いに連合軍總司令部の特別なる好意によりまして、近く燃料、漁網編用糸及びマニラ麻の増配が実現されることになりました。これは、すでに申述べた通りであります。ところがこれら資料の購入に要する資金を見ますと、燃料におきましては毎月平均一億五千万円程度の資金を必

要とするのであります。恐らく今回の物價改訂によつてこれが三億円以上を必要とすることになるのではないかと思ひます。又漁網編用糸、マニラ麻はこれを製品として、現在の公定價格で計算しますと、その所要資金は毎月二億五千万円見当となり、これ又物價改訂によつて五億円以上を必要とするのであります。両方合せて一ヶ月八億円乃至十億円の資金を要することに相成るのであります。ところが一般漁業界の金融状況は、先程申上げました通り極度の逼迫を告げておるのであります。かかる巨額の資金を要する資料の購入は、實際問題として不可能な状態にあります。従つて折角の總司令部の好意もこれに対する政府の処置如何によつては、貴重な資料が百効率を發揮するか、或いは徒らに滞貨となつてしまふか、誠に重大な岐路に立つて言わなければなりません。よつて政府におきましては万遺憾のないよう、これら資料の円滑なる配給を確保するため、漁獲物の水揚代金を見返りとする漁業手形制度を至急に確立し、所要資金調達の途を開くよう即時措置すべしといふことに意見の決定を見たのであります。本委員会におきましても、満場一致を

要とするのであります。恐らく今回の物價改訂によつてこれが三億円以上を必要とすることになるのではないかと思ひます。又漁網編用糸、マニラ麻はこれを製品として、現在の公定價格で計算しますと、その所要資金は毎月二億五千万円見当となり、これ又物價改訂によつて五億円以上を必要とするのであります。両方合せて一ヶ月八億円乃至十億円の資金を要することに相成るのであります。ところが一般漁業界の金融状況は、先程申上げました通り極度の逼迫を告げておるのであります。かかる巨額の資金を要する資料の購入は、實際問題として不可能な状態にあります。従つて折角の總司令部の好意もこれに対する政府の処置如何によつては、貴重な資料が百効率を發揮するか、或いは徒らに滞貨となつてしまふか、誠に重大な岐路に立つて言わなければなりません。よつて政府におきましては万遺憾のないよう、これら資料の円滑なる配給を確保するため、漁獲物の水揚代金を見返りとする漁業手形制度を至急に確立し、所要資金調達

要とするのであります。恐らく今回の物價改訂によつてこれが三億円以上を必要とすることになるのではないかと思ひます。又漁網編用糸、マニラ麻はこれを製品として、現在の公定價格で計算しますと、その所要資金は毎月二億五千万円見当となり、これ又物價改訂によつて五億円以上を必要とするのであります。両方合せて一ヶ月八億円乃至十億円の資金を要することに相成るのであります。ところが一般漁業界の金融状況は、先程申上げました通り極度の逼迫を告げておるのであります。かかる巨額の資金を要する資料の購入は、實際問題として不可能な状態にあります。従つて折角の總司令部の好意もこれに対する政府の処置如何によつては、貴重な資料が百効率を發揮するか、或いは徒らに滞貨となつてしまふか、誠に重大な岐路に立つて言わなければなりません。よつて政府におきましては万遺憾のないよう、これら資料の円滑なる配給を確保するため、漁獲物の水揚代金を見返りとする漁業手形制度を至急に確立し、所要資金調達

以て小委員会の両案を決定いたし、それぞれ政府に実行方を要請いたした次第であります。

以上水産委員会の水産物増産に関する調査の経過並びに結果を御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 只今の水産委員長の報告に関連しまして、丹羽五郎君より質疑の通告があります。丹羽五郎君。

〔丹羽五郎君登壇、拍手〕

○丹羽五郎君 只今の水産委員長の報告によりまして、刻下の我が水産業界が如何に極度に金融が逼迫して来ておるかはお分りのことと存じます。私はその実情を漁獲高の統計によりまして、これを立証いたしたいと思っております。先ず昭和十五年度の日本の総漁獲高は約十五億方貫であつたのであります。昭和二十年、終戦の年の直後におきましては、その漁獲高は三分の一の五億方貫であつたのであります。戦争の被害で多くの漁船は沈没いたしました。漁具はこれまた焼失をいたしました結果で、昭和二十二年におきましては、漸く八億方貫程度で漁獲高があるものであります。かくのごとき遅々たる進歩の成績は、何がこの原因をなすかと申しますと、これは政府が漁業に

対する理解が乏しいことに最大なる原因があるものであります。その一例を以てこれを律しますれば、本年四月現在復命融資のその残高によりまして見ますに、貸付総額六百四十二億余万円に對しまして、水産業に貸出した額は僅かに二十九億余万円に過ぎないのであります。この少額なる資金では、甚大なる競争による被害の復興はなかく困難であるのであります。政府は國民に對し栄養素の蛋白質給源を魚類に求め、一にも魚、二にも魚と我々漁民に強くこれを要求いたしておるのであります。漁船を造るのにも金がなく、漁具を求めますのにも資金が乏しく、漁民は沖に群衆する漁船を眺めまして手をつかねてこれを見逃しておる有様であります。現在漁獲の八〇%と申すものは沿岸漁業であります。かくのごときは重要な役目を持つ沿岸漁業者には何らの金融の途がないので、折角只今委員長の報告にありましたこと、総司令部の御好意で本年は相當の漁業資材が輸入されるのであります。が、これを購入する資金が皆無で、これ又漁民は遺憾ながら見送らなければならぬ事態に入つたのであります。今や漁民大衆は増産をどうするか、甚だ不愉快な言葉を以て申しますが、現

在我が漁業界は休眠状態に陥つておるのであります。水産物は却つて減産を來たすの虞れの兆があるのであります。政府は本年五月十一日より実施されました農業者手形制度、これによりまして農民諸君は肥料、農薬、農機具の購入ができました。非常なる恩恵を蒙つておるのであります。従つて増産が図られておるのであります。が、漁業者に對しましては、何ら恩恵が與えられないのであります。國民生活の給源たる農産と漁業とは、恰も車の両輪のごとく、重要基礎産業であります。が、水産大臣は歴代の農林大臣中、なかなか物のお分りのよい、近來にない名大臣だとの世評を聞いております。が、「然り」と呼ぶ者あり。農産と同様、漁業に對する漁業者手形の制度を實施し得なかつたことは、これ一つの黒点であるのであります。資材も資金も與えずして、これで魚を釣れとは、恰も木に懸つて魚を釣れというのであります。この場合水産金融の極度の逼迫を、漁業手形制度の制定を以ちまして、これがいわゆる資金の融通を円満ならしめ、水産物の増産をなす所信は大にないものであります。農林大臣の決断と勇氣のある、本日午前の議會に答えられたような雅量で、私は

明快なる御答弁を得たいと考えておるのであります。

又大蔵大臣にちよつとお尋ねをするのであります。我が國は領土を失う前には世界三大漁場の一であつたことは、よく御存じのことと私はかように考えておる。即ちノールウェー近海、北米の近海、北海道、千島近海、これが即ち世界の三大漁場であつたのであります。その当時は「まぐろ」の鱈、魚、カツを「肝臓の鱈、いわし」の油漬の鱈、眞珠貝その他相當量の貿易品として輸出されておつたことは、よく御存じのことと私は考えます。が、又近き將來講和條約が成立をいたしましたして、活発な貿易も近きにありますので、これが準備にも、これら事業の再建を爲すため、農林、水産復興金融庫のごときものを制定する意思が、この点について答弁を得たいと考えております。

もう一点、諸種の事情で、この新設が困難でありとするならば、即ち農林水産復興金融庫が、諸般の事情によつてこれが設立が若しも至難であるならば、これに代るべき何らかの対策を持つておられるか、その点を大蔵大臣にお尋ねする次第であります。以上を

以ちまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔國務大臣永江一夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(永江一夫君) 只今お尋ねになりました二点について、お答えを申し上げます。先程水産委員長が御報告になりました中にもございましたように、我が國の原始漁業の一つであります水産が、特に四面海に囲まれております國といたしまして、最も重要性のありますことは、何人もこれを否定することができないと存じます。時に終戦後、我が國に持たれたいろいろな制度の中で、鉱工業の面については、いろいろ金融に對して特別な考慮が拂われておるに拘らず、原始漁業の面ではあります水産、農林、林業等にこれらの措置がないということ、誠に残念なことでありまして、私共農林當局といたしまして、これら原始漁業の増産を爲すべき責任を持つております省におきましては、鋭意これら原始漁業に對する特別な金融の方法を考案いたしました。政府部内におきましては、大蔵省、経済安定本部並びに関係筋に對して、いろいろ折衝をいたしたのでございます。この考え方の中で、第一にお尋ねになりました漁業手形制度でございます。

これは今お尋ねの外にありましたように、同じ原始産業の中におきまして、農業につきましては、本年の春肥

賦いはその他の農業再生産に必要な資材を購入いたしますための、農家の非常に逼迫いたしました金融を助けま

する制度としまして、農業手形制度の実施をいたしましたのでありますが、その

当時私共は、漁業についても同様な方法をお察いたしましたので、それら関係方面と折衝をいたしましたのであり

ます。併しながら漁業手形制度につきましては、農業手形制度に準じて、その

方法は一つあるものでありますけれども、農業と異つております漁業であり

まして、保険及び補償の制度がないという一つの理由、他の理由は、漁獲

物の代金支拂いの経路が一定してないといふような点がありまして、産業

をいたしておりますので、来たるべき適当な国会に対して、この案を示すつもりでございます。

第二の点につきましては、復興金庫に準ずる点については、主に大蔵当局にお尋ねがございましたが、私は参考

のために附加えて、農林省の立場を申上げて置きたいと存じます。即ち先程

申しましたような、原始産業のための金融といたしまして、当然農業、水産

業、林業に關しまする特別な方法が講ぜられなければならないと存じまし

て、これらについてはいろいろ案を立てたのでありますが、それらの内容は、

いづれ大蔵当局からお答えがあると思ひますが、いづれにいたしまして

も、これらの幾多の案の中で一番早く効果を挙げまする方法を勘案いたしま

す。以上お答え申し上げます。(拍手) 農林大臣は誠実だよと呼ぶ者あり

〔政府委員森下政一君、丹羽さんのお尋ねにお答えいたします。大蔵当局

に対する御質問は、農林水産復興金融庫といつたようなものを創設する意

思がないか、こゝろいろいろお尋ねでございます。大体只今農林大臣がお答えに

なりましたことと盡きておると思ひますが、農林省の極めて熱心

なるとも、且つ大蔵当局といたしましては、その必要を認め、これに協

力を惜しむことなく、政府といたしまして是非そういうような資金を設け

ることが必要であるというお考えの下に、只今農林大臣が御言明になりましたごとく、すでに閣議において

決定を見たのでありまして、或る一つの具休案を持つて関係方面との折衝に

當つたのであります。ただ多少その間に完全なる了解を得るといふこと

ろにまで到達いたしかねておりますので、この國會に政府が当初所期いたし

ましたように間に合つようには提案をいたしまして、各位の御審議を得たいと

思つておりました希望は、そのまま実現することは、会期が剩すところ儘か

に一日ということになりまして、でき

難いと思ひのであります。すでに政府の方針として閣議決定を見ており

ます。すなわち次第でありますので、必ず近き將來の國會に具休案を掲げて、各位の御審議を煩わし、御満足を得て頂くことができるかと、かように考えてお

る次第であります。(拍手) 〇副議長(松本治一郎君) 本日の議事日程は全部終了いたしました。会期は明日を以て終了することでありま

す。委員会の議案審査の状況に應ずるため、暫く休憩いたします。

午後八時三分休憩 午後九時二分閉議 〇議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き

會議を開きます。参事を以て報告いたさせます。

〔宮坂参事朗読〕 本日委員長から右の報告書を提出した。 昭和二十三年度一般会計予算、昭和二十三年度特別会計予算可決報告書

〇議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、昭和二十三年度一般会計予算、昭和二十三年度特別会計予算、以上兩案を一括して議題とすることに御

異議ございませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

昭和二十三年度一般会計予算 右は本院において可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。 昭和二十三年七月三日

衆議院議長 松岡 駒吉 参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年度特別会計予算 右は本院において可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。 昭和二十三年七月三日

衆議院議長 松岡 駒吉 参議院議長 松平恒雄殿

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕 〇櫻内辰郎君 只今議題となりました昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算案の、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る六月十日より七月四日まで、總會を開くこと十二回、分科会を開くこと十五回の外、六月十七日及び十八日

の同日公議会を開き、更に第四分科会は、運輸交通委員会及び通信委員会と連合審査を行ないます等、慎重に審議いたしましたして、七月三日衆議院より予算案の送付を受け、本審査に入り、質疑應答の後、討論に入り、採決の結果多数を以て衆議院より送付の原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

先ず第一に、政府より予備審査のため本院に提出されました昭和二十三年度予算案について申し上げます。本案は、物件費については公定価格を概ね七割程度引上げるものとし、人件費については一般勤労者の賃金水準三千七百円を基準として積算し、更に行政整理の予算的処置として、一般会計においては原則として一割五分を削減し、又歳入においては、税制の改正、専賣品、鉄道運賃、通信料金の値上げ等、極力一般歳入の増加を図り、以て收支の均衡を堅持せんとするものであります。

先ず一般会計予算について申し上げます。本案による歳出の主なるものは、終戦処理費九百二十六億円、賠償施設修理費六十四億円、賠償調整費五百十五億円、物資及び物價調整事務取扱費六十九億一千四百三十六万四千円、公

共事業費四百二十五億円、地方分限税分與金四百四十九億一千六百万円、復興金融金庫等政府出資金百八十九億七千三百五十六万六千円、國債費七十五億二千二百八十五万五千円、小学校教員給与與國庫負担金八十七億四千三百三十二万五千円、新制中学校校舎施設費四十四億四千二百七十二万三千円、生活保護費七十四億八百三十八万一千円、同胞引揚費五十二億三千九百九十二万二千円、農地改革費四十二億三千五百四十六万三千円、鉄道並びに通信事業の赤字補填のため繰入百五十億円、船舶運管會補助四十億円、價格補正等特別補充費六十億四百二十八万七千円、その他國會、裁判所、行政各部等の経費七百二十九億八千九百九十二万一千円、以上合計三千九百九十三億八千万円となるのであります。これが財源といたしましては、

租税収入二千五百八十二億五千七百万円、専賣利益金九百四十三億一千七百六十万一千円、價格差益納付金百八十九億二千七百七十三万三千円、その他官有財産収入、雜収入等二百七十億四千六百二十二万三千円、前年度剰余金受入八億三千二百七十三万三千円、以上合計三千九百九十三億八千万円を充當するものであります。尚以上の外、金融機關、保險事業等の損失補償のため、交

付公債二百三十四億七千三百二十七万八千円を發行せんとするものであります。次に特別会計予算について申し上げます。本案は二十六の特別会計に関するものであります。その總額は、歳入、一兆一千八百八十三億四千九百一十一万九千円、歳出一兆二百二十七億一千六百八十万円となつております。右の内鉄道、通信兩特別会計においては、

獨立採算制並びに物價政策の両面より檢討の結果、鉄道運賃三・五倍、通信料金の四倍の引上げ、行政費の一般会計への繰替等をなすの外、赤字補填のため百五十億円を一般会計より繰入れをなさんとするものであります。尚鉄道、通信、林野事業等の特別会計においては、その建設改良費の財源として、公債又は借入金三百九十億八千八百五十五万五千円を充當すると共に、内二百十億円を限度として、日本銀行の引受け又は日本銀行よりの借入れをなさんとするものであります。又本予算案に当り生ずる歳入歳出の時間的ズレを彌補するため、大藏証券等による一時借入金金の最高限度を、一般会計においては六百億円、特別会計においては三百四十億九千八百四十一万八千円となさんとするものであります。

さて予備審査における質疑應答の主なるものを申し上げますれば、一委員より、物價改訂をせず予算の編成ができなかつたのか、との質疑に対し、政府委員より、現在の價格体系では一般会計よりの補給金、鉄道、通信兩特別会計への繰入れ、復興金融金庫の赤字等、月平均百億円程度の赤字の負担となり、極力政府及び民間事業の赤字を克服すると共に、特別会計への繰入れ、價格差補給金を一定限度に止め、以てインフレを抑制する方針の下に、新物價体系を設定して、予算を編成したのでありますとの答弁があり、一委員より、物價並びに賃金水準の上昇により、追加予算を必要とするに至るのではないかととの質疑に対し、大藏大臣より、政府は物價と賃金との均衡保持を懸念として、予算を編成したのであります。今後生産の増強、特に生活必需品の確保により、實質賃金の裏付けをなす外、財政、金融両面よりインフレを防止し、突発的事項の発生しない限り、追加予算を提出しないつもりでありますとの答弁があり、一委員より、總理は行政整理を徹底的にやる意思ありやとの質疑に対し、總理大臣より、政府は

極力行政整理の方針を貫徹するつもりでありまして、本予算中一般会計の人員費はすでに一割五分の削減をなせる外、出光機關の整理、各機關の統合調整等、逐次実施に移すつもりであると

の答弁があり、又一委員より、莫大な軍事公債を今後如何に処理する方針なりやとの質疑に対し、大藏大臣より、軍事公債の九割六分は大眾の預金を背景とする金融機關の所有に属して

おり、資本の蓄積、外資の導入が日本の經濟再建に最も重要な今日、簡単に國民の貯蓄を否認するような処置を取ることは重大問題と思うとの答弁があり、一委員より、法人税の引下げは外資導入に名を藉りて、資本家を擁護するものではないかととの質疑に対し、大藏大臣より、所得税の引下げにより勤勞者の生産意欲を高揚すると同様、法人の負担を軽減し、企業活動を旺盛ならしめ、インフレを抑制する趣旨であつて、何ら階級的な觀念に基くものではないとの答弁があり、又一委員より、給與水準決定の基礎資料に変化があつた場合、如何なる処置を取るかと

の質疑に対し、労働大臣より、政府としては一應妥當と思ふ資料に基き決定したのであるが、若しその基礎資料に変化があつた場合には、何らかの調整が考慮せらるべきであると思ふとの答

でありまして、本予算中一般会計の人員費はすでに一割五分の削減をなせる外、出光機關の整理、各機關の統合調整等、逐次実施に移すつもりであると

の答弁があり、又一委員より、莫大な軍事公債を今後如何に処理する方針なりやとの質疑に対し、大藏大臣より、軍事公債の九割六分は大眾の預金を背景とする金融機關の所有に属して

おり、資本の蓄積、外資の導入が日本の經濟再建に最も重要な今日、簡単に國民の貯蓄を否認するような処置を取ることは重大問題と思うとの答弁があり、一委員より、法人税の引下げは外資導入に名を藉りて、資本家を擁護するものではないかととの質疑に対し、大藏大臣より、所得税の引下げにより勤勞者の生産意欲を高揚すると同様、法人の負担を軽減し、企業活動を旺盛ならしめ、インフレを抑制する趣旨であつて、何ら階級的な觀念に基くものではないとの答弁があり、又一委員より、給與水準決定の基礎資料に変化があつた場合、如何なる処置を取るかと

弁があり、又一委員より、地方財政委員を改組、拡充すべきではないかとの質疑に対し、野崎國務大臣より、委員数の増加は勿論、更に権限を拡張して、地方財政の改革をなし得るよう改組、拡充する必要があると思うとの答弁があり、又一委員より、農民の租税負担を更に軽減すべきではないかとの質疑に対し、農林大臣より、財政の現状より見て、所得税については特に軽減できなかったことは誠に遺憾であります、主食を神業税の対象より除く等、原始産業の犠牲によつて近代産業の繁栄を図ることが弊に陥らないよう一層の努力をするつもりでありますとの答弁があり、その他重要な質疑應答がありました、詳細は速記録により御承知を願います。

次に七月三日参議院より送付を受けました昭和三十二年予算案は、予備審査のために提出せられたる原案に対して、一部修正せられておりますので、その修正せられたる概要について申し上げます。

先ず一般会計予算につきましては、その歳出において鉄道旅客運賃の値上率を二・五五倍の修正等に併し赤字補填のため鉄道、通信兩特別会計への繰入増二百二億円、文教費、災害費、引

揚者住宅建築費等の増二十五億九千四百三十三万五千円、護馬及び富嶽の官営による経費増十七億二千九百九十二万円、入場税地方移譲に伴う経費減六十億七千三百万円、物件費、失業保険費、政府出資金等の減三十億五千八百二十二万円、以上増減差引百五十億八千二百三十三万五千円の前増加となるのであります。これが財源といたしましては、高所得者の税率引上げ、課税の充実等による所得増徴増収百八十八億一千万円、免税品目拡張による取引税等の減収六十七億四、價格差益補給金の増二十一億一千九百八十三万二千円、護馬及び富嶽の官営による収入増三十四億九千九百四十七万円、入場税の地方移譲による収入減六十三億七千三百万円、その他雑収入等の増二十億二千六百二十五万六千円、前年度剰余受入二十五億四、以上増減差引百五十億八千二百三十三万五千円を充當せんとするものであります。

次に特別会計につきましては、一般会計予算の修正、國營護馬及び外國貿易特別会計特別会計の新設等に併し予算の修正をなさんとするものであります、歳入百二十六億八千八百七十七万円、歳出百二十三億二千八百七十七万円の予算増加と相成るのであります。

す。右のうち鉄道特別会計においては、輸送力の増強に伴う建設改良費の財源として、公債金三千二億三千四百七十五万三千円を發行せんとするものであります。

以上述べました修正の結果、昭和三十二年予算は、一般会計においては歳出入共四千四百四十四億六千二百三十三万五千円となり、特別会計においては歳入一兆一千九百九十六億二千七百九十八万九千九百九十九円、歳出一兆二千三百三十九億四千九百六十七万九千九百九十九円と相成るのであります。

予算修正に関する質疑應答の主なものを申し上げます、一委員より、軍事公債利拂延期は金融界に対して非常な不安を與えるものではないかとの質疑に対し、大蔵大臣より、軍事公債に關する最大の不安は、公債元本の打切り、利子支拂の全面的停止等でありまして、今回の單なる利拂期日延期の処置はむしろ右の不安を除くのではないかと申すのであります、一委員より、農村金融対策は本國会の会期中に解決できるかとの質疑に対し、大蔵大臣より、農村金融対策については、諸般の事情より未だ解決するに至っておりませんが、至急これが解決をなすべく且下最善の努力中でありま

すとの答弁があり、一委員より、原償計算が不正確なるため不当に物價を吊上げておるのではないかとの質疑に対し、總理大臣より、すべての物價に對し、正確なる原償計算に基づき適正なる價格を決定することは、極めて困難であります、専門的知識及び經驗を有する職員を配置等により、一層の改善を加えたいとの答弁があり、又一委員より徴税の遅延防止の対策如何との質疑に対し、大蔵大臣より、稅務署の増設、稅務官吏の質量の充実、更正決定の適時適正等により納税の促進を図り、以て徴收の時期的ズレによる政府支拂の遅延、財政の金融面に対する圧迫を少くしたいとの答弁があり、一委員より三千七百円の実質賃金を維持する用意があるかとの質疑に対し、大蔵大臣より、食糧及び衣料の増配、特に勤労者に対する傾斜配給の強化等により、実質賃金を維持できる見込みであるとの答弁があり、その他質疑應答の詳細は速記録により御承知を願います。

七月四日第一分科会主査岡本愛祐君、第二分科会主査木村樞八郎君、第三分科会主査西川昌夫君、第四分科会主査村上義一君より各分科会とも原案通り可決すべきものと決定した旨の報告

があり、質疑を終局して討論に入りましたが、木村樞八郎君及び西川昌夫君より、それら予算を返上すべしとの提案があり、西川昌夫君より鉄道旅客運賃値上を二倍、貨物運賃を三倍、取引高税廢止を要旨とする修正意見を提議して、原案に反対の旨を述べられ、村上義一君、波多野鼎君、帆足計君等より原案に賛成の意見があり、池田恒雄君より原案反対の旨を述べられ、又小野光洋君より西川昌夫君の修正に賛成する旨の意見があり、討論を終局して、採決の結果、木村樞八郎君及び西川昌夫君の修正案はそれら否決せられ、原案について採決の結果多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

向一月三十一日予算委員会において予算編成に關する事前調査のための小委員会を設け、二月六日調査要求の承認を得ましたが、前後五回会合をいたして、予算編成に關する調査並びに懇談をいたしましたことを、ここに併せて御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) この両案に対する討論の通告がございます。小野光洋君。

「議事進行」やめておけ」権利放

君。

案「静かにしろ」「しつかりやれ」「やかましい、ごた／＼言うな」「ゆつくり頭張れ」「議長何とか言え」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」

〔小野光洋君登壇、拍手〕

○小野光洋君 聊かお待たせいたしましたして相済みません。「しつかりやれ」と呼ぶ者あり、笑聲)

私は昭和二十三年度一般会計及び特別会計予算案に對しまして、民主自由党を代表いたしました、「十八番だ」と呼ぶ者あり、修正案を提出いたしました。尙政府原案に對してはこれに反對をいたします。而して右の趣旨をこれから聊か弁明したいと思ふものがあります。

本予算案が委員会に提出せられまして、爾來引続いて慎重審議を重ねて参つたのでありますが、本日この委員会におきまして、尙質疑通告あるにも拘わらず、委員長は質疑打ち切りの動議を採決いたしましたのであります、実は本予算に關しましては、尙目下審議中の教育委員会法案がございまして、この法案の予算は、尙如何に取扱われるか不明であります。この教育委員会法案は教育の民主化の上におきまして必要欠くべからざる法案であることは、私

共も政府提案の趣意を十分了解いたしておるのであります、すでに皆さん方も御承知の通り、六・三制度は昨年三月から引續いて逐次実施せられておるのであります、その様子を私がお今ここで申し上げるまでもなく、諸君の熱知せられるごとく、全國からその完全実施を要望せられており、そのま

まにおきましては、地方財政は殆んど危殆に瀕する、ために教育についての分担ができないというこのために、相当数の市町村長の中には辭職の止むなきに至つたというようなごさえある

のであります。かようなときに、教育委員会法案が何らの予算的措置を講ぜられることなく、すべて地方財政の負担としてこれが実施せられるというやうな事になりましては、本國會はそのま地方民の怨差の的になることは明らかであります。(拍手)かようなことを考えまして、私は予算委員長に、予めこの問題につきまして政府の所信を質すべく通告をいたしておたのであります、委員の一人から質疑打ち切りの動議が提出せられますや、委員長は直ちにこれを委員会に諮り採決をいたしましたのであります、遂に多数を以て動議は成立し、質疑打ち切りと相成つたのであります。(横暴)

呼ぶ者あり、勿論委員長の言う通り動議は多数を以て成立いたしましたのでありますから、止むを得ないことであります、かようなことは委員長の裁量によつて十分処理できると私は信ずるのであります。敢てかような必要なる重大な質疑に對しまして、我々の質問を封ずるということは、延いては教育委員会法案の審議に重大なる影響を及ぼすことは明らかであります。今政府におきましては、この委員会法は是非通せというやうな、いわゆるAクラスのの中に入つておるやうであります、遺憾ながらかような状況におきましては、この委員会法は審議終了に終るかも知れないのであります。その責任は一にかかつてかやうな暴挙をいたしましたところの委員会の責任であろうと私は感ずるのであります。(拍手)そも、現内閣は成立以來四、五、六と三ヶ月も暫定予算を提出いたしておるのであります、その度にこの次には、来月には必ず本予算を提出する、さやうなことを繰り返すのごとく申して今日に及んだのであります。その結果六月提出せられたところの本予算は、直ちに興党を中心として論議的となりまして、遂に興党三派から修正案が提出せられ、政府も止むなくこれ

を採択いたしました、一旦提出したところの政府原案が再び取戻されて組替えをしなければならぬというやうな状況に相成つたことは、私がお今ここで申し上げるまでもなく、諸君のよく存じておるところであり、本員といたしましても誠に遺憾と存せざるを得ないと思つてあります。そも、芦田首相は、両党によつて首相の指名を與えられたのでありますけれども、併しながら不幸にして本院におきましては、芦田首相の指名は第二位に落ちておつたことは、諸君の御承知の通りであります。かようなことが結局首相の本院に對するいろ／＼な感情の蟻りが、本日の本会議場におきまして、この問題は数次論議せられたのであります、が、不幸にして、首相は本院に對しまして第二義的な存在であるというやうな意見を述べたのであります。この点は私共参議院として甚だ遺憾に堪えない次第であります。(本論をやれ)と呼ぶ者あり、尙又かやうな本院に對する觀念を持つておる芦田氏によつて統率せられるところの内閣によつて提案せられたところの予算案を虚心担擲、これを審議するということ、なかなか困難なことではあります、が、我々は國民大衆の代表といたしまして、慎重

にこれを審議いたして参つたのであります。そも、政府がその提案したところの原案につきまして検討いたしましたに、その物價基準におきましても、亦貸金水準等におきましても、予算審議の過程においてその根拠が極めて薄弱であり、すべて仮定的な、希望的な数字によつて裏付けられておること、これは、審議に當つた諸君のよく御承知のことと思つてあります。(そやうだ、そやうだ)と呼ぶ者あり、尙又運賃の値上とか、郵便料の値上とか、或いは又その他賦税の創定とか、或いは國民大衆の利益というものを殆んど踏みにじつた案であるということも、各党の代表によつてすでに論議せられたことと思つて、尙又予算審議の過程におきましても、政府はただ詭弁を弄してこれを弁解しておるといふことだけでありまして、私共は眞心ある政府の答弁によつて納得いたしましたわけではない、ことは、委員諸君もよく御承知のことと存するものであります。政府は予算計上に當りまして、そのみずからなすべきところの行政整理の不徹底、その他この物價統制、その他につきましましてなすべき措置を講ぜずに、徒らに金がかかる

ところは大衆課税によつてこれを賄おうといたしておることは、予算の隨所

にこれを審議いたして参つたのであります。そも、政府がその提案したところの原案につきまして検討いたしましたに、その物價基準におきましても、亦貸金水準等におきましても、予算審議の過程においてその根拠が極めて薄弱であり、すべて仮定的な、希望的な数字によつて裏付けられておること、これは、審議に當つた諸君のよく御承知のことと思つてあります。(そやうだ、そやうだ)と呼ぶ者あり、尙又運賃の値上とか、郵便料の値上とか、或いは又その他賦税の創定とか、或いは國民大衆の利益というものを殆んど踏みにじつた案であるということも、各党の代表によつてすでに論議せられたことと思つて、尙又予算審議の過程におきましても、政府はただ詭弁を弄してこれを弁解しておるといふことだけでありまして、私共は眞心ある政府の答弁によつて納得いたしましたわけではない、ことは、委員諸君もよく御承知のことと存するものであります。政府は予算計上に當りまして、そのみずからなすべきところの行政整理の不徹底、その他この物價統制、その他につきましましてなすべき措置を講ぜずに、徒らに金がかかる

にこれを見ることのできるものであります。甚だ遺憾と存する次第であります。拍手。これは衆議院の予算案の過程においてこれを見ましても、すでに衆議院におきましては、その予算委員会におきましては、遺憾ながらこれは否決せられて、本会議におきまして漸く可決確定したというようなことは、甚だ以てこの間におきまして、本予算が如何に不備のものであり、國民大衆の利益を無視し、國家再建の方途に副わないものであるということに明かにいたしておるのであります。(拍手) 本委員会におきましても、その点は審議の過程におきまして一々明らかであります。すでに委員長報告の上におきましても、これは皆様がすでに御承知のことと思つております。尙又かように一度提出いたしましたところの予算案が、與党三派によつて修正せられなければならないというような運命に逢着し、而も亦修正されたところのこの予算が、その支持せられるところの衆議院におきまして、漸く本会議において可決した、本院におきましても予算案の過程におきまして、各党の代表はおの／＼これは不満足のものである、止むを得ず通すのであるというようなことを代る／＼述べておりま

して、その完膚なき状況につきまして、委員各位齊しく認識するところであると存するのであります。(齊しく認識しないよ)と呼ぶ者あり)かようなことが行われず理由はどこにあるか。芦田内閣は三派提携の内閣でありますけれども、三派はいわゆる異趣同舟の内閣でありまして、おの／＼がその所信を異にいたしておるのであります。ただ一にするということを取て申しますならば、それは政権を把持するということ以外にないと思つてあります。(そりだ)と呼ぶ者あり) (拍手) かような利益一点のみ集中したところの内閣が、おの／＼その政策の上において執つて驕らず、三ヶ月も暫定予算を出し、而も協定して出したところの予算に対して忽ち修正するということのようなことは、この間の事情を物語つて明らかであると存するのであります。(笑聲) (拍手) 従つて政局の明朗化は如何にすべきかということは、諸君をよく考へるところであらうと思つておりますが、敢て私はここで如何にすべきかということは提言はいたしません。冷靜にこれを考へるならばその途は明らかであります。かような意味におきまして、現内閣は速かに退陣し、明瞭透徹した立派な内閣を建

設しなければならぬと考へるのであります。(何を言うか)と呼ぶ者あり) 國民は芦田、片山二代の内閣におきまして、連立内閣の不徹底に(吉田はどうだ)と呼ぶ者あり)全く飽き飽きしてゐるのであります。かような意味におきまして、諸君も冷靜に事を考へるならば、当然の帰結として諸君の胸に明らかであると思つてあります。(本論に入つて貰いたい)選挙演説しやないしつかりしろ)と呼ぶ者あり) 私はかような意味におきまして、政府の提出いたしましたところの予算案に対しては、断然これに反対し(分つた)と呼ぶ者あり) 否決せんとするのであります。ここに私は我党において明らかに修正案を皆さん方に提出し、聊かその弁明をいたしたいと思つてあります。(そんなもの要らない)と呼ぶ者あり)

民主自由党におきましますところの修正案は、先ず第一に統制経済を漸次改竊いたしました人件費を節約し、價格調整費等その他を軽減すること、又行政整理を行ひまして人員の斬新更新を行ひ、又取引高税等の悪税を撤廃すること、鉄道運賃或いは通信料その他の大幅の修正を行ひ、大衆の負担を軽くすること、又六・三制度或いは災害復旧

その他の費用は(もう分つてゐる)と呼ぶ者あり)十分これを増額し、又治山治水その他國土の改良費等につきましては、(自己宣傳だ)と呼ぶ者あり)十分これを増額いたしました。國民を危険の淵から救ひ上げようとするのであります。(そり簡單に行かない) 反対党黙れ)と呼ぶ者あり、拍手) 尙又これは二大陣営に分れるところの重大問題であります。凡そ保守陣営にその席を置くところの議員諸君は、恐らく虚心目撃に考へるならば、軍公利拂などの停止のごときは当然これは廢止しなければならぬことと思つてあります。軍公利拂停止、(詰らないこと)を言うな)と呼ぶ者あり)これは當然民主陣営において行なつてはならぬことであると私は信ずるのであります。(拍手) かような点におきましても、諸君は虚心目撃おの／＼その向うところに勇往邁進せられんことを私は提言するのであります。徒らに政見に恣々として(恣々としてゐるわけじゃない)と呼ぶ者あり) 思つてゐるわけがないというように私は断言して憚らないのであります。以上を以て私は民主自由党提出の予算案の説明及び政府原案に対する反対の論旨をいたす次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 鈴木順一君。
 (鈴木順一君後壇、拍手)
 「簡單々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」
 ○鈴木順一君 更めて民主党の代表としてここから貴重なる時間を割きまして、敢て賛成の演説をする必要はないかのごとく、各大臣からすべて説明されておるのでありますけれども、まだよくお分りにならない方もあるようでありまして、簡単に申し上げます。(大臣と違つぞ)と呼ぶ者あり)
 御承知のように本予算は前年の年末に提出され、三月末日に審議決定し、四月一日から実行に移さるべきでありますけれども、本年におきましては、この遅れた理由は、皆さんも御承知のように予算と貸金と物價と同時に上程いたしました。これを予算編成の根本方針としたからであります。昨二十二年度の予算は、この編成のときに當りまして、当時の物價並びに(引つ込め)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 將來の物價に對しましては、聊かもその考慮を拂わず決定されたために、片山内閣になりまして、物價の改訂と共に次々に追加予算が出たという現狀は、御承知の通りであります。

「本論々々」、「静かに聴け」その他発言する者多し。二十三年度の予算におきましては、物價も買金も、鉄道運賃も通信料金も、すべて同時決定されましたことと、(時間の無駄だ)その他発言する者多し。又これによりまして本年度の物價改訂によるところの追加予算の必要はないことは明かでありました。(論旨貧弱だ)と呼ぶ者あり。又我が國の財政は、一般会計と特別会計と地方財政の三つが綜合調整されておるのであります。(よく分つてゐる)と呼ぶ者あり。これも本予算におきましては非常な考慮が拂われておるのであります。今までの予算はどれもこれもがばらばらに決定されたために、御承知のように追加予算が出たり、中途半端におきまして歳入歳出のズレを來たし、そしてインフレを助長しておるのであります。(ばやばやするな)その他発言する者多し。以上簡單でありましたが申し上げまして、皆様お分りだと思ひます。(笑聲)如何に「この予算が、「降壇々々」頭張れ頭張れ」と呼ぶ者あり。如何なる角度から検討されようと、立派な予算であることははつきりしておるのであります。(笑聲)併し芦川総理始め民主黨の政調会、並びに來栖安本長官、北村大藏大臣のように頭の良い人が外の政界にお

らないために、(笑聲)(発言する者多し)情ないかな、先程提出されたような修正予算を出され、國民の笑ひを呈しておるのであります。(笑聲)、(発言する者多し)又中西君が如何にじたばたしたとしても、これも物の數ではないのであります。(笑聲)(発言する者多し)どうか参議院の皆様におきましては虚心坦懐、この予算に賛成されたいことを希望いたします。(分つた分つた)、「しつかりやれ」その他発言する者多し。これを以ちまして私の賛成の演説といたします。(拍手)

○藤田芳雄君(登壇、拍手)
藤田芳雄君 私は政府提出の予算に反対いたします。

第一は、本予算は物價引上げを前提としたし、そのインフレ助長の予算であります。(その通りだ)、「然り」と呼ぶ者あり。これは予算委員会におきまして、多数の委員からの質問によりまして、政府答弁で明らかになつた事実なのであります。(その通り)「結果がどうだ」と呼ぶ者あり。現在の我が國情は、何を措いてもインフレを阻止しなければならぬときであります。(その通り)、「その通りだ」と呼ぶ者あり。政府もこれがために均衡

予算を作つたと称しておるのであります。が、予算の性格そのものが、すでに物價引上げの基盤の上に立つてゐるのであります。この矛盾は、政府の自殺的な予算でありまして、政府みずからが引込むべきものと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。

第二は、苛酷な課税であります。昨二十二年度は國民所得の二八%であつたのであります。國民はその苛酷請求に困り果て(分つたよ)と呼ぶ者あり。現に資金詰りや購買力の減退は愚か、配給物資さえ得られない状況に立ち至つたことは周知の事実であります。(その通り)と呼ぶ者あり。然るに本年度は二二%という、而も甚礎となる國民所得の推定が不十分であり、過重な見積りと考えられているのであります。先に高瀬議員からも指摘せられたごとく、最低生活をしてゐる者から二二%は誠に苛酷なのであります。國民の困窮や、思いやられるのであります。この点からも私達は到底賛成するわけには行かないのであります。

第三番目には、悪財源の設定であります。丁度インフレの見本のような、お手本のような標準の値上げ、インフレ促進のための鉄道、通信関係料金の大幅値上げ(その通り)と呼ぶ者あり。

り)誰もが言い、當面さえもが認めるところの悪税である取引高税の設定は、何としても賛成し難いのであります。而もこれらに数等優る財源が他にないのであります。(あるならば持つて来い)「教えてやろうか」と呼ぶ者あり。それならば例を挙げてお示しいたせよう。例えば小切手税といふものを一つ設定いたしましたとしても、これは証券取引所の調べによりまして、一ヶ年四兆にもなります。これの百分の一を取りますならば、(大したことはあるまい)と呼ぶ者あり。簡單にして四百億の財源が得られるのであります。こうした四百億といふ(出るならば持つて来い)と呼ぶ者あり。格好の財源があるに拘わらず、政府不勉強のために、興党不勉強のために、かくのごときものを見逃がしておる。(野次に乗つてはいけません)と呼ぶ者あり。インフレ高進の予算で財源を確保しておる点が誠に不都合なのであります。(そんなに出るわけではないやないか)と呼ぶ者あり。

第四は、政府の予算に対する自信の程度であります。(拍手)提出された予算が、三党協力の基盤の上に立つてなされたものと信ずるものであります。が、而も自信ある説明で提出されたの

であります。然るに会期終了附近に修正予算を提出されました。十分な説明もなせず、質問も不十分な中に打ちもれ、政府がどの程度自信があるか疑わしいのであります。しばしば追加予算は出さんと言つておるが、今や近き將來において修正予算は必至の状況にあるのであります。(その通り)、「その通りだ」と呼ぶ者あり。かくのごとき政府自体、自信を持ち得ざるどころの予算の実施は誠に危険であります。(その通り)と呼ぶ者あり。

以上反対の四点を挙げましたが、これが実施後のインフレの高進を思ひまするときに、強く反対するものであります。(もう時間だよ)、「明日までもやるんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。ただここに一言附加したいのは、先程予算委員会において明らかにされたのであります。が、民主黨を除くその他の唯一人も、この予算に不満を抱かない者はないのであります。(拍手)「その通り」社会党があるじやないか、「社会党だつて反対だ」「我々も保留だ」と呼ぶ者あり。ただそれは予算成立を迫られて賛成するといふ者が多数なんでありませう。若しこの論法が成立つものといひましたらば、会期終了を目指して提出すれば、如何なる

願予算でありまして、如何なる憲法案でありまして通過させなければならぬこととなり、国会の権威は「もろ時間だよ」と呼ぶ者あり、騒動されることになるのであります。予算成立の結果、責任は政府にあるのであります。我々は飽くまでも良心に従つて行動すべきであると信じます。「その通り」と呼ぶ者あり以上反対の理由を申述べます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 小泉秀吉君。

「小泉秀吉君登壇、拍手」

○小泉秀吉君 私は日本社会党を代表いたしました。本予算案に賛成を表すものでございます。(拍手)併しながら私共は、当初政府の原案を見ましたときに、その構成の仕方が如何にも大衆の「目につく」と呼ぶ者あり、課税を重くしているような構成の仕方であることに甚だしく驚いたのであります。が、「驚いたか」と呼ぶ者ありその政府においては興党三派の修正を興党でも遺憾するな」と呼ぶ者あり呑み込みまして、「笑声」そうして修正予算という形で出て参りましたので、「本物じやないのか」と呼ぶ者あり、「笑声」私共はこれに賛成をしたのでございませう。「苦衷を察するよ」と呼ぶ者あり「従いましてこの予算に対しては「誰々賛成か」と呼ぶ者あり、賛成は

いたしたものの、「笑声」政府に対していろいろ希望がございませう。「しつかりやれよ」と呼ぶ者あり、併しながらこの予算を我々がこの際通さずに過したときの國家の情勢「そうだ」と呼ぶ者あり並びに現在の金融硬直の状態「その通り」と呼ぶ者あり、更に特に國際關係の上から、日本の置かれる状態を考へますときに、「それはあなた必配せんでもいいのだ」と呼ぶ者あり如何に予算の上いろいろな論議があるにしましても、この際は國民の安定を「今頃分つたか」と呼ぶ者あり「困ることを大事として、これに賛成するの止むなきに至つたことを「笑声、拍手」御了承して頂きたいと思つて、御了承して頂きたいと思つて、御承力をお願いする次第でございます。

○議長(松平恒雄君) 中西功君。

「中西功君登壇、拍手」

○中西功君 私は日本共産党を代表いたしました。提出されました予算案に反対し、これを返上するための意見を述べたいと思つております。「何でも反対だから来た」と呼ぶ者あり

私達は、生まれてから今日まで育つて知つておる範圍内で、このような予算案が提出され、又今日この国会でなされたような審議がなされたのは初めてであります。「初めて出たのだらう」と呼ぶ者あり、「笑声」私が最初申しましたように、そも、大蔵大臣の演説が前代未聞の正誤表を付けて出されたということ自身が奇怪な事実であります。更に会期迫つて與党によつて修正案が作られ、更に衆議院の委員会では否決され、本会議では僅か四十一票で漸く通過した。こういふような予算案は殆んど我々は聞いたことがない。「聞いたことあるよ」と呼ぶ者あり、而もこの中で我々自身が、即ち国会が十分審議する前に、すでに議会外の大衆は、非常な明確な意識を以てこの予算案に対して、ものすごい反対をしておつたことは、皆様もすでによく御存じの通りであります。

「お前知らんのだ」と呼ぶ者あり、私思ひますに、議会外の勤労大衆は、我々国会議員よりも遙かに鋭敏である。そうしてもつと率直に、本能的にこの予算の本質を知つておると思つております。であります故に、今日このやうな大衆の予算反対運動が起つておるのであります。然るにそれに反し

て、この國會の一ヶ月に通ずる審議振りは何であるか、政府に対して必要な資料さえ殆んど出すことを要求せず、政府が資料を出さないで放つておつても、殆んどそれに対して追及せず、財政法の二十八條を政府が平氣で蹂躪しているのに、それに対して何らの意見さえ発表しない。委員会は早々に行くといふふうなことで、私はこの國會が、むしろ議會外の大衆の本能的な鋭智よりも遙かに劣つた憐れな「憐れなとは何だ」と呼ぶ者あり存在でないかと思つてあります。最大の遺憾を感じるのであります。(拍手)それならば、議會外の大衆が本能的に反対しているこの予算案は、一体如何なる予算案か。諸君、これは人間らしい姿もしてない。「馬鹿いふな」と呼ぶ者あり何となれば、この予算案は三本足である。「笑声」更にその尻尾に二つの尻尾が附いておる。これがこの予算案の正体であります。「うまい」と呼ぶ者あり正に妖怪、これがこの予算案の正体であります。然らばその三つの足とは何か。即ち一つの足は値上げ、物價値上げによつて、数千億のものを大衆から収奪して行く、これが一つの

足であります。今一つの足は、不生産的な或いはインフレ的な経費を山と持つていて、そして今は國會の名物になつておるあの不当財産をます、繁榮させるというのが、この二本の足であります。更にもう一つの足は、税制の面において、そうした資本家擁護の資金やインフレ的資金を、大衆の犠牲によつて克服せんとして、ます、もの三本の足である。この三本足の予算が、三本足が即ちこの予算の基本的な基礎であります。「悪魔だ」と呼ぶ者あり、さういふことは、私が言うまでもなく、議會外の大衆はすでによく知つておる。更に二本の尻尾とは何か、この二本の一つの尻尾は：「尻尾を説明するのには美になか、時間がかかりますが、(笑声)暫く、(しつかりやれ)尻尾を出せ」と呼ぶ者あり、暫くさういふ質問をやめまして、(笑声)一体この予算が通過したらどうか。「尻尾を出せ」と呼ぶ者あり、考えて見ますれば、二千億以上どうしても濫発せざるを得ない。而して物價はますます騰貴し、インフレはますます進む。これが端的に言つたらこの予算案の結果であります。果してこれが、いわゆる又政府が言う中間安定の眞の内容であ

りますが、これに対して政府は何を用意しておるか。一つは実に自分自身の無能力を告白するような外資依存、対外依存論であります。これによつてやつと腐れかかつておる、もうすでに崩壊しておるこの予算案、或いはこの経済をやつと……生きているよ。「死んじやいない」と呼ぶ者あり、すでに壊れておる。三千七百円ペースを見ても分る。すでに壊れておる。この壊れた、腐つたこの予算案を「今できて来たばかりだ」と呼ぶ者あり、やつと對外依存的な宣傳によつて繕おうとしておる。これが一つの尻尾である。更に一つの尻尾は何か。それはこの予算案の成立の結果として、必ず全官公を先頭とする日本の労働者階級は、「煽動するな」と呼ぶ者あり、特にこの三千七百円ペースに対して「大病變を加えることは極めて明白であります、(「そりだよ」と呼ぶ者あり)それに對して今の政府或いは民主黨、右派社會黨、そして國協黨の政府が用意しておるところのものは何か。それは鞭である。鉄棒である。労働法改悪である。(「何を鞭のことあるか」と呼ぶ者あり)「或いは通過するかも知れない警察官の職務執行法、こういふような仕置である。こういふ

ような鞭によつて、反抗しようとする大衆を、この生活改善のために、生きるために闘おうとする大衆を、徹底的に弾圧しようとするのが、この一つの尻尾である。(「そんなことあるものか」と呼ぶ者あり)これが三本足に立つた、そして二本の尻尾を振つて、ただその尻尾を巧みに振つて、よその國の方ばかり向いておるところのこの予算である。これがこの片山内閣の予算案の本質であります。(笑聲)いや、片山内閣の本質であります。(何を言ふか)と呼ぶ者あり、余り変らないよ。(「うまいぞ」と呼ぶ者あり)ところでこの予算案に対しては、先から言われましたごとく、どの党も本當には賛成していない。これは事実であります。(「もう時間だよ」そんなことを言つて尻尾を出したな)と呼ぶ者あり)ところがこのような尻尾を持つところの社會黨並びに民主黨、協同黨の(「君の方が尻尾を出したじやないか」と呼ぶ者あり、笑聲)この案に対しては、止むを得ず賛成する人々は、いろいろの口実を設けておる。(「國を愛するからだよ」と呼ぶ者あり)「そりだ。そりいふふうな口実によつて、曾て日本の軍閥は日本を賣つたではないか。(拍手)同じようなそりいふような口実によつて、

(「うまいぞ」本論々々)と呼ぶ者あり)今日の日本の國會議員が持つておるところの実に見苦しい無氣力、無能力を發揮しておるのであります。私は特に社會黨の人々に申したいのであるが、この予算案に対して社會黨が賛成されるといふことは、もう全く社會黨が、社會主義の党でもない。(拍手)勤勞大衆の党でもない。(拍手)むしろ反対に先つき誰かがはつきりと表現した(「時間だ、降りろ。」と呼ぶ者あり)資本階級のボロであるといふことをはつきり示す画期的な、歴史的な時機に来ておると思ふのであります。(拍手)私は眞に階級的良心を持ち(「結果を見て」と呼ぶ者あり)そして政治的良心を持つところの社會黨の諸氏が、敢然と衆議院の本會議で純正左派の人がなされたごとく、本當に反對動議を(「降壇だ」と呼ぶ者あり)投ずることによつて、眞にみずからの純潔を守られんことを期待して、私の反對討論を終るものであります。(拍手)(「結果を見てる」共產黨の暴言)と呼ぶ者あり)。

(「お嬢長(松平恒雄君) 姫井伊介君。〇姫井伊介君 政府提出の予算案に賛成をいたします。(御用演説)「えらいえらい」感謝々々」と呼ぶ者あり)併しながら(「もうよい」それを言うなよ)と呼ぶ者あり)その予算がいろいろな角度から見られて、なすべきことがなされない、或いは幾多の欠陥があるといふことは、誰もが口にするところでありませう。(拍手)(「うまいことを言うな」と呼ぶ者あり)併しながら若しもこの予算を返上したといふような、その現実の立場に立つて考えますときに、我が國はどうなりますか。もう今の場合におきまして(「冗談言うなよ」と呼ぶ者あり)「そりいふ余俗は持たないのではありません。(「その通り」修正をしろ)と呼ぶ者あり)無論我々は適正なる修正に寄かであるものではないのであります。(「そりだよ」なぜ修正をせんなか)なぜ呑み込んだと呼ぶ者あり)呑まなければならぬ情勢にあることは皆さんもよく御存じの通りだと思ふのであります。(「その通り」「黙れ」と呼ぶ者あり)私は綠風會の一人といたしまして、良心的に、最も公正なる立場に立つて自分の考えを申述べるものであります。(拍手)徒らに攻撃のための攻撃ではない。あつてはならない。我は今や建設をしなければならぬ。互急いで建設をしなければならぬ。互いに相照し、相争つて、そして立派な國家の建設ができますか。(國會の

權威はどうするか)と呼ぶ者あり)國會の權威は、むろん我々は國民の代表である。その代表である者が、或る程度民主的に組織されておるところの現政府に對して、(「代表されているじやないか」と呼ぶ者あり)或る程度の協力をしなければならぬ。(「そりだよ」と呼ぶ者あり)徒らに非協力をして、それで立派なる結果が得られませうか。協力をして尙且つ我々の理想に合わぬときには、そこに初めて我々の國會の權威を發揮することが出来る。發揮しなければならぬのだ。その權威は、來るべきところの、政府の言つておるところの、中間安定のその事実であります。(「騙されては駄目だよ」と呼ぶ者あり)決して騙されない。物價の値上げを前提として予算が編成されたと言いますが、私はそれは考えない。即ち經濟界を安定するために或る程度止むを得ない物價の値上げをしなければならぬといふことを、私は了解するのだ。(「そりだよ」と呼ぶ者あり)併しながら私はインフレを喜ぶものではない。決してありません。國民の安定を、むろん國民と共に熱心に、痛烈に要理するものであります。かるが故に、若し來る中間安定の策が眞に破れた崩壊したそのときには、政府みずからが

自決しなければならぬ。(今破れておるんだよ)と呼ぶ者あり) そういう意味におきまして、私は欣然としてではありませぬけれども、(笑聲)止むを得ずこの案に對しましては賛成をせざるを得ない。(拍手)併しながら國民と共に、この予算の運営に當りましては、実施に際しましては、厳しき眼を以て我々はお互いに監視しなければならぬ。(そんなこと当然じゃないか)と呼ぶ者あり)この下におきまして、私は敢て本予算に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案の採決は記名投票を以て行います。両案に賛成の諸君は白色票を、両案に反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。これより氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】
【参事が氏名を点呼する】
【投票執行】
○議長(松平恒雄君) 投票漏れはございませんか。...投票漏れないと認

めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】
【参事が投票を計算する】
○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百七十四票、白色票即ち両案に賛成のもの百七十七票、青色票即ち両案に反対のもの十七票、よつて両案は可決せられました。(拍手)

【参照】
賛成者(白色票)氏名、百七十七名
竹下 豐次君 木下 辰雄君
佐伯卯四郎君 堀越 儀郎君
江熊 哲翁君 宿谷 榮一君
石川 準吉君 高田 寛君
久松 定武君 加賀 操君
島津 忠彦君 中川 以良君
小野 哲君 河野 正夫君
帆足 計君 西郷吉之助君
松井 道夫君 松村眞一郎君
坂井 伊介君 伊藤 保平君
小宮山常吉君 飯田裕太郎君
結城 安次君 川上 嘉市君
米倉 龍也君 梅原 眞吉君
野田 俊作君 柏木 康治君
岡部 常君 岩男 仁藏君

早川 慎一君 青山 正一君
鎌田 逸郎君 三島 通陽君
鈴木 直人君 岡本 愛祐君
駒井 藤平君 玉置吉之丞君
佐藤 尚武君 村上 義一君
中村 正雄君 カニエ邦彦君
大野 幸一君 中平常太郎君
下條 恭兵君 山田 節男君
丹羽 五郎君 赤松 常子君
河崎 ナツ君 藤枝 昭信君
金子 洋文君 藤井 新一君
三木 治朗君 大島農夫雄君
田中 利勝君 木下 源吾君
門田 定藏君 原口忠次郎君
波多野 曜君 原 虎一君
羽生 三七君 小川 久義君
山崎 恒君 岩本 月洲君
鳥 清君 島田 千壽君
若木 勝敏君 安部 定君
岡元 義人君 三好 始君
伊藤 修君 吉川末次郎君
天田 勝正君 田中 信機君
谷口彌三郎君 植竹 春彦君
油井賢太郎君 石川 一衛君
小畑 哲夫君 鈴木 順一君
平野善治郎君 入交 太藏君
安達 良助君 小林 繁安君
高橋 啓君 小林 勝馬君

紅雲 みつ君 深川マエ君
木内キヤウ君 高良 とみ君
門屋 盛一君 前之園喜一郎君
竹中 七郎君 星 一君
栗栖 超夫君 淺井 一郎君
伊東 隆治君 村尾 重雄君
岩崎正三郎君 岩本 哲夫君
佐々木鹿藏君 鬼丸 義賢君
稻垣平太郎君 岡田 宗司君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重藏君 林屋龜次郎君
中井 光次君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 奥 主一郎君
仲子 隆君 尾形六郎兵衛君
境野 清雄君 大隈 信幸君
橋本萬右衛門君 五十七名
中西 功君 中野 重治君
藤田 芳雄君 千田 正君
星野 芳樹君 佐々木良作君
木村輝八郎君 岡田喜久治君
大島 定吉君 北村 一男君
西川 昌夫君 淺岡 信夫君
堀 末治君 鈴木 安孝君
山田 佐一君 寺尾 勲君
石坂 豊一君 大野木秀次郎君
小林 英三君 今泉 政喜君
黒川 武雄君 松嶋 喜作君
一松 政二君 深水 六郎君

板野 勝次君 細川 嘉六君
兼岩 傳二君 岩間 正男君
池田 恒雄君 千葉 信君
堀 眞琴君 田口政五郎君
鈴木 清一君 加藤常太郎君
川村 松助君 池田宇右エ門君
西川甚五郎君 大屋 晋三君
中山 靜彦君 草葉 隆圓君
柴田 政次君 遠山 丙市君
板谷 順助君 松野 喜内君
玉屋 喜章君 徳川 頼貞君
大隅 憲二君 平岡 市三君
小野 光洋君 重宗 雄三君
城 義臣君 小串 清一君
平沼彌太郎君 國 伊能君
西山 龜七君 左藤 義詮君
水久保基作君

○議長(松平恒雄君) 次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後十時二十六分散会

出席者は左の通り。
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君
議員 中西 功君 板野 勝次君

出席者は左の通り。
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君
議員 中西 功君 板野 勝次君

中野 重治君	細川 嘉六君
濱田 寅藏君	西田 天香君
小川 友三君	藤田 芳雄君
鎌岩 傳一君	千田 正君
栗山 良夫君	岩間 正男君
星野 芳樹君	池田 恒雄君
佐々木良作君	竹下 豊次君
赤木 正雄君	木下 辰雄君
佐伯卯四郎君	大山 安君
堀越 儀郎君	宮城タマヨ君
高瀬莊太郎君	江熊 哲翁君
宿谷 榮一君	石川 進吉君
高田 寛君	久松 定武君
加賀 操君	島津 忠彦君
中川 以良君	小野 哲君
河野 正夫君	新谷寅三郎君
帆足 計君	西郷吉之助君
松井 道夫君	市來 乙彦君
伊達源一郎君	來馬 琢道君
松村眞一郎君	姫井 伊介君
伊藤 保平君	小宮山常吉君
寺尾 博君	飯田積太郎君
結城 安次君	小杉 才子君
川上 嘉市君	藤野 繁雄君
米倉 龍也君	梅原 眞隆君
小林米三郎君	野田 俊作君
柏木 康治君	岡部 常君
岩男 仁藏君	岡村文四郎君
鳥村 軍次君	早川 慎一君

青山 正二君	北條 秀一君
徳川 宗敬君	鎌田 逸郎君
矢野 西雄君	山本 勇造君
三島 通陽君	田中耕太郎君
鈴木 直人君	岡本 愛祐君
駒井 藤平君	玉置吉之丞君
高橋龍太郎君	東浦 庄治君
佐藤 尚武君	村上 義一君
楠見 義男君	下條 康慶君
山下 義信君	中村 正雄君
カニ邦彦君	千葉 信君
大野 幸一君	中平常太郎君
木村鶴八郎君	下條 恭兵君
山田 節男君	梅澤 錦一君
堀 眞翠君	丹羽 五郎君
赤松 常子君	河崎 ナツ君
藤按 昭信君	金子 洋文君
藤井 新一君	三木 治朗君
大島農夫雄君	田中 利勝君
大下 源吾君	門田 定藏君
原口忠次郎君	宇都宮 登月
鈴木 憲一君	渡多野 鼎君
原 虎一君	羽生 三七君
小川 久義君	山崎 恒君
岩本 月洲君	丸鬼紋十郎君
島 清君	島田 千壽君
若木 勝藏君	太田 敏見君
安部 定君	岡元 義人君
三好 始君	伊藤 修君

吉川末次郎君	天田 勝正君
田中 信儀君	谷口彌三郎君
植竹 春彦君	油井賢太郎君
岡田喜久治君	石川 一衛君
小畑 哲夫君	鈴木 順一君
平野善治郎君	入交 太藏君
安達 良助君	小杉 繁安君
高橋 啓君	小林 勝馬君
田口政五郎君	紅露 みつ君
深川タマエ君	木内キヤウ君
高良 とみ君	門屋 盛一君
前之園喜一郎君	竹中 七郎君
星 一君	水橋 藤作君
栗栖 越夫君	淺井 一郎君
大島 定吉君	伊東 隆治君
村尾 重雄君	鈴木 清一君
岩崎正三郎君	岩末 哲夫君
佐々木鹿藏君	鬼丸 義賢君
稻垣平太郎君	森下 政一君
小泉 秀吉君	塚本 電藏君
林屋龜次郎君	中井 光次君
木内 四郎君	櫻内 辰郎君
北村 一男君	加藤常太郎君
西川 昌夫君	川村 松助君
淺岡 信夫君	池田宇右衛門君
堀 末治君	荒井 八郎君
西川 藤五郎君	奥 圭一郎君
鈴木 安孝君	大原 晋三君
山田 佐一君	中山 壽彦君

黒田 英雄君	寺尾 豊君
草葉 隆圓君	石坂 豊一君
柴田 政次君	大野木秀次郎君
遠山 丙市君	小林 英三君
坂谷 順助君	今泉 政喜君
松野 喜内君	黒川 武雄君
玉置 喜章君	松嶋 喜作君
徳川 綱貞君	一松 政二君
大隅 憲二君	深水 六郎君
平岡 市三君	仲子 隆君
尾形六郎兵衛君	境野 清雄君
小野 光洋君	團 伊能君
重宗 雄三君	西山 亀七君
木陰三四郎君	大隅 信幸君
橋本萬右衛門君	城 義臣君
左藤 義詮君	小串 清一君
水久保善作君	平沼彌太郎君

國務大臣	吉米地義三君
國務大臣	一松 定吉君
國務大臣	船田 享二君
內閣官房次長	有田 喜一君
內閣官房次長	福島慎太郎君
内閣總理事務官	三橋 則雄君
總理國務事務官	谷口 賢君
法安定本部物價局長	
總理國務事務官	前田 克己君
政調本部國務部長	佐藤 功君
總理國務事務官	中田 政美君
政調本部國務部長	松水 義雄君
設院給務局長	佐藤 健夫君
法務事務官	福田 越夫君
大藏事務官	福田 越夫君
大藏事務官	東條 猛猪君
計局第一部長	河野 通一君
計局第二部長	植竹 春彦君
運輸事務官	芥川 治君
運輸事務官	三木 正君
運輸事務官	三木 正君
運輸事務官	藤谷 虎芳君

〔第五十五号参照〕
 〔皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案及び日本國憲法第八條の規定による議決案の審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

審査報告書

職業安定法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十五日

労働委員長 原 虎一

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山田 節男 岩間 正男
- 竹下 豊次 千葉 信
- 栗山 良夫 堀井 伊介
- 荒井 八郎 早川 慎一
- 平岡 市三 堀 末治
- 奥 むめお 紅露 みつ

要領書

一、委員会の決定の理由

職業安定法の労働者供給事業の禁止規定は、労働者供給事業の本質が、封建的身分関係に基づき、ややもすれば労働の中間搾取を行うものである、且つ強制労働の弊害を伴い易いので、労働者の権威と自由とを保障し、労働の民主化を推進する意味から、労働組合が労働大臣の許可をうけて、民主的

に労働者供給事業を行う以外は、すべてこれを禁止したものであるが、職業安定法施行後半歳を超過した今日、不備の点が生じたので、違法な労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用する者を処罰するとともに、取締上必要な立入調査を行うことができ

るよう職業安定法の一部を改正せんとするものであつて、現下の労働事情より観て適切妥當な改正である。

改正の要点は、

第一は、違法な労働者供給事業を利用している者をそのまま放任して置くことは、労働者供給事業そのものを禁止した職業安定法第四十四條の精神を没却するものであり、違法な労働者供給事業を行う者と

その者から供給される労働者を使用する者とを双方とも処罰する両罰主義の規定がなければ、労働者供給制度の絶滅は到底期し得ない現状であるから、違法な労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用する者をも処罰することに改め、

第二は、労働者供給事業禁止措置の徹底を図り、きより正の指導を

するためには、その実施状況を工場、事業場等について調査し、使用者又は労働者に対して質問することが必要なのであるが、現行法では、行政廳はこれらの職権を持つていないので、取締上必要な立入調査を行うことができるように改めた。

以上はいずれも現下の社会情勢に適應した必要な改正と認める。

二、事件の利害得失

本改正法案の実施によつて、違法な労働者供給事業の禁止を徹底させ、労働の中間搾取を除き、強制労働の弊害を拂拭し、労働者の権威と自由とを保障し、労働の民主化推進に寄與し得る利益がある。

三、費用

この法律施行に要する費用は、本年度分として九百九十一万五千八百六円である。

審査報告書

健康保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十六日

厚生委員長 塚本 重誠

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山下 義信 小杉 イチ
- 木内キヤウ 三木 治朗
- 小林 勝馬 藤森 眞治
- 中平常太郎 草葉 隆圓
- 谷口彌三郎 井上なつゑ
- 今泉 政喜 宮城タマヨ
- 河崎 なつ

要領書

一、委員会の決定の理由

健康保険法においては、従来般保險者の権利義務に関する規定等で、法律事項と認められる重要な事項を、政令に委任していたが、最近の立法の趨勢に鑑みて、これらの規定を法律に規定し、且つ、その事業をして、社会生活の現状に適應せしめた実体的な改正を図るために、本改正案は、時宜を得た措置と認める。

二、事件の利害得失

被保險者の権利義務に関する規定をより明確にすると共に、事業の運営をして、國民生活の実状に

即せしめる利益がある。

三、費用

この法律を施行するために、別に費用を要しない。

(温泉法案審査報告書は都合により第六十号附録に掲載)

審査報告書

へい、獣処理場等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十六日

厚生委員長 塚本 重誠

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山下 義信 宮城タマヨ
- 井上なつゑ 今泉 政喜
- 河崎 なつ 谷口彌三郎
- 草葉 隆圓 中平常太郎
- 小林 勝馬 三木 治朗
- 木内キヤウ

要領書

一、委員会決定の理由

従来へい、獣処理場等の衛生取締は、各都道府縣令によつて、実施されていたが、昭和二十二年法律

第七十二号「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」の規定により、都道府県令が効力を失うことになり、且つ、獸畜及びへい獸に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、本法案は、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、へい獸処理場等に関し衛生上の取締を徹底させる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔あん厩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案及び國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員会の地方の事務所の設置に関し承認を求めらるの件の審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

〔登記事務の簡易化等に関する請願外一件及び弁護士法改正反対に関する陳情外一件の審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

定價 一部 二四二十錢

發行所

東京市影箱区市ヶ谷本町
電話 九段五三一
印刷局